

IV 兵庫の強みを活かした産業の育成

1 変化に強い産業構造への転換

(1) 国内サプライチェーン網の構築

【経産】

- ・ サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金については、予算額と補助希望額が大きく乖離しているため※、予算枠の拡充を図ること。

また、令和4年度以降も継続して支援すること。

※ 予算額、補助希望額の状況

予算額	補助希望額
R2年度一次補正：2,200億円	【第一次公募(R2.5.22～7.22)】
予備費の活用：860億円	1兆8,636億円
R2年度三次補正：2,108億円 (R3年度へ繰越)	【第二次公募(R3.3.12～5.7)】
	3,118億円

<国・県支援制度の比較>

区分	国内投資促進事業費補助金(R2.2次公募) [経済産業省]	産業立地条例に基づく支援 [県]
対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外へ集中度が高い重要な製品・部素材の国内生産拠点 ・ 国民が健康な生活を営む上で重要なものの生産拠点 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外自社生産施設に類する生産施設の県内新增設 ・ 特定国に依存する部品等の生産施設の県内新增設 ・ 医療物資、医療機器などの生産施設の新増設
支 援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物、設備等の1/4～1/2以内 (中小：1/4～2/3以内) ・ 上限：100億円 (補助対象経費に応じて段階的に低減) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産取得税1/2(3/4)、法人事業税1/2(3/4)軽減 ・ 設備投資補助 6%(10%)、雇用補助 新規正規45万円/人 (新規正規90、新規非正規30) <p>(() 内は、但馬・丹波・淡路等)</p>

(2) 起業・創業、新事業展開の活性化 【内閣官房、内閣府、金融、総務、経産】

主① 「スタートアップ支援・エコシステム グローバル拠点都市」の形成に対する支援

ア スタートアップの集積を推進する取組への財政支援等

- ・ 六甲山へのITベンチャーの拠点形成※1、スタートアップビザ制度を活用した外国人起業家受入のための相談・支援体制の整備※2など、スタートアップ企業の育成・支援に関する取組を行う地方公共団体に対して、財政支援を行うこと。

<県・神戸市の支援事業>

- ※1 ・新たに事業所を開設するIT起業家等に対し、建物改修費や賃借料等の一部を補助
- ・コワーキングスペースを新たに開設する事業者等に建物改修費等の一部を補助

- ※2 起業の場や交流拠点を備えた「起業プラザひょうご」に相談窓口を設置し、外国人起業家の起業活動にかかる相談に対応するとともに、生活面の相談に対応するひょうご多文化共生総合相談センター等とも連携し、県内での外国人の起業を支援

- ・世界的なアクセラレーション・プログラムやピッチコンテストなどイベント誘致によるノウハウの蓄積、世界への情報発信の強化、海外投資家の招致など、選定された拠点都市が世界のスタートアップに選ばれる魅力的な拠点都市に成長していくために必要な支援施策を着実に実施すること
- ・拠点都市におけるスタートアップ・エコシステムを構築し、海外の拠点都市と渡り合えるよう継続的に進化させていくため、今後3年間の集中支援期間の経過後も長期的な支援を実施すること
- ・国際金融都市形成の動きも見据え、神戸市と連携して取り組む金融・スタートアップ関連等の外国・外資系企業や人材の誘致促進に向け税負担の軽減や、在留資格等の緩和など環境整備への支援を行なうこと

イ 中小企業基盤整備機構の官民連携投資ファンドへの出資要件弾力化

- ・リスクマネーの供給が東京圏に集中する中、県内のスタートアップの資金需要に応えるため、県市協調で組成する投資ファンドへの中小企業基盤整備機構による出資の弾力化(※)を行うこと

〔※ 中小企業基盤整備機構による投資ファンドへの主な出資条件〕

- ・「ひょうご新産業創造ファンド」(H23.8~R3.6)におけるIPO実績が1件以上
- ・「ひょうご新産業創造ファンド」での出資額が毀損しない程度の運用実績

〔「内閣府スタートアップ・エコシステム グローバル拠点都市」の選定〕

- ・内閣府が進める「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」に係る募集において、神戸商工会議所、兵庫県、神戸市、大学、民間組織等で構成する「ひょうご・神戸スタートアップ・エコシステムコンソーシアム」が、大阪、京都の各コンソーシアムと連名で申請し、令和2年7月14日、「グローバル拠点都市」に選定された。
- ・京阪神が連携することで、多様かつ力強いシナジー効果を発揮し、関西の将来、日本の将来を担う真の「グローバル拠点都市」の形成を目指す。

主② UNOPS S3i Innovation Centre Japan(Kobe)に対する支援

- 新・ 国連機関であるUNOPS S3i Innovation Centre Japan(Kobe)は、スタートアップ育成プログラム等を通じ、SDGsに関する地球規模の課題解決に資するイノベーションを創出する拠点として、重要な役割を果たすことが期待される。

このため、同センターにおけるスタートアップ育成やスタートアップの途上国進出に対して、新たな支援策を創設すること。

〔UNOPS S3i Innovation Centre(Kobe) R2.11.6 開設(三井住友銀行神戸本部ビル2階)〕

〔UNOPS内の組織変更により「GIC Japan(Kobe)」より、名称変更(R3.5月)
(S3i: Sustainable Investments in Infrastructure and Innovation)〕

- ・スタートアップが有する高度なテクノロジーを活用し、SDGsの課題解決につなげる国連プロジェクト・サービス機関(UNOPS)のイノベーション創出拠点(世界で3拠点目、アジアでは初)

<育成プログラムの内容>

「Global Innovation Challenge」「気候変動への対処」をテーマに、世界からスタートアップを公募。98の国と地域から624件の応募があり、6社を選定。

※ 選定された県内企業

- Sagri(株)(丹波市)：人工衛星やドローンを活用したスマート農業の実現
- GSアライアンス(株)(川西市)：環境、エネルギー分野向けの最先端材料の開発
- オシントック(株)(神戸市)：AIを活用した世界の規制・ルール情報の可視化

<R3年度 兵庫県新規事業「UNOPSと連携したSDGsチャレンジ事業」>

- ・グローバルなSDGs課題解決を目指すスタートアップ等を、県と神戸市が連携して支援
 - 支援内容 ビジネスモデル構築支援、海外展開に向けたサポート等
 - 募集企業 20社程度

主③ 起業・創業等への支援

- ・起業プラザひょうご(※)を拠点に活動する起業家をはじめ、地域で活動する起業家が事業の拡大や首都圏・海外等への販路拡大をめざす際に活用できる新たな支援策を創設すること

※ 起業プラザひょうご

- ・起業の場や交流機能を備えた拠点として、平成29年10月、サンパル内に開設
- ・令和2年9月、産業振興にかかる協定を締結している三井住友銀行の神戸本部ビル2階に移転
- ・同行との官民連携により、新たな起業支援の取組を推進するとともに、併設されたUNOPS・S3i Innovation Centre Japan(Kobe)との連携・交流も推進
- ・起業プラザひょうごの成果や起業の盛り上がりを全県に波及させるため、令和2年7月、エリア拠点として「起業プラザひょうご尼崎」「起業プラザひょうご姫路」を開設

④ ひょうごメタルベルトコンソーシアムへの支援

- ・次世代ものづくり産業において世界的に注目されている金属3D積層造形技術及び国産金属3Dプリンタについて、より一層の普及を図る必要がある。このため、本県では、金属素材製造・加工産業の高付加価値化を図り、新素材の研究・開発を行う拠点として、平成31年4月に金属新素材研究センターを開設し、電子ビーム型とレーザービーム型の2種類の国産金属3Dプリンタを導入した。

同センターの運営や、同センターを拠点として産学連携により取り組む「ひょうごメタルベルトコンソーシアム」の研究・開発について、新たな補助金を創設するなど財政支援を行うこと。

【提案の背景】

- ・金属3D積層造形技術は、次世代のIoT技術に適合しやすい画期的な金属造形技術として注目を集めている。近畿経済産業局による「3D積層造形によるモノづくり革新拠点化構想」など、実用化に向けて開発・研究が進められているが、日本の技術は世界に遅れている。
- ・海外メーカーの金属3Dプリンタは、材料粉末が指定され、新素材開発に支障が生じるほか、指定企業とのメンテナンス契約を締結する必要があり、使用データやノウハウが、海外に流出する懸念がある。

⑤ 航空産業非破壊検査員の育成に対する支援

- ・国の航空機産業の競争力強化に必要な、航空産業非破壊検査員の育成を産業政策、雇用政策の両面から推し進めるため、非破壊検査員養成講習の受講に対する助成金等の支援を拡充すること
- ・非破壊検査員資格取得に必要なOJTを受け入れる企業が増えるよう、指導にあたるスタッフの人件費助成等、効果的な施策を講ずること

【提案の背景】

- ・厚生労働省「人材開発支援助成金」の活用が可能であるが、受講料の一部(3割)を補助するにすぎない。(参考：受講者(H29からの合計)：47人(うち県外24人))
- ・中小企業が国内で国際基準に準拠した航空産業に係る非破壊検査技術者の資格を取得するには、有資格者のいる企業においてOJTを受講する必要があるが、受け入れ企業が少なく、資格取得の障害となっている。

【航空産業非破壊検査トレーニングセンターの概要】

- ・航空機産業における非破壊検査員を養成することを目的として、平成29年11月、県立工業技術センターに航空産業非破壊検査トレーニングセンターを開設
- ※ 国際認証規格(NAS410)に準拠した訓練機関としては、国内初
- ・非破壊検査のうち浸透探傷(PT)、磁粉探傷(MT)、超音波探傷(UT)のトレーニングを実施(講習費用)

区分	基礎講習	応用講習	計
浸透探傷(PT)	235,000円	141,000円	376,000円
磁粉探傷(MT)	380,000円	290,000円	670,000円
超音波探傷(UT)	447,000円	205,000円	652,000円

⑥ 創業・事業継承の促進

- 起業の支援に関する予算を増額確保すること

<ul style="list-style-type: none"> [本県が実施している「若手・女性・ミドル・シニア・ポストコロナ起業家支援事業、ふるさと起業・移転促進事業」の制度の概要] 				
対象経費	事務所開設費、備品費、広告宣伝費等			
補助上限額	100万円（若手・女性・ミドル・シニア・ポストコロナ起業家支援事業） 200万円（ふるさと起業・移転促進事業） ※空き家を活用する場合別途100万円加算			
補助率	1/2			
申請・採択件数		採択枠	申請	採択
	H29	130	319	102
	H30	150	384	136
	H31	180	660	163
	R2	200	627	181
	R3	230	募集・審査中	
※H31年度よりミドル起業家支援事業を新設 ※R3年度よりポストコロナ起業家支援事業を新設				

⑦ わくわく地方生活実現政策パッケージの起業支援に関する運用等の見直し

- 前年度に起業した者も支援対象となるよう、公募開始日以降（今年度は4月1日公募開始）となっている起業時期の要件を前年度4月1日からとすること
- 交付決定日以降（今年度は8月1日交付決定）となっている補助対象期間を当該年度の4月1日以降とすること

【提案の背景】

- 本県の起業家支援事業と比べ起業時期の期間が短いため、支援対象となる起業家が限定される。
- 補助対象期間が「交付決定日（概ね8月1日頃）以降」と定められており、4～8月に起業する者にとって最も経費を要する時期（事業所開設に係る改修費、初度備品費等）が対象とならない。

【国のわくわく地方生活実現政策パッケージとの概要】

起業時期	公募開始日以降、補助事業期間完了日まで（R3.4.1～R4.1.31）
補助対象期間	交付決定日（R3.8.1）～R4.1.31
分野	社会性のある事業に限定

【本県の起業家支援事業の概要】

起業時期	前年度4.1～当年度1.31（R2.4.1～R4.1.31）
補助対象期間	R3.4.1～R4.1.31
分野	ほぼ限定なし

※本県では、起業の裾野を拡大するため、できるだけ多くの起業家を支援する見地から、起業時期については前年度分を対象とするとともに、補助対象期間については、4月1日以降としている。

⑧ IT企業の進出支援

- IT企業の事業所の開設にあたり、一定期間、建物改修費、賃貸料、事務機器取得費などを支援する助成制度を創設すること

【提案の背景】

- IT企業は、情報インフラさえあれば場所を選ばないことから、事業所開設を支援することにより、新たな産業振興や若年者等のUJIターンなどを通じて地域の活性化につながる。
- 骨太の方針2021でも、感染症を契機とした地方への関心の高まり、テレワーク拡大、デジタル化といった変化を後押しして、地方への大きな流れを生み出し、新たな地方創生を展開することとしており、その役割を担うIT企業の誘致を地方が行う場合への支援が必要である。

[本県が実施している「IT企業への進出支援事業」の概要]

対象経費	補助率	補助上限額		
		IT事業所	高度IT事業所	ITリソース誘致
賃借料(3年間)	1/2以内	600千円/年	900千円/年	
通信回線使用料(3年間)		600千円/年		
人件費(3年間)	定額	1,000千円/年人	2,000千円/年人	10,000千円/年人
建物改修費(1回)	1/2以内	1,000千円		
事務機器取得費(1回)		空き家加算あり+1,000千円		
助成総額(3年間)		8,100千円	12,000千円	36,000千円
助成総額(3年間) 空き家加算あり		9,100千円	13,000千円	37,000千円

[助成実績]

企業名	本社	主な事業計画
シリコンバレー・ベンチャー・アント・イノベーション	アメリカ	IT起業家の育成、世界展開支援 等
株式会社ノヴィータ	日本	女性を対象としたキャリア開発支援、在宅ワーク支援 等
株式会社アイキューフォーメーション	日本	ITツールを活用可能な高齢者の育成、若手IT起業家誘致 等

主 (3) 関西全域で取り組む中堅・中小企業の技術開発支援体制

(関西版フラウンホーファー(仮称))の整備に向けた支援

【経産】

- 新**・ 関西広域連合では、関西全域の産業競争力強化や新産業創出のため、公設試験研究機関、大学、国・民間企業の研究機関等の連携により、中堅・中小企業の技術開発を支援する体制(関西版フラウンホーファー(仮称))の整備に向けた検討を進めている。
- このため、在関西の出先機関・研究機関の連携促進や設置・運営に関する財政支援など、産業競争力強化に資する取組に対して必要な措置を講じること。

2 地域を支える産業の振興

(1) 中小企業等への支援の充実 【総務、経産、中企、国交、環境】

① 小規模企業者への支援に関する財源措置の拡充

- ・ 経営指導員等の設置経費に対する財源措置について、業務増にあわせて十分に拡充すること

【国制度の問題点】

- ・ 商工会・商工会議所では、経営発達支援計画を策定して国の認定を受けた際に、計画に位置付けた事業に対して経費補助が受けられる。
- ・ 計画の作成や事業実施に関する業務が増加し、これに対応する経営指導員等が不足する状況になっているが、人件費については補助対象となっていない。

② 中小企業が取り組むIoT・AI等を活用した研究開発の促進

- ・ 戦略的基盤技術高度化支援事業の予算を増額すること

【提案の背景】

- ・ 兵庫経済の元気づくりには、国内外の競争に勝ち抜く力を持った中小企業の育成が不可欠である。
- ・ 資金力に乏しい中小企業の積極的な取組を支援するため、予算の増額が必要である。

【戦略的基盤技術高度化支援事業の概要】 (R3予算:戦略的基盤技術高度化・連携支援事業109億円の内数)

- ・ 情報処理、精密加工、バイオ等の12技術分野の向上につながる研究開発、その試作等の取組を支援 (補助上限額: 1件あたり4,500万円 (ものづくり))

③ 地場産業に対する総合的な支援

ア 地場産業に特化した支援制度の創設

- ・ 新製品や新技術開発、国内外の販路開拓に対する支援など地場産業に特化した支援制度を創設すること

【提案の背景】

- ・ 郷土の歴史と伝統に培われ、地域において重要な役割を果たしている播州織、淡路瓦などの地場産業の振興には、既存の支援制度では不十分のため、特化した支援制度を創設すべきである。

イ 皮革関連予算の拡充

- ・ 「皮革産業振興対策事業」などの皮革関連予算を拡充すること

【提案の背景】

- ・ 皮革産業は、消費者ニーズの多様化、海外製品の輸入増等による天然皮革の消費低迷など、経営環境の悪化から製造品出荷額や企業数が減少の一途を辿っている。
- ・ マーケットインの視点等による高付加価値化、ブランド力の強化及び販路開拓を進めるため、消費者ニーズに対応した取組強化や「ひょうご天然皮革」のブランド化が必要である。

ウ 皮革排水の処理に要する経費への財政支援の充実

- ・ 皮革排水の処理に関する支援制度を充実すること
 - 関係市町の財政負担を軽減する特別交付税措置の継続
 - 補助金の創設 等

【提案の背景】

- ・ 皮革排水は汚濁度が高く、多額の処理経費を要する。特別交付税措置もあるが、十分ではなく、関係市町の負担軽減のため、県単独の補助制度を設けている。

④ 信用補完制度の安定的な運営

- ・ 信用保証協会の保証料率を全体に引き下げ、信用保証料の負担を軽減すること
- ・ 日本政策金融公庫への信用保険向け政府出資金を増額することにより、同公庫が信用保証協会から徴収している保険料率を引き下げる

【提案の背景】

- ・ 金融機関から資金調達する際、相対的に高止まった保証料が中小企業等の負担となっている。
- ・ 中小企業の資金需要に適時適切に対応し、経営の安定と地域経済の発展に資する。

(2) 商店街の活性化

【経産、中小】

① 小売商業・サービス業の創業・開業支援

- ・ 商店街の空き店舗を活用した個店の創業・開業等への補助制度を創設すること

【国制度の問題点】

- ・ 商店街の新陳代謝・活性化を促進するためには、国のアドバイザー派遣等だけではなく、個店の創業・開業等を応援する補助制度が必要である。

【本県が実施している支援】

アドバイザー派遣に加え、出店時の内装工事費、ファサード整備、賃料等の支援を行っている。

② 老朽化したアーケード等の撤去に対する補助制度の創設

- ・ 老朽化したアーケード・小売市場等の撤去に対する補助制度を創設すること

【提案の背景】

- ・ 商業集積機能を喪失している商店街は、アーケード等の撤去により、コンパクト化や住宅・駐車場への転換が進み、街並みの美化、商店街の価値の高まりにより、まちなか居住が促進する場合がある。

【本県が実施している支援】

- ・ 老朽化したアーケード等共同施設の撤去の支援を行っている。

③ 商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の事務権限の移譲

- ・ 地域商店街活性化法による商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の事務権限を都道府県に移譲すること

【提案の背景】

- ・ 商店街の活性化施策を行う窓口を現場に近い地方に一本化し総合的な支援を行うことができるよう、住民に身近な行政として地域の実情を熟知した地方公共団体に委ねるべきである。
- ・ 商店街の商圏が複数の市町域にまたがることから、広域団体である県が行う方が有効である。
- ・ 県は、活性化プランの策定、空き店舗対策、賑わいづくり（イベント助成）、施設整備など多様な支援メニューを展開し、施策に通じている。

【①商店街活性化事業計画・②商店街活性化支援事業計画の概要】

- ①商店街の組合等がその活性化のため地域住民のニーズに応じて行う事業を経済産業大臣が認定。
- ②NPO法人等が行う商店街活性化の取組を支援する事業を経済産業大臣が認定。

(3) 規制緩和による成長戦略の推進

【内閣官房、内閣府、文科、厚労、農水、経産、国交】

① 関西圏国家戦略特区の推進

関西における医療等の国際イノベーション拠点の形成及び国際的ビジネス拠点の形成に向けて企業が機動的に事業展開できるよう、以下のような大胆な規制緩和等を講じること

ア 国際企業（外国・外資系企業）の業務実態に応じた労務規制の緩和

- ・ 国際企業（外国・外資系企業）において、労使間で合意が得られた場合は、午後10時から午前5時までの勤務に対する割増賃金の支払いを不要とすること

【提案の背景】

- ・ 外国に本社や取引先のある国際企業においては、時差のある外国と業務を実施していることから、労使間の合意を前提に、割増賃金を必要としない勤務形態を提供することが必要である。

② 養父市国家戦略特区の推進

- ・ 中小企業信用保険制度の対象業種に農業を追加すること

【提案の背景】

- ・ 高齢化の進展、耕作放棄地の増大等の課題を抱える中山間地域の活性化の全国モデルとして、特区を活用した農業・地域振興を迅速かつ効果的に実現することが必要である。
- ・ そのため、農地所有適格法人や中小企業の農業に参入を推進しているが、中小企業信用保険制度の対象業種に農業がないことから、資金調達に支障が生じている。

【中小企業信用保険制度の概要】

- ・ 担保力や信用力の乏しい中小企業・小規模事業者が金融機関からの借入等により事業資金の調達を行う際に、信用保証協会が行う債務の保証について保険を行う制度

③ あわじ環境未来島特区（地域活性化総合特区）の推進

ア 次期特区計画策定への支援

- ・ 「あわじ環境未来島特区」の次期計画（令和4～8年度）の策定に向け、必要な助言等の支援を行うとともに、認定にあたっては、年度間で切れ目が生じないように速やかに行うこと

【提案の背景】

- ・ あわじ環境未来島特区については、令和4年3月末で、第2期特区計画の認定（H29.3）から5年が経過し、計画期間が終了する。
- ・ 引き続き総合特区制度を活用した地域活性化の取組を推進するため、令和3年度中に次期特区計画を策定する。

【特区計画の概要】

- ・ 対象区域：淡路島全域（洲本市、南あわじ市、淡路市）
- ・ 計画期間：第1期（H24.2.28認定）：平成24年度～平成28年度
第2期（H29.3.27認定）：平成29年度～令和3年度
- ・ 目 標：「生命つながる『持続する環境の島』をつくる
○エネルギーが持続する地域の実現、○農と暮らしが持続する地域の実現

イ 規制緩和、財政・金融上の支援の充実

i) 再生可能エネルギーの創出及びエネルギーの地産地消の推進

- ・ バイオマスエネルギーの利用促進に向け、実証実験の実施や基盤整備に必要な財政支援を行うこと
- ・ 再生可能エネルギーを活用したエネルギーの地産地消を重点的に促進するため、発電・蓄電設備の設置等への支援措置を充実すること

【提案の背景】

- ・ 淡路島では豊富な資源を活用した再生可能エネルギーの創出が進んでいるが、更なるエネルギー創出には、より一層事業者の負担を軽減し、新規参入しやすい環境整備が求められる。
- ・ エネルギー自立のためには、発電した電気を広域的なマネジメントのもとで自家消費する仕組みを確立する必要があるが、設備費用が高額であり、普及促進の妨げとなっている。

ii) 水素エネルギーの活用など脱炭素に向けた温室効果ガス排出削減の推進

- ・ F C V（燃料電池自動車）、F Cバス（燃料電池バス）などの水素モビリティの普及及び水素ステーションの整備促進に向けて支援措置を充実すること
- ・ E V（電気自動車）の普及及び充電設備の整備促進に向けて支援措置を充実すること。加えて、充電時間の短縮や航続距離拡大に向けた技術開発を推進すること

【提案の背景】

- ・ FCVやFCバスの車両価格、水素ステーションの整備費・運営費が高額であり、利用者側・供給側とも導入には多大な経費が必要となっている。
- ・ 一般ユーザーのEV購入を加速させるためには更なる補助制度の拡充が求められる。
- ・ EV保有者を増加させるため、ガソリン車の燃料補給と遜色ないように充電インフラ設備の増設を進めるとともに、充電時間の短縮、航続距離の拡大に向けた技術開発が不可欠である。

3 農林水産業の基幹産業化

(1) 貿易自由化への対応

【内閣官房、農水】

- ・ EPAやFTAなど貿易自由化の進展に対して以下のような適切な対応に努めること
 - 貿易自由化に関する交渉の内容や状況、国内への影響等について、国民へ正確かつ迅速な情報発信
 - 「総合的なTPP等関連政策大綱」の確実な実行はもとより、状況の変化を柔軟に捉えた対策の機動的な実施

(2) 農業の経営基盤の強化

【内閣府、総務、財務、農水、国交】

① 多様な農業の担い手育成

ア 新規就農者に対する支援の充実

(就農研修事業に対する支援策の充)

- ・ 農業教育高度化事業の就農研修について、スマート農業、グローバルGAPなど新たに取り組む分野を学ぶカリキュラムだけでなく、土づくりや育苗等の基礎的なカリキュラムも含めて体系的に学べるよう一体的に支援を行うこと

【提案の背景】

- ・ 支援対象が新たな分野を学ぶカリキュラムに係る経費のみに限定されているが、就農研修は対象者が毎年入れ替わるため、基礎的なカリキュラムから応用的なカリキュラムまで幅広く実施する必要がある。

イ 法人化に対する支援の強化

- ・ 農業経営法人化支援事業について、複数経営体による法人化だけでなく、認定農業者や認定新規就農者が個別に法人化する場合についても対象とすること

【国制度の問題点】

- ・ 農業経営法人化支援事業は、集落営農組織や複数の経営体で法人化する場合に活用できる。
- ・ 農業経営の基盤強化のため、個別経営体についても規模拡大や経営の多角化等により収益力を高めることが重要であり、資金の調達、人材の獲得等に有利な法人化の更なる推進が必要である。

【個別経営体(認定農業者、認定新規就農者)も対象とする場合の助成対象となり得る者】

2,745 (認定農業者数：2,469、認定新規就農者数：276) ※ R2年度末現在

【本県が実施する「農業経営スマート化促進事業」の概要】

農業経営の法人化や雇用拡大、経営継承に取り組む農業経営体に対し、経営の多角化・高度化に必要な機械等の導入や、圃場・経営管理ソフトを活用した経営分析による経営改善、法人運営に必要な専門人材の雇用を支援している。

支援メニュー	事業対象者の要件	事業内容	補助率
① スマート化促進 機械整備事業	○法人格を有しない個別経営体 単独又は他の農業経営体と共同 で法人を設立すること	経営の多角化・高度化に必要となるスマート農業機械等の導入を支援。	1/3 以内
② 組織運営スマー ト化支援事業	○法人格を有する個別経営体 雇用の拡大を行う又は他の農業	経営管理・圃場管理ソフトを活用した経営分析やICT技術の導入等、経営の高度化・多角化を支援。	1/2 以内
③ 法人運営プロフェッ ショナル人材活用事 業	法人と合併・統合を行うこと 等	企画調整・事務処理等、法人設立に必要な能力を有する者を雇用又は業務委託する経費を支援	1/2 以内

ウ 企業の農業参入の推進

i) 法人農地取得事業の一般制度化

- ・ 養父市国家戦略特区の法人農地取得事業を一般制度化を検討すること

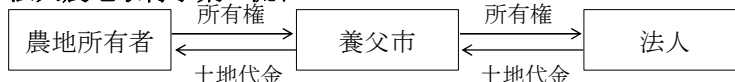
【提案の背景】

- ・ R3年4月の法改正により特例期間の2年間延長が決まり、政府として特例制度のニーズと問題点の調査を特区区域以外においてもR3年度中に実施し、その結果に基づき全国への適用拡大について調整することとなった。
- ・ 養父市が主張するように、農業の担い手が不足する中山間地域では、多様な担い手の確保・育成は急務であることから、参入企業が地域に根ざし長期安定的な農業経営の実現を図るためには、農地取得にかかる選択肢を広げることも必要と考える。
- ・ 一方、一般制度化に向けては、特区における法人の取得農地の活用状況の検証・評価や、政府の調査結果等をふまえ、慎重に見極めていくことも必要である。

【養父市国家戦略特区で行われている「法人農地取得事業」の概要】

- ・ 農地を取得して農業経営を行おうとする「農地所有適格法人以外の法人」が次の要件を満たす場合には、市を経由して農地取得が可能(法施行後5年間に限り手続きができる)
 - 農地が適正に利用されていない場合、市へ所有権移転する旨を契約に明記
 - 業務執行役員のうち1名以上が耕作等に従事すると認められる 等

<法人農地取得事業の流れ>



【農地取得を行う法人(H28. 11. 9、H29. 2. 21、H30. 3. 9、R2. 3. 18計画認定)】

法人名	生産作物	元会社
(株)Amnak	酒米を生産	山陽Amnak(株) (外壁タイル施工、住宅リフォーム等)
ナカバヤシ(株)	ニンニクを生産	印刷製本、アルバム製造等
(株)やぶの花	リンドウを生産	姫路生花卸売市場 (花卉)
住環境システム協同組合	レタス等の水耕栽培	木材・住宅関連会社による協同組合
(株)マイファームハニー	蜜源レンゲ等	(株)マイファーム (農業サービス業)
養父町開発(株)	桑の栽培	養父市・マルゴ緑化園(株)等

ii) 機械・施設の導入等への支援制度の創設

- ・ 企業が農業参入する場合に必要な機械・施設の導入、技術習得に対する支援制度を創設すること

【提案の背景】

- ・ 参入企業の多くが生産技術の未確立や機械・設備導入コスト高により不安定な農業経営となっている。長期安定的な農業経営には機械・設備の導入や生産技術の習得・向上への支援が必要である。

【本県が実施する「企業の農業参入推進事業」の概要】

- ・ 業態の転換等を指向する農業参入に意欲のある企業の円滑な営農定着に資する各取組及び雇用拡大に向けた経営発展の取組を支援する。

支援メニュー	事業内容	補助率 (補助上限)
①参入定着支援 (H22~)	新規参入企業の農業経営の確立、経営安定を支援	県1/2以内 (上限: 500千円/企業)
②経営力向上支援 (H30~)	雇用者を増加させる企業の新たな事業拡大の取組を支援	県1/2以内 (上限: 400千円/企業)

[R2実績] 2企業 (補助金811千円) [H22年度~R2年度事業実施企業: 48企業]

[事業効果] 新品目導入への試験栽培 (1企業: 露地野菜)、ブランド力向上 (1企業: 加工品包装試作)

エ 農業における施設等貸与制度の創設

- ・市町や組合が施設・設備、機械を購入・保有し、利用者に貸与する制度に対して、新たな支援策を創設すること

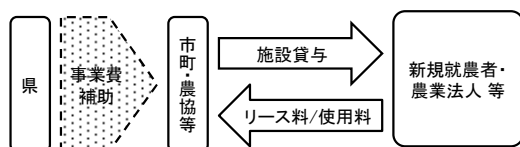
【提案の背景】

- ・新規就農者や参入企業にとって、生産性向上のためには農業施設や機械等の初期投資が必要となるが、金融機関等からの融資は農業経営にとって大きなリスクとなる。

【本県が実施する「農業施設貸与事業」の概要】

実施主体	農協、市町等
利用者	新規就農者、農業法人、定年帰農者等
対象施設	園芸用ハウス及び附帯設備
助成内容	対象施設の整備を県が補助することで新規就農者等が支払うリース料・使用料を軽減 ※利用者は貸与の方法としてリース方式（利用者が希望する仕様の施設を貸与。リース期間終了後、利用者は取得可能）又はレンタル方式（事業主体の標準仕様施設を貸与。年間使用料はリース方式と比較して一般的に低額）の選択可
補助率	新規就農者向け1/2、農業法人向け1/3、定年帰農者向け1/3

<イメージ図>



〔H27～R2実績(累計)〕 228経営体

〔事業効果〕 県内施設面積：211a増加、
生産額：109百万円増加(見込)

オ 農福連携への支援

（農山漁村振興交付金（農福連携対策）の実施要件の見直し等）

- 新・ 都道府県が行う地域での普及啓発について、令和4年度以降も継続的に支援を受けられるよう見直すこと
- ・ 農業者側での農福連携の取組を進めるため、さらなる事例収集・発信を図ること

【提案の背景】

- ・ 農福連携の取組拡大には、「障害者に関する知識や接点がない」「農福連携のメリットが分からない」という農業者の課題※を解消し、障害に対する理解促進や障害者雇用の関心を高める事が必要となるため、取組事例の収集・発信など継続した普及啓発が必要である。

※ 出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「農福連携の普及啓発に関する調査・研究事業（農業経営にもたらす効果の調査・研究）調査報告書」（令和2年3月現在）

主② スマート農業の推進

- ・大規模担い手農家における省力化や低コスト化に加え、多くの農家の負担になっている草刈り・水管理作業の負担軽減や、中山間地など作業効率の悪い地域でスマート農業機械等の導入を進め、持続的な農業を営んでいけるよう、スマート農業機械の導入や普及を支援する予算を大幅に拡充すること

<スマート農業関連実証事業の国予算・採択件数の推移>

区分	R1		R2				R3
	R30補正	R1当初	R1補正	R2当初	R2.1次補正	R2.3次補正	R3当初
国予算	6,153	505	7,150	1,500	1,050	6,200	1,359
採択件数 (うち兵庫)	69(1)		52(0)		24(1)	31(2)	

[本県のR3当初採択] ←

①丹波地区

- ・実証課題名：丹波地域における有機野菜栽培のリモート化を通じた持続可能な営農モデルの実証
- ・実証グループ：丹波有機スマート農業実証コンソーシアム((株)マプリア)

②淡路地区

- ・実証課題名：淡路島から発信！ほ場利用率300%が挑む、SDGs社会の実現に向けた施設園芸と露地野菜を組み合わせたハイブリッド地域社会農業の実現
- ・実証グループ：淡路島スマート農業実証コンソーシアム((一社)スマートな島ぐらし推進協議会)

③ 農地の有効活用の促進

主ア 不耕作農地を活用するための総合的な支援制度の創設

- ・不耕作農地の発生防止と解消のため、①効率的な農地の耕作状況把握モデル構築、②地域での話し合い促進、③農地利用図の作成、④生産から消費まで一貫して担うJA子会社等の機械導入や人材確保など、地域の農地管理を総合的に支援する制度を創設すること

【提案の背景】

- ・農業就業人口の減少や高齢化により不耕作農地が増加している。地域内での話し合いの機会が減少しているほか、農業者等は優良農地のまとまった農地を希望する一方、農地所有者は一区画が小さく段々の田畑などを提供することを望んでいるため、大きなギャップが生じている。

【本県が実施している「地域農地管理事業」の概要】

- ・優良な不耕作農地の活用促進と中山間地等の農地の有効活用を図るため、地域での話し合いの促進やJAの子会社等により生産から消費まで一貫して担う事業を支援

(R3年度からの新たな支援内容)

支援メニュー	事業内容
効率的な農地耕作状況の把握	衛星データ等を活用した農地の耕作状況把握モデルを構築
守るべき農地の明確化への支援と農地活用施策のコーディネート	コーディネーターが地域主導の話し合いを促し、守るべき農地の明確化とその維持・活用に向けた事業メニュー等を提案
新たな担い手を呼び込むための支援の強化 (不耕作農地の短期保全管理支援、新たな担い手を呼び込むための支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手のいない不耕作地等の耕耘等、農地管理に関する負担を軽減 ・定住支援や技術習得先など地域の受入体制を農業サイト等で発信担い手の負担軽減のため、地域による効率的な草刈体制を確立

※継続事業：農業機械の導入支援、人材確保支援、耕作条件の改善支援、農地集積・活用支援、小規模農家サポート体制整備

イ 人・農地プランの実質化への継続支援

新・令和3年度以降に新たに人・農地プランを作成する市町への支援を継続すること

【提案の背景】

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により工程表を令和2年度から令和3年度に延長した地区については、経営継承・発展等支援事業（推進事務）により引き続き支援措置があるが、令和3年度以降に新たに人・農地プランを作成する地区についても支援対象とするよう要望する。

【「経営継承・発展等支援事業（推進事務）」の概要】

R3国予算額：1,503百万円

対象者	市町、県
補助内容	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和3年度に工程表を延長した地区における人・農地プランの実質化に取り組む市町の地域での話し合い等にかかる実質化に向けた活動経費を定額支援

ウ 実行性ある農地中間管理事業の制度充実

i) 担い手への農地集積の促進につながる施策の充実

- まとまった農地を機構を通じて担い手に貸し付ける取組が促進されるよう、機構集積協力金交付事業をはじめとした施策の充実と機構運営に要する予算を十分に確保すること

【提案の背景】

- 農地中間管理機構への農地の貸付割合に応じ地域へ交付される地域集積協力金は、担い手への農地集積を促進する上で効果的に活用されている。

【機構集積協力金及び機構運営に要する予算】

機構集積協力金交付事業	R3国予算額：46億円（R2国予算：57億円） <ul style="list-style-type: none"> 地域集積協力金：機構にまとまった農地を貸し付ける地域への支援 集約化タイプ：担い手同士の農地交換を支援 経営転換協力金：経営転換やリタイアする個々の出し手への支援 等
農地中間管理機構事業	R3国予算額：60億円（R2国予算：63億円） <ul style="list-style-type: none"> 機構の運営や業務委託に必要な経費の支援

ii) 条件不利農地を集積して規模拡大を行う担い手を支援する制度の創設

- 農地中間管理事業を活用し、条件不利農地を集積して規模拡大を行う担い手を支援する制度を創設すること

【提案の背景】

- 区画が不整形で狭小なことや草刈等の作業負担が大きい長大法面の多い条件不利農地を抱える地域においても、条件不利農地を含めた利用集積を進めることができる制度が必要である。

【「条件不利農地集積奨励事業」の概要】

対象者	農地中間管理機構を通じて農地を借り受けた経営体
補助内容	<ul style="list-style-type: none"> 条件不利農地：20,000円/10a（ほ場整備未整備地） 悪条件農地：40,000円/10a（急傾斜地(1/20以上)の農地、進入路が狭く機械作業が困難な農地等）

エ 農業委員会等の機能と体制の強化

- ・ 「農地等の利用の最適化の推進」を図るため、農業委員会及び農業委員会ネットワーク機構（農業会議）の機能強化と体制整備に必要な財政措置を講じること
 - 農業委員会交付金、農地利用最適化交付金、機構集積支援事業、都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金の予算の拡充
 - 地方交付税交付金に関する農業委員会費の充実

【提案の背景】

- ・ 農業委員会が、業務と組織運営を円滑に実施し、農地等の利用の最適化の推進の成果をあげるためには、事務局の体制整備・強化、農業委員会ネットワーク機構（農業会議）による活動・運営支援強化と、これらの業務の内容を的確に踏まえた財源の確保が必要である。

〔「農地等の利用の最適化の推進」とは〕

- ・ 農地等の利用の最適化の推進とは、①担い手への農地利用の集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進を柱とした活動。
- ・ 改正農業委員会法（平成28年4月1日施行）で農業委員会の最も重要な事務に位置付けられた。

④ 農地・農業用水の保全及び整備の推進

ア 農業の競争力強化を図るためのほ場整備などの推進

i) 農業競争力強化農地整備事業等の予算確保

- ・ 作業効率の向上や担い手への農地集積の加速化を計画的に推進するため、下表の地区における農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業の予算を当初予算で確保すること

〔本県のほ場整備等計画地区〕

区分	地区名	受益農地	予定工期	総事業費(百万円)
継続	ようぎ 養宜（南あわじ市）ほか23地区	830ha	H23～R7	23,077
R3新規	にしやまやなぎさわひがし 西山柳沢東（淡路市）ほか3地区	95ha	R3～R11	3,352
	計	925ha	H23～R11	26,429

【提案の背景】

- ・ 農業競争力強化農地整備事業や農地中間管理機構関連農地整備事業は、作業効率の向上や担い手への農地集積の加速化、田畑輪換（同一農地において、水稻と畑作物を交替生産する利用方式）による農地の有効利用の促進等を実現する生産基盤の整備を進めるために活用している。
- ・ しかし、R2予算は要望額に対してほぼ100%の充当率であったが、補正と当初の割合は6:4と補正予算に頼っている状況であり、計画的な事業執行に支障が生じている。

ii) 農地中間管理機構関連農地整備事業の制度拡充

- 農地中間管理機構関連農地整備事業の受益面積要件について、地域を一体的に整備できるよう、同一集落内および同一水利系統等の農地についても対象となるよう、制度を拡充すること

【国制度の問題点】

- 現行制度では、おおむね1ha以上のまとまりのある農地に限り事業対象（平場の場合）とされているが、地形条件等に起因して要件を満たさない農地（飛び地）についても、地域農業の更なる合理化を図る上で、県単事業等の活用などにより一体的に整備する必要がある。
- 一方、県単事業等を併用して整備を実施した場合、換地計画を一体的に策定することができず、これまでからは場整備の実施に向けて事業採択をめざしてきた地域では、所有権の集約化を図れないことで地域内の不公平感が生じるなど合意形成の支障となっている。
- このため、同一集落内および同一水利系統の農地等については、政令に定められた団地的に存在する農地と見なし、面積要件（1ha以上の団地）に関わらず、農地中間管理機構関連農地整備事業として一体的に整備・換地が実施できるよう制度拡充が必要である。



- すでに区画整理が行われた地域の農地の条件整備として、用水路を管路化する場合も、本事業の補助対象となるよう制度を拡充すること

【提案の背景】

かつて区画整理を行った地域の多くは、用水路が開水路であり、水管理などに多大な労力を要している。今後水管理の省力化、水温・水位のデータ管理などスマート農業に対応した基盤整備を進めるためには、区画整理済地域における用水路の管路化が必要である。

iii) 水利施設等保全高度化事業の要件緩和

- 水利施設等保全高度化事業(特別型)における産地形成支援事業(支援費)の事業主体要件について、事業実施地区は水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外されるが交付対象水田となるよう要件緩和すること。

【国制度の問題点】

- 水利施設等の農業生産基盤を整備することにより、高収益作物の作付面積割合が5割以上となる場合、農業者の費用負担分を支援する産地形成支援事業(支援費)が創設された。しかし、本事業を実施した場合、水田活用の直接支払交付金の対象水田から除外される。
- 本県は、水田率が9割と高く田畑輪換を推進しており、交付金の対象外では事業活用が困難であるため、実施地域においても交付金対象となるよう拡充が必要である。
- 産地形成支援事業(支援費)は、基盤整備に伴う農業者の費用負担分を支援する一時的なものである。一方、水田活用の直接支払交付金は作付する作物に応じて交付されるもので恒久的なものであることから、農地所有者の理解を得ることが困難であるため、実施地区においても交付金の対象となるよう拡充が必要である。

イ 国営造成農業水利施設の維持保全

i) 国営土地改良事業「東条川二期地区」の計画的な実施

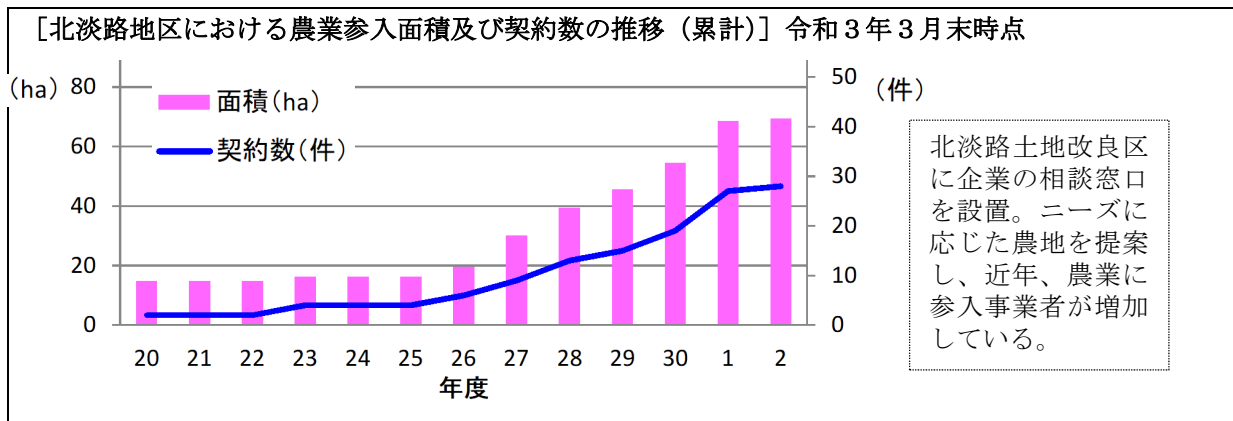
- ・ 国営土地改良事業「東条川二期地区」の更新整備事業を計画どおりに実施し、早期に完成させること

主要工事	①鴨川ダム、安政池、船木池の改修 ②幹線用水路改修 14.7km ③ため池耐震補強 (昭和池、小野大池、権現池、東実大池、曾我新池) ④水管理施設改修
事業期間	令和3年度～令和14年度 (12年間)
受益面積	3,413 ha (受益者数6,125戸)
概算事業費	129.8億円
農水負担率(%)	国：県：市町：農家＝66.6：19.4(30)：9.0(3.4)：5.0(0) ※()書は耐震対策

ii) 国営農地開発事業北淡路地区における農地、農道の整備及び農業水利施設の老朽化対策

- 新**・ 企業の農業参入等によって活性化しつつある本地区の農業生産を持続的に発展させるため、農地・農道の再整備への支援と、国営事業による基幹水利施設の老朽化対策を実施すること
- 新**・ 参入企業等による高収益農業の展開に不可欠な農地や農道の条件整備を進めるための補助事業の予算を確保すること
- 新**・ 水源施設の集約・再編も視野に入れた、長寿命化やライフサイクルコストの低減を図る戦略的な機能保全計画のもとでの速やかな農業水利施設の更新整備を実施すること
- 新**・ 企業参入の進展等に伴う農業用水需要の多様化や農業用ダムの治水利用などによって高度化・複雑化する水利施設の管理・操作に対する支援を継続して実施すること

施設名	設備名	造成年度
常磐ダム (国有施設)	取水設備、放流設備、揚水機場等	S48
谷山ダム (国有施設)	取水設備、放流設備、揚水機場等	S48
中央管理所 (国有施設)	鉄筋コンクリート造 (複層塗材吹付)	H元
幹線送水路 (国有施設)	幹線水路16km DCIP, SGP φ200～300 等	S43～H元
支線送水路 (改良区有施設)	支線水路32km DCIP, SGP, VP φ75～150 等	



【提案の背景】

- ・ 農地借受の希望は多いが、本地区は整備年次が古く、道路は総じて狭隘で、また一部には区画形状が不整形な農地もあることから、効率的な営農に適した農地が少なく、農地、農道の整備を進めている。
- ・ 国では令和3年度から老朽化対策の方向性を検討するための調査事業に着手したところであるが、県、市、土地改良区と一体となって農地利用及び用水需要の見通しを定め、適切な事業計画を立案する必要がある。
- ・ 企業参入により、多様な農業生産が展開され、用水需要も多様化している。また、北淡路土地改良区が管理する常盤ダム、谷山ダムは、令和2年8月に治水利用協定を締結した。このように多様化している用水需要や治水利用協定に応じた管理を推進するため、令和3年度に創設された水利施設管理強化事業を活用し、国・県・市共同による継続的な支援が求められる。

iii) 国営造成施設の管理体制の整備・強化

- 新**・ 国営造成施設の多くが国有財産として土地改良区に管理委託されており、これらの管理の合理化や地域防災に対応する施設整備及び、安定的な管理体制の整備・強化を図るため、国営造成施設管理体制整備促進事業の予算確保や制度を継続すること

【提案の背景】

- ・ 混住化の進む東播用水地区では、ため池の治水機能を高める放流施設整備等の地域防災活動や、突発事故に備えた予防保全、管理の合理化等に取り組んでいる。特に、近年は集中豪雨の頻発化による人家等への浸水被害の懸念から、農業水利施設を活用した公的役割に対する期待がますます高まっている。

ウ 多面的機能支払交付金の安定的な実施

- ・ 多面的機能支払交付金は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づく制度であり、要望額に応じた予算を確保すること
 - ・ 活動組織の広域化のインセンティブとなるよう、運営・管理に要する経費を広域化の取組内容に応じて支援する加算制度を創設すること
 - ・ あらゆる世代が対応できるよう事務処理及び制度を抜本的に簡素化すること
- 新**・ ため池の洪水調節機能が適切に発揮されるよう、ため池の事前放流の実施にかかる加算制度を創設すること

【提案の背景】

- ・ 資源向上支払(長寿命化)の要望額に対する内示率が減少している。(農地維持支払及び資源向上支払(共同)の要望額に対する内示率は100%)
○資源向上支払(長寿命化) (内示率) H31: 84% → R2: 74% → R3: 78%
- ・ 今後、持続的な体制づくりに向けて活動組織の広域化を促進する必要があるが、事務局経費を支払交付金から支出するには活動組織への負担が大きく、経費の確保が課題となっている。また、昨年度の制度改正により広域化(対象面積200ha未満)への支援額が減少(40万円→20万円)するなど、活動組織に対する広域化のメリットが減少している。ついては、広域化へのインセンティブとなるよう事務局運営に要する職員等の人件費の支援などの加算制度を創設することが必要である。
- ・ 令和3年度より水田の雨水貯留機能強化(田んぼダム)にかかる加算制度が創設されており、全国一のため池を有する当県のため池の事前放流の取組を拡大するためには、水田貯留と同じような加算制度の創設が必要である。
- ・ 報告様式の一部簡素化が図られたが、依然として活動組織が作成する事務作業量が多いため、活動を継続できない組織が見受けられる。よって、中山間地域等直接支払交付金並みの制度・事務手続等の簡素化が、必要である。

エ 農地・農業用施設災害関連事業の充実・強化

- 農地・農業用施設の災害関連事業の国庫補助率の嵩上げなど制度を充実すること

【国制度の問題点】

- 災害関連事業は国庫補助率が50%となっており、残りは市町及び農家の負担となる。
- 激甚災害に指定された場合、別途補助率の嵩上げ（80%～92%）はあるものの、農地災害関連区画整理事業の農地は、補助率の嵩上げ対象外となっており、国庫補助率が著しく低くなっている。

オ 農業生産を支える農地防災施設のインフラ長寿命化対策の推進

- 小規模な修繕・更新にも補助事業が適用できるよう制度を充実すること

【国制度の問題点】

- 堤防の修繕、水門設備の更新などの小規模な農地海岸の老朽化対策などでは、要領に記されている総事業費（高潮・浸食対策：10,000万円以上、海岸耐震・海岸堤防等老朽化対策：5,000万円以上）に満たないことが多く、小規模な修繕・更新等のきめ細やかな対策を実施できない。

⑤ 水田農業の活性化の推進と経営安定対策の充実

ア 需要に応じた米生産と水田フル活用の推進

（適切な作付誘導の推進に向けた産地交付金の改善）

- 需要に応じた米の生産を推進し、地域の特色ある産地づくりを進めるため、引き続き産地交付金の予算を確保するとともに、地域への配分額を早期に決定すること

【提案の背景】

- 産地交付金は、米の需給調整だけでなく地域特産物等の高収益作物への作付誘導による特色ある産地づくりのためにも重要な制度である。
- しかし、国から県段階への当初配分が4月と秋以降の2段階方式で配分され、生産者へのメニューや単価の提示が5月以降、単価等の確定が秋以降となる。
- 効果的に作付誘導を行うためには、引き続き必要な予算を確保するとともに、生産者の作付判断が的確にできるよう、早期の配分額内示が必要である。

【産地交付金の概要】

県や市町段階で作成する作物振興の設計図「水田収益力強化ビジョン」に基づき、戦略作物への上乘せや地域振興作物への助成、二毛作や耕畜連携への助成、新技術や新品種の導入など、地域の判断で各地域での施策誘導に資する使途や単価を設定できる仕組み。

イ 農業の経営安定対策の充実

i) 畑作物の直接支払交付金の充実

- 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）の数量払について、自然条件等の都道府県間の生産条件の格差を踏まえた制度とすること

【提案の背景】

- 稲、麦、大豆等による二毛作や2年3作など水田の高度利用の一層の促進が必要である。
- 現行基準では全国一律の単価となっているが、土質や自然条件など生産者の努力だけでは改善しがたい条件から生じる、地域ごとの平均収量の差を踏まえた単価設定や加算措置が必要である。

【畑作物の直接支払い交付金（ゲタ対策）の概要（対象品目：麦、大豆、そば、なたね）】

(ア) 数量払

- 標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分を単位数量当たりの全国一律単価で交付
- 単価については、品質による格差を設けた単価表に基づき増減（品質加算）

(イ) 営農継続支払

営農を継続するための最低限の経費相当額として、全国一律に2万円/10a（そばは1.3万円）を当年産の作付面積に基づき交付

ii) 飼料用大麦への支援制度の拡充

- ・新型コロナウイルス感染症拡大影響により需要が落ち込んでいる麦茶用大麦を需要のある飼料用として作付転換する場合にも経営所得安定対策等の中で支援が受けられるよう制度を拡充すること

【提案の背景】

- ・ 麦茶用大麦を需要のある飼料用として転換した場合は、畑作物の直接支払交付金の対象外となり、農家所得が大きく減少する。
- ・ 飼料用大麦についても、畑作物の直接支払交付金あるいは飼料用米と同様の水田活用の直接支払交付金（戦略作物助成）での支援が必要。

【畑作物の直接支払い交付金(ゲタ対策)の概要(対象品目：麦、大豆、そば、なたね)】

対象品目に大麦は含まれるが主食用大麦が対象であり、飼料用大麦は対象外となる。

⑥ 中山間地域等直接支払い交付金等の予算確保

- ・ 中山間地域等直接支払交付金と、きめ細かな指導・支援に必要な推進交付金の予算を確保すること
- ・ 集落での地域活動等に安心して取り組めるよう、年度当初に満額で内示すること

【国制度の問題点】

(中山間地域等直接支払交付金)

- ・ 本県では、本交付金を活用しつつ、集落での地域活動や農業生産活動等の取組に対する支援を行い、中山間地域における農地の保全に取り組んでいる。
- ・ 当交付金は農業生産条件が不利な地域で適正な農業生産活動を継続するために必要不可欠であり、集落への満額交付に努める必要がある。しかしながら例年、年度当初に満額内示されないことが市町や各集落において本制度に対する不安につながっている。

(きめ細かな指導・支援に必要な推進交付金)

- ・ 令和2年度は、要望額の55%であった。市町の人員が減少する中、交付金の交付対象面積が増加し、実施状況の確認事務が増加しているにも関わらず、推進交付金が不足している。

⑦ 環境保全型農業直接支払交付金の安定的な実施

ア 十分な予算の確保

- ・ 要望額に応じた交付金を全額交付できるよう引き続き十分に予算を確保すること

【国制度の問題点】

- ・ 要望を満たす配分がされていないことがあった。
(要望に対する配分率 H30：94%、R1：96%、R2：100%)

【「環境保全型農業支払交付金」の概要】

(R3国予算：25億円 (県要望額：8千万円、R2国予算：25億円))

趣 旨	農業者の組織する団体等が化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援
対象取組	全国共通取組：カバークロープ、緑肥の作付け、堆肥の施用、有機農業(国際基準)リビングマルチ、早生栽培等 地域特認取組：冬期湛水、中干延期等
その他	全国共通取組に優先配分され、残額が地域特認取組に配分される。 また、国際基準GAPの取組が必須要件となっている。

イ 制度の簡素化

- ・ 高齢化にも対応できるよう事務処理及び制度を抜本的に簡素化すること

【提案の背景】

- ・ 事務負担が大きく制度が煩雑なため、特に高齢者には対応が困難となっており、取組申請をあきらめる生産者がいる。
- ・ R2から、新たな事務（有機農業取組者に対する新たな書類作成等）が追加され、より複雑さを増した。

⑧ 農山漁村地域整備交付金の予算確保

- ・ 下表の地区における農山漁村地域整備事業の予算を確保すること

[令和4(2022)年度 農山漁村地域整備交付金 主な事業計画] (単位：百万円)

事業名	地区	所要額(国費)	
農業農村基盤整備	農地整備	倭文長田(南あわじ市)ほか8地区	376
	水利施設整備	稲美天満(稲美町)ほか6地区	188
	農村整備(農業集落排水整備等)	広谷(神戸市)ほか23地区	313
	計	40地区	877
森林基盤整備	治山事業	伊川谷町小寺(神戸市)ほか14地区	481
	林道改良事業	須留ヶ峰線(朝来市)ほか2路線	31
	林道点検診断・保全整備事業	中倉線(丹波篠山市)ほか7路線	15
	森林空間総合整備事業	六甲山地区(神戸市)	16
	花粉発生源対策促進事業	河内地区(宍粟市)ほか19地区	172
	計	34地区	574
水産基盤整備	漁村再生交付金事業	南あわじ地区(南あわじ市)ほか1地区	31
	計	5地区	31
海岸保全施設整備	海岸保全施設整備事業(漁港)	家島(姫路市)ほか2地区	191
	計	3地区	191
合計	82地区	1,686	

⑨ 地方創生道整備推進交付金の予算確保

- ・ 広域農道・林道整備事業を推進する地方創生道整備推進交付金の予算を確保すること

【提案の背景】

- ・ 予算不足による整備待ちの状態の解消が進めば、農山村地域の活性化に不可欠な広域農道と「第3期ひょうご林内路網1,000km整備プラン」に基づく林道の整備の着実な推進に寄与する。
- ・ 林業の収益性向上が図られ、低コストかつ安定的な原木供給体制の整備が進む。

【第3期ひょうご林内路網1,000km整備プランの概要】

大型製材工場、木質バイオマス発電施設が稼働開始するなど、大幅な木材需要の増加が見込まれることから、木材の安定供給体制の一層の強化を図るため、令和元(2019)年度から令和5(2023)年度までの5年間で新たに1,000kmの林道・作業道の路網整備と、効率的な木材生産を可能とする概ね65haをひとまとまりとする「低コスト原木供給団地」を150団地設定する取組

⑩ 施設園芸の推進に対する支援

ア 強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の予算の確保

- 都市近郊の立地を活かした野菜や果樹等の生産を拡大する以下の取組の推進を可能とするため、強い農業担い手づくり総合支援交付金等の予算を確保すること
 - 大規模な耐候性ハウスの整備
 - 温度、湿度、二酸化炭素等をコントロールできる環境制御型の施設園芸の推進

【提案の背景】

- 農業所得の向上や地域雇用の促進を図るためには、耐候性ハウスや環境制御による園芸施設など天候に左右されず安定的な作物生産が可能となる施設の整備が必要である。
- 産地生産基盤パワーアップ事業の継続が不透明な中、強い農業・担い手づくり総合支援交付金の予算拡充が不十分である。
- 特に、環境制御装置等、機器類のみの導入支援は、産地生産基盤パワーアップ事業の継続がなくなれば既存の補助事業のメニューでは乏しい状況となる。

【加西市の次世代施設園芸団地の概要（当該モデル団地の設置により施設園芸の機運が高まっている）】

整備・所有	公益社団法人 兵庫みどり公社
運営主体	株式会社 兵庫ネクストファーム (構成員) JA兵庫みらい、(株)兵庫みらいアグリサポート、(株)サラダボウル、(株)ハルディン
運営体制	正社員16名、パート約100名 (R2.8)
所在地	加西市鶉野町・野条町 (敷地面積 約8ha)
施設の概要	連棟温室 3.6ha、集出荷施設0.4ha、CO2発生及び暖房用ボイラー等
栽培概要	(1) 品 目：トマト (栽培面積3.6ha) (2) 生産量：5作目 (R1.9~R2.8) 中玉416t、ミニ302t 計719t

イ 中小規模の環境制御型施設整備事業の創設

- 条件不利地域等で産地の規模に関わらず、中小規模でも環境制御型の施設園芸に取り組むことができるよう、新たな施設整備事業を創設すること

【提案の背景】

- 兵庫県における1戸・経営体あたりの平均経営耕地面積は1.08ha(全国2.54ha、北海道26.51ha)※で小規模経営体が多い。 ※2015農林業センサ
- 3.0ha以上の経営耕地規模を持つ農家も全体の2.8%と少なく、条件不利地域等を中心に国交付金の下限面積(5ha(中山間地域3ha))を満たす産地規模の確保も困難となっている。
- これら経営体の収益性向上を図るためには、安定生産が可能な中小規模での環境制御型施設園芸の普及・拡大が必要である。

主⑩ 畜産物の生産振興に対する支援

ア 但馬牛飼育システムの世界農業遺産の認定に向けた協力体制の構築

- 但馬牛の魅力と歴史を国内外へ情報発信し、地域の活性化を図る「但馬牛飼育システム」の世界農業遺産認定に向け、国連食糧農業機関 (FAO) への働きかけや協力体制を構築すること

【世界農業遺産 認定申請の概要】

- 申請者 「美方郡産但馬牛」世界・日本農業遺産推進協議会 (会長：香美町長)
- 申請日 R1.10.8 (農林水産省を通じて、国連食糧農業機関(FAO)に申請)
- システム名 「人と牛が共生する但馬牛の飼育システム」
 - 全国に先駆けて「牛籍簿(ぎゅうせきぼ)」(牛の戸籍簿)を整備
 - 郡内産にこだわった和牛改良を行うことで、独自の遺伝資源を保全

イ 生産基盤の強化への支援

- ・ 初期投資が軽減されるアパート牛舎の整備等を推進するため、畜産クラスター事業や強い農業・担い手づくり総合支援交付金の予算を確保すること

【提案の背景】

- ・ 但馬牛の生産や酪農などの安定的な経営の持続には、規模拡大や糞尿処理に関する施設整備や機械、家畜の導入支援などによる生産性向上、生産コスト低減及び環境保全の促進が必要である。

⑫ 農畜水産物等のブランド化の推進

ア 生産・加工・流通・消費対策、担い手育成まで一貫して支援する制度の創設

- ・ 生産・加工・流通・消費対策とその担い手育成をパッケージにしたブランド化を支援する事業を創設すること

【国制度の問題点】

- ・ 輸出に向けては、産地形成等に向けた計画づくりや国際的な認証取得等を支援する制度はあるが、県が実施する販路開拓プロモーション活動を支援する制度はない。
- ・ オールジャパンの先導的ブランド製品の育成には、全国展開や輸出を見据えたパッケージ化した支援が必要である。

【本県の取組】

- ・ 本県では、神戸ビーフ、淡路島たまねぎなど、産品ごとに、生産、流通、消費を一連のものとして見据えたブランド戦略を策定・推進し、出口となる販路開拓・販売促進まで積極的な取組を進めている。

【全国展開や先導的ブランド製品の対象となり得る本県のブランド製品の例】

コウノトリ育むお米	コウノトリを野生復帰させるプロジェクトを支える環境創造型農業の取組により誕生したお米。
丹波黒大豆	大粒でもっちりとした食感、糖度も高く、お節料理の煮豆用以外に、洋菓子を含めた様々な用途がある。

イ 海外における我が国の地理的表示（G I）製品の保護・侵害対策の強化

- ・ 地理的表示保護制度を有する国との間での相互保護の推進や海外におけるG Iマークの商標登録を通じて、海外においても我が国の真正な特産品であることが明示され、差別化が図られるようにすること

【提案の背景】

- ・ 地理的表示法は日本国内でしか効力を有しないため、登録されても、直ちに海外でも当該地理的表示が保護されるものではない。

ウ 大規模・中核的施設の整備促進のための予算確保

- ・ 穀類乾燥調製施設等の再編整備など大規模・中核的施設の整備を促進する予算を確保すること

【提案の背景】

- ・ 本県では、産地競争力の強化に向け、産地に点在する老朽化した穀類乾燥調製貯蔵施設等の再編利用により、産地構造の効率化・合理化を推進するための調整をしているが、今後、全国的に事業量の増加が予想される。

⑬ 農畜水産物の輸出促進

ア 輸出相手国への要請

i) 輸出障壁の撤廃

- 中国をはじめ輸出相手国の植物や動物の検疫条件など、我が国からの輸出品目を制限する輸出障壁の撤廃を要請すること。

[輸出国別の規制品目の例]

中国	リンゴ・ナシ・米以外の農産物全て：輸出不可 家きん類・豚肉・牛肉・羊肉：輸出不可 水産物：中国向け施設の登録、衛生証明書が必要
シンガポール	牡蠣：輸出不可（冷凍牡蠣のみ衛生証明書添付で可） 牛肉・豚肉・鶏卵：シンガポール政府認定食肉処理施設による加工以外は不可
米国	畜肉・家きん肉（加工品含む）・乳製品・その他農林水産物 ：許可証発行が必要など、様々な規制あり 水産物：HACCP導入施設での加工以外輸出不可 着色料（クチナシ、紅花、紅糍）は使用不可
EU	畜産物（豚肉・鶏肉・それらを原料とする加工食品）：輸出不可 水産物：HACCP導入施設からの出荷以外輸出不可 着色料（クチナシ、紅花、紅糍）は使用不可

ii) 都道府県が行う販売促進活動等への支援

- オールジャパンで行う輸出促進の取組に加え、地方が独自で行う販売促進活動等の輸出拡大に向けた取組に対し、財政支援を行うこと

iii) 海外ECサイトでの販売機会の提供

- 多様な都道府県食材を集めて販売する海外ECサイトを国が創設し、海外の消費者が常時購入出来るようにすること。

iv) 牛肉の月齢制限の撤廃

- 牛肉輸出相手国との間で定められた月齢制限の早期撤廃を要請すること

【提案の背景】

- 依然として台湾で牛海綿状脳症(BSE)を理由に、月齢制限(30か月齢未満)が行われている。(R3.3月末時点)
- 但馬牛の能力を最大限に引き出し、神戸ビーフを最高のおいしさに仕上げる月齢は、30か月齢を超えるとされており、令和元年度の平均出荷月齢は、去勢31.7か月、雌34.0か月となっている。
- このため、現行の月齢制限下では、本来のブランド価値が損なわれる状況にあり、輸出頭数の更なる増加のためにも月齢制限の撤廃が不可欠である。

v) 産地証明書の要求等の緩和・撤廃

- 福島第一原子力発電所の事故以降行われている諸外国の輸入規制(産地証明書の要求等)の緩和・撤廃を継続的に要請すること

【提案の背景】

- 本提案内容を反映した事業は平成25年度から予算化されているが、15の国(地域) [R3.1月時点] で輸入規制が継続して実施されており、輸出促進の阻害要因となっている。

[令和2年度国事業名：輸出環境整備推進事業]

原発事故に伴う諸外国の輸入規制等の撤廃・緩和を図るため、政府間交渉に必要となる情報・科学的データの収集・分析等を実施。また、日本の既存添加物等が米国等で認められるためにデータ収集を行う等、自ら輸出環境の整備に取り組む事業者への支援を行う

イ 輸出関係国でのアンテナショップの設置

- ・ 都道府県が共同利用できる現地商談機能も備えたアンテナショップを輸出関係国へ設置すること

【提案の背景】

- ・ 本県では、香港フード・エキスポやUAE・ドバイのガルフードへの出展などの機会を捉えて、海外に直接出向いたプロモーションを行っているが、我が国の農畜水産物の一層の輸出促進のためには、各都道府県の特徴ある産品を海外の現地において継続的にプロモーションできる場が必要である。

⑭ 卸売市場の整備の推進

- ・ 卸売市場の施設更新に当たって、生鮮食品の品質管理の高度化や物流の効率化等を図るために行う施設整備を支援する予算を確保すること

【提案の背景】

- ・ 神戸市卸売市場、姫路市卸売市場が、施設全体の移転再整備などの大規模な施設整備を予定しており、事業主体の負担軽減を図る必要がある。

⑮ 病害虫対策の推進

ア ウメ輪紋病対策の推進

i) 苗木等検査にかかる予算確保

- ・ 緊急防除対策の終了後、新たに実施が予定されている苗木等検査に必要な予算については、その確保に努めること

【提案の背景】

- ・ 国は令和2年度末で緊急防除対策を終了するが、令和3年度、新たに局長通知を発出し、苗木等検査を実施することとした。
- ・ ウメ輪紋病に感染していない苗木等の流通を目的に、検査対象地域（令和2年度末の防除区域から令和2年度調査で感染樹が確認されなかった地域を除いた地域）で生産されるウメ・モモなどの苗木等を対象として、移動前に生産者からの申請により国が県の協力を求め検査を実施。
- ・ 感染が確認された場合は、当該園地内の全ての検査対象植物について3年間継続してウメ輪紋病に感染していないことが確認されるまで移動自粛を求められる。

【国制度の問題点】

- ・ 令和3年度に新たに発出される局長通知に基づき実施する苗木等検査については、国が県の協力を求め一体的に実施することが予定されているが、国が負担する費用は限定的である。

ii) 苗木等検査制度の早期見直し

- 新**・ 苗木等検査は、植物防疫所による調査研究が終了するまでの間、未発生地域への侵入防止に万全を期すために導入されたが、調査研究終了を待たずして、問題なしと判断されれば、速やかに苗木等検査制度を終了すること

イ 難防除病害虫や新規侵入病害虫の防除対策強化

- 新**・ 難防除病害虫であるスクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）の防除対策については近年の被害拡大を踏まえ、令和2年度三次補正予算において新たに国庫補助事業の対象となったが、被害軽減のためには継続して取り組む必要があるため、今後も国庫補助事業を継続すること

- 新**・ 令和2年7月に本県で新たに発生・被害が確認されたアイリス黄斑ウイルスなどの新規侵入病害虫の防除対策に取り組めるよう、国庫補助制度を創設すること

- ・ 難防除病害虫や新規侵入病害虫については、全国の侵入状況や生態特性の知見を収集し、効率的・効果的な防除方法等の情報提供をすること

(3) 資源循環型林業の展開

【総務、農水、国交】

① 資源循環による原木安定供給のための支援強化

ア 造林事業の推進に関する予算の確保

- 地域材の安定供給等に必要の間伐、路網整備などの造林事業を推進するため、森林環境保全直接支援事業の予算を確保すること

【提案の背景】

- 植林・保育・伐採・利用のサイクルが実現する「資源循環型林業」の構築に当たっては、森林全体の整備が必要
- 造林事業については、森林環境保全直接支援事業により推進しているが、引き続き十分な予算の確保が必要。

【森林環境保全直接支援事業の概要】 R3国予算：238億円

事業内容	間伐（伐捨・搬出）、森林作業道整備、鳥獣害防止施設等整備 等
事業主体	森林経営計画作成者 等
補助率	68%（国51%，県17%）ほか

イ 再造林経費の負担軽減

- 主伐後に確実な再造林を行い早期に森林の多面的機能の発揮を図るため、森林所有者の負担を軽減するよう、森林環境保全整備事業など国の支援制度を拡充（現行：51%→要望：67.5%）すること
- 再造林後に確実に成林させるために不可欠な獣害防止柵等の点検・補修に対する助成制度を創設すること

【提案の背景】

- 材価の低迷により、主伐による木材販売収入では植林、獣害対策（植林地を囲う獣害防止柵の設置）、保育に関する経費を賄うことが困難であるため、特に負担が大きい再造林に対する負担軽減が不可欠
- シカの生息密度が高い地域が県中・北部に集中しており、再造林後、シカの食害を受ける可能性が高い。

【国の支援制度の拡充の例】

区分	現行制度	拡充の例
補助率	森林環境保全整備事業68%（国：51%，県：17%） 農山漁村地域整備交付金72%（国：54%，県：18%）	90%（国：67.5%，県：22.5%）

【主伐後の再造林及び保育管理に関する1ha当たりの収支モデル】

主伐後に森林所有者に還元される収益は800千円/ha程度と想定され、その後の再造林及び下刈等の保育管理経費の捻出が困難な状況にある。

単位：千円

		主伐	1年目	3年目	5年目	8年目	15年目	20年目	25年目	35年目	50年目	経費等 合計
			再造林	下刈	下刈	下刈	除伐	枝打	保育 間伐	保育 間伐	搬出 間伐	
収入	販売額	3,061	0	0	0	0	0	0	0	0	678	3,739
	補助金	0	1,088	156	156	156	124	175	124	124	1,104	3,208
	収入計	3,061	1,088	156	156	156	124	175	124	124	1,782	6,947
支出	事業費等	2,256	1,604	239	239	243	213	278	203	225	1,688	7,189
収支		805	▲ 516	▲ 82	▲ 82	▲ 86	▲ 89	▲ 104	▲ 80	▲ 101	94	
C/F		805	289	207	124	38	▲ 51	▲ 154	▲ 234	▲ 335	▲ 241	

ウ 少花粉品種への転換促進

- 伐採促進に加え、少花粉の特性を有した、農林水産大臣が指定する特定母樹の増殖を積極的に進めること

- ・ 苗木生産者の後継者育成対策として、就業や経営継承を支援する「農の雇用事業」の林業種苗生産者版を創設すること

【提案の背景】

- ・ 成熟化が進む本県の人工林において、今後増加が見込まれる主伐に対応するため、主伐後の再造林に必要な少花粉コンテナ苗木の安定的な供給体制の確立が不可欠
- ・ 花粉症の被害を低減させるため、スギ・ヒノキ人工林の少花粉品種への転換が急務
- ・ 県内の林業種苗生産者は小規模零細経営が多く、安定的な苗木生産には、後継者の確保が不可欠

エ 原木安定供給のための林内路網整備等への支援強化

- ・ 県代行制度の林道等整備要件の緩和に伴う要望額の増加などに対応できるよう林業専用地整備費補助の予算を確保すること

【提案の背景】

- ・ 木質バイオマス発電施設や木材加工流通施設へ原木を安定的に供給するためには、林業専用道の整備が不可欠である。
- ・ 平成28年度に山村振興法に基づく県代行制度の林道等整備の要件が緩和されたことから、今後要望額の増加が見込まれる。

【森林環境保全整備事業の概要】 R3国予算：313億円 R2国予算：290億円

森林環境保全直接支援事業	計画的な間伐等の森林施業、森林作業道の開設等を支援
環境林整備事業	針広混交林への転換、風水害を受けた森林の復旧のための造林等を支援
林業専用道整備事業	森林施業のために恒久的施設となる林業専用道の整備等を支援 ※ H28に県代行の要件が緩和(林道利用区域面積要件200ha→50ha)

② 地域材の利用拡大と製材工場等の安定経営に向けた支援

ア 地域材利用の促進

i) CLT工法による建築物の整備促進

- ・ CLT建築物の整備支援を行う林業・木材産業成長産業化促進対策の予算を確保すること
- ・ CLTを活用した中高層建築については高額な費用が必要なことから、CLT工法等による建築物の施工例を一定程度確保できるまでの間、補助率の嵩上げ(現行50%)等の負担軽減策を講じること
- ・ 近年、木材の耐火性能を確保する方法として、せっこうボード等の不燃材料で被覆する従来の仕様によらず、薬液注入により難燃処理した木材でCLT材を被覆するなどの技術が開発され、実証実験により現行法令の耐火基準に適合する技術が確立されつつあることから、防火地域内において、4階建て以上の建築物の外壁等で構造部材としての木材をそのまま見せることが可能となるよう、さらなる耐火基準の緩和を行うこと

【提案の背景】

- ・ 当面、事業主体の負担軽減を図ることにより、都市部の中高層建築物や防火地域の建築物においてCLT工法等の活用が促進され、価格の低減や施工実績の増加につながる。

【H30.6 建築基準法改正（耐火構造等とすることを要さない木造建築物の対象の見直し）】

〔防火地域〕 階数が2以下かつ100㎡以下→階数が3以下かつ3,000㎡以下

【CLTを活用したモデル建築物】

- ・ CLTを活用したモデル建築物として兵庫県林業会館(神戸市中央区)の建替(5階建)を支援
- ・ (CLT活用の意義)木材があまり使われていなかった中高層建築物でのCLTの活用・普及を図り県産木材の利用を促進

ii) 公共建築物等の木造・木質化への支援の拡充

- 公共木造建築物等の整備推進は、民間建築物への波及など木材利用を促進する効果が高いことから、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金の採択要件の変更や補助率を引き上げるなど事業実施主体の負担軽減策を講じること

【提案の背景】

- 現行制度は採択要件にポイント制を導入しており、全体指標では低層公共建築物の木造率がポイント配分の指標のひとつとなっている。
- そのため、木造率が低い地域ではポイントが獲得できず事業採択が困難となっている。
- 市町単位で見ると木造率が高いものの、県全体で木造率が低く、結果、事業採択が叶わない状況もあることから、ポイントの配分基準を見直すべきである。

区分(R3予算時)	兵庫県	最高	最低	参考
低層公共建築物 の木造率(H30)	25.0% (全国29位)	52.1% (山形県)	1.60%(沖縄県)	
全体指標得点試算	4.4点	10点 (福井県)	2.4点 (滋賀県、岡山県)	配分10点満点

③ 県産木材の利用促進

ア 県産木材の生産・供給体制強化

- 新**・県産木材の生産・供給体制を強化するため、高性能林業機械の導入や製材工場の乾燥機等の設備投資を支援する予算を十分に確保すること

【提案の背景】

- 北米での住宅着工戸数の増加等の影響による輸入木材の価格上昇（ウッドショック）により、県内工務店等の製材品調達が逼迫し、代替材として、国産木材の引き合いが強くなっている。
- 影響が継続した場合、建築コストの上昇、工期の遅れによる資金繰りの悪化、さらには木材離れにつながるおそれがあるため、県産木材の生産・供給体制を早急に整備する必要がある。
- しかし、林業機械の導入や製材加工流通施設の整備を支援する国補助事業の採択実績は、直近4年のうち3年で要望額を大幅に下回っている。

(単位：千円)

区分	H30当初+H29補正		R1当初+H30補正		R2当初+R1補正		R3当初+R2補正	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
要望	6	56,496	14	136,464	6	43,025	11	220,630
実績	4	21,775	14	136,368	4	23,400	4	141,190

<参考：林業・木材産業成長産業化促進対策>

- 原木の安定供給に向けて、生産コストの低減を図るため、高性能林業機械の導入を支援
[補助率] 1/3以内（一部機械においては4/10以内）
- 県産木製品等の安定供給体制強化に向けて、木材加工流通施設の整備を支援
[補助率] 建物建築費及び構築物設置費の1/2以内

イ 民間建築物での木材利用促進

- 公共建築物の木造・木質化支援に加え、商業施設等の利用者が多い民間建築物での県産木材利用を促進するため、新たな支援策を創設すること

【提案の背景】

- R2.10に宣言された、2050年カーボンニュートラルの実現には、現状で木材があまり使われていない民間建築物等における木造化、木質化を進めることが喫緊の課題である。

<参考：林業・木材産業成長産業化促進対策>

- 地域材利用のモデルとなるような公共建築物の木造・木質化を支援
[補助率] 木造化：建築工事費の15%（CLT等の先進的な建築物は1/2以内）
木質化：建築工事費の3.75%又は木質内装に係る経費の1/2のいずれか低い額

ウ 地域材利用を促進する支援制度の継続

- ・ 外構部木質化対策支援事業及びJAS構造材個別実証支援事業を継続実施するとともに十分な予算を確保すること

【提案の背景】

- ・ 外構部木質化対策支援事業は令和元年度に創設され、コンクリートブロック塀から木塀への転換等、外構部への木材利用に効果が高い。
- ・ JAS構造材個別実証支援事業は平成30年度から創設され、非住宅分野へJAS構造材を普及する効果が高い。

【国の制度】

区分	外構部の木質化対策支援事業	JAS構造材個別実証支援事業
概要	これまで木材利用が低位であった非住宅及び住宅の外構部に木材を用いた施設に要した経費を助成	品質や性能が明確で構造計算が可能なJAS構造材を利用した建築物に対し調達費を助成
対象	外構部にクリーンウッド法に基づく合法伐採木材等を使用した施設	JAS構造材を使用した非住宅分野の建築物
補助率	施工規模に応じて定額を助成	JAS構造材の調達費の定額を助成

④ 木材産業等高度化推進資金の利率の引き下げ

- ・ 中小規模事業者に対する「木材産業等高度化推進資金」の借入利率（1.5～1.6%）を引き下げる

【提案の背景】

- ・ 製材工場等の経営の安定化を図るためには、原木購入代金等の運転資金等の借入に伴う金利負担の軽減による製材工場への支援が必要であり、特に、資金繰りの厳しい中小規模事業者への更なる支援が必要である。

【兵庫県産木材利用促進特別融資事業の概要】

貸付対象者	製材業者、素材生産業者等
貸付対象事業	製材、木質バイオマス燃料の生産、高性能林業機械等の導入
利率	短期プライムレートの1/2（R3.4.1現在0.74%程度）

⑤ 未利用間伐材等の低コスト安定供給に向けた支援

ア 作業ポイント（山土場）整備の採択基準の緩和

- ・ 林業・木材産業成長産業化促進対策交付金の「作業ポイント（山土場）整備」の採択基準を小規模なものも対象となるよう緩和すること

【国制度の問題点】

- ・ 現行制度では、1箇所500万円の土場で5,000㎡程度の規模の大きなものしか対象とならない。
- ・ 材の選別・仕分けや、乾燥を行う作業ポイントを分散設置することで経済的・安定的な材の供給が可能となるため、小規模なものも対象とすべきである。

イ 林外の土場の整備に対する支援制度の創設

- 大量輸送用の大型トラックが通行する道路沿いなど林外でも土場が整備できる支援制度を創設すること

【提案の背景】

- 低コストで原木を安定供給する上では、森林外においても中間土場の設置が必要である。一般に山土場に比べて大型トレーラ等による輸送が可能となるため、山土場から原木市売市場を通して工場に搬入するよりも、物流コストを削減することが可能となる。
- 中間土場の実績は補助対象では無く、多くの森林組合では、自所有地を代用して間伐材をストックしている状況であり、今後、主伐再造林を進めるにあたって、大量の原木を確保できるストックヤードが必要になる。

⑥ 林業公社の経営改善に対する支援の強化

ア 林業公社向け資金の負担軽減

- 日本政策金融公庫の林業公社向け資金(利用間伐推進資金)について、貸付決定期限が令和4年度までとされていることから、延長を図るとともに、以下のような負担軽減を図ること
 - 償還期間の延長(現行20年→35年)
 - 利息等の貸付対象化
 - 利率の更なる低減

【提案の背景】

- 林業公社が担う事業は、本格的な伐採時期を迎えるまでの間は収益が見込めないことから、経営安定化のために、長期間の資金調達や利息負担の軽減は不可欠である。

【日本政策金融公庫貸付(利用間伐推進資金)のスキーム】

区分	貸付対象経費	利率の低減対策
対象	利用間伐に伴う事業費	有(無利子資金の併用貸し)
	既往公庫資金の約定償還元金の9割	無
対象外	利息、上記元金の1割、償還期限前の高利率資金の借換	無

イ 特別交付税措置の継続

- 県から林業公社に対する貸付や利子補給に関する特別交付税措置(充当率50%、上限額5億円)について、県に対する支援を継続すること

【国制度の問題点】

- 公益的機能の高度発揮を目指した森林整備を進めるために継続的な支援が不可欠であるが、平成18年総務省・林野庁通知により5年間措置された後は、期限を定めず毎年度継続されている状況にあり措置期間が未定である。

- 新**・分収造林事業の簿価を下回る主伐に対して、県から林業公社に赤字補填する交付金を特別交付税措置の対象とするなど、林業公社に対する財政支援を行うこと

【提案の背景】

- 分収造林事業の主伐により単年度収益は見込まれても、コロナの感染拡大等による突発的な木材価格の下落等が発生した場合には、簿価(これまでの分収造林事業に要した経費等)を下回り、林業公社の正味財産に赤字が発生し、計画的な主伐の実施が困難となる。
- 林業公社が分収造林事業に要した借入元金349億円(借入金647億円,うち利息298億円)への償還には主伐収益が必要であり、木材価格が著しく下回った場合は県の支援が不可欠である。

⑦ 県立森林大学校の運営に対する支援の強化

ア 緑の青年就業準備給付金の予算確保

- 「緑の青年就業準備給付金」の予算を確保すること

【提案の背景】

- 将来の森林経営を担う意欲を持った人材が兵庫県立森林大学校で安心して研修に専念できるような環境整備として、給付金の十分な予算の確保が必要である。

【緑の青年就業準備給付金の概要】

給付額	最大155万円/年（最大2年間）
給付の要件	① 研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上 ② 研修期間を通して林業への就業に必要な技術や知識を習得 林業就業を給付期間の1.5倍（3年間）の期間継続した場合、返還義務は免除

【兵庫県立森林大学校の概要（平成29年4月13日開校）】

設置目的	次代の林業を担う人材の養成や森林に関わる人材等を幅広く育成することにより、持続可能な森林経営の展開を図り、もって森林の有する多面的機能の増進及び地域の活性化に寄与
設置場所	宍粟市一宮町
入学資格	高等学校卒業又は同等程度、40歳以下
就業年限	2年
学年定員	20名

イ 特別交付税措置の創設

- 林業の担い手の着実な養成を図る意欲的な取組を行う地方公共団体に対して交付される特別交付税措置を恒久的なものとする

【国制度の問題点】

- 森林大学校の管理運営費として年間約1億円（人件費込み）が見込まれるが、国庫補助はなく、特別交付税措置も年度限定となっている。

⑧ 森林保全活動への支援の維持

- 「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」制度を維持すること

【提案の背景】

- 里山林における森林の多面的機能を維持するためには、地域住民等による森林の手入れ等が不可欠であるが、林業の不振・山村地域の過疎化・高齢化により地域住民が減少しており、共同活動への支援が今後も必要となっている。

【森林・山村多面的機能発揮対策交付金の概要】

趣旨	地域住民等による森林の保全管理活動などの取組について支援
実施主体	地域住民・森林所有者・NPO法人など民間共同組織
交付率	定額・1/2・1/3以内
種類	里山林を維持するための雑木の伐採・侵入竹の伐採除去・資機材の購入や整備

(4) 適切な水産資源管理等による水産業の振興

【総務、外務、農水、海保】

① 国営増殖場造成及び第2の鹿ノ瀬構想等の推進

ア 日本海の増殖場の整備推進

- ・ 現行のズワイガニ等の増殖場整備(期間:平成19(2007)～令和3(2021)年度)について、計画的な予算措置を行い、保護育成礁32箇所の整備を着実に推進すること

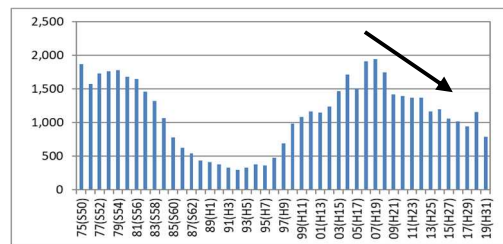
【提案の背景】

- ・ 日本海西部におけるズワイガニ等の漁獲量は平成4年に298トンまで減少し、その後、増殖場の整備や資源管理の取組により2,000トン近くまで回復したが、平成20年以降は減少傾向にある。
- ・ 水産資源の維持増大や、本県但馬地域の主力漁業である沖合底びき網漁業の生産性向上と経営安定のため、早期に増殖場の整備が必要である。

【国営増殖場整備の概要】

概要	国と関係県(兵庫・島根・鳥取)が費用を負担し、領海外の沖合漁場において複数の増殖場を広域的に整備
事業期間	H19(2007)～R6(2024)年度
事業規模	保護育成礁 32箇所整備(但馬沖5箇所、赤碕沖8箇所、隠岐北方11箇所、浜田沖8箇所)※ R3年3月末で25箇所完成予定
費用負担	国3/4 関係県1/4

【日本海のズワイガニの漁獲量の推移】



イ 瀬戸内海の増殖場等の整備推進

i) 第2の鹿ノ瀬構想の推進

- ・ 家島周辺海域での第2の鹿ノ瀬構想の推進に関する予算措置を継続すること

【提案の背景】

- ・ 漁業者からの要望の強いマコガレイ、メバル・カサゴ等の水産資源の維持増大を図るため、家島周辺の生産性の乏しい砂泥海域に大規模な石材礁を整備することにより、天然の好漁場である鹿ノ瀬等に匹敵する大規模な漁場整備を推進する必要がある。

【県営増殖場(第2の鹿ノ瀬構想)の概要】(概ね20年間実施、全体事業費約100億円)

- ・ 加島、院三ツ頭島、加島南、院下島の周辺4海域の水深30～40mに、各10基程度の石材礁を造成
- ・ 第1期事業として、加島周辺海域で事業を実施し平成25年度に完成
- ・ 三ツ頭島周辺海域で第2期事業を実施し、平成30年度に完成
- ・ 平成30年度から加島南地区での測量試験を開始し、令和元年度から工事に着手

ii) 淡路島における増殖場等整備に対する予算措置

- ・ 淡路島を巨大な天然礁と捉え、天然漁場や沿岸の既設増殖場、魚礁を補完する増殖場等整備のための予算を確実に措置すること

【提案の背景】

- ・ 地域特性に応じた整備を推進することにより、本県の瀬戸内海側の水産資源が維持増大し、小型底びき網漁業や刺網漁業、一本釣り漁業等の生産性向上と経営の安定化が図られる。

② 栽培漁業の推進

国民に水産物を安定的に供給するため、資源の積極的な増大を図る栽培漁業推進のための以下の措置を講じること。

ア 放流用種苗生産の推進

- ・ 放流用種苗生産の実施に対する国の積極的な支援を行うこと

【提案の背景】

- ・ 豊かな海の創出には、栽培漁業の更なる推進が不可欠であるが、財政的な負担が大きくなっており、国の支援が必要である。

イ 疾病防除に対する技術開発の推進

- ・ 伝染性疾病に対する迅速かつ正確な診断法、予防法の技術開発を積極的に推進すること

【提案の背景】

- ・ 種苗生産現場で伝染性疾病が発生すると、疾病発生に関係する全ての親魚及び種苗を処分し、更に消毒等による徹底した感染防止を図る必要があるため、種苗の生産計画に多大な被害と支障が生じることとなる。
- ・ 本県では、H28年度にヒラメのアクアレオウイルスが、H29年度にクルマエビの急性ウイルス血症が発生し、大きな被害を受けた。
- ・ これら種苗生産で被害をもたらす疾病に対しては、親魚から生産された種苗への感染（垂直感染）を防除する技術等の早急な開発が必要である。

ウ 水産動物種苗の生産体制の確立

- ・ 老朽化して水産動物種苗の生産や放流に支障を来たすようになった施設の改修、建替に必要な予算を確保すること
- ・ 改修、建替時の撤去費用に対しても支援を行うこと

【提案の背景】

- ・ 種苗生産施設の老朽化に対しては、これまで施設の更新や修繕に取り組んできたが、今後ますます老朽化が進むことから、施設の機能維持と持続的な利用を図るためには、国による継続的かつ計画的な支援が必要である。
- ・ 現行制度では、新設もしくは機能強化のための改築以外の更新は認められておらず、また一部の補正予算を除いて改築時の撤去費用については対象となっていないため、施設の老朽化が進む状況下においては、種苗生産機関の負担が大きい。

③ 日本海における漁業秩序、資源管理体制の早期確立

日本海の水産資源を保全し、本県の沖合底びき網漁業、ベニズリカニかご漁業、いか釣り漁業を守るため、早急に以下の措置を講じ、漁業秩序と資源管理体制を確立すること

ア 暫定水域の撤廃

- ・ 日韓の排他的経済水域の早急な境界画定により暫定水域を撤廃すること
- ・ 暫定水域内における韓国漁船の無秩序操業の排除、資源管理体制を確立すること

イ 取締の強化

i) 韓国漁船の違法越境操業の排除

- ・ 韓国漁船による我が国の排他的経済水域での違法越境操業を排除すること
- ・ 撤廃されるまでの間、韓国政府に対し、自国船に対する監視取締強化を要請すること

【提案の背景】

- ・ 排他的経済水域での韓国漁船による違法操業が常態化しており、漁場に放置したカニカゴ等の投棄漁具が漁場荒廃や資源減少を招くなどの極めて大きな問題となっている。

ii) 中国漁船の違法操業の排除

- 中国漁船等による我が国排他的経済水域での違法操業を排除すること

【提案の背景】

- 我が国の排他的経済水域に位置する大和堆周辺水域で、数千隻規模の中国漁船による違法操業があり、本県漁業者は漁場に入域できないなど操業機会を失う事態が生じている。

ウ 外国漁船の操業による影響を受けている漁業者への支援

- 「韓国・中国等外国漁船操業対策事業」の十分な予算を確保すること

【提案の背景】

- 当該事業は基金事業化されたが、補正予算による対応となっており、暫定水域の影響を受けている漁業者に対して、安定した事業の実施ができるよう、確実な予算確保が必要である。

④ 水産業の競争力強化

ア 漁業者に対する経営支援策の充実

- 「水産業競争力強化緊急事業」の予算確保と弾力的な運用
- 「漁業収入安定対策事業（積立ふらす）」については、法制化が検討されており、補償の切り下げにつながるのではとの懸念があるが、制度を堅持すること

【提案の背景】

- リース方式により漁船の導入を支援する「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業」は、県内でH28～R2年度の5年間に142件が採択されているが、R4年度以降も実施要望がある。
- 漁船エンジン等の機器類の導入を支援する「競争力強化型機器等導入緊急対策事業」は、県内ではH30年時点で457件の要望があり、H30～R2年度の3年間で208件が採択されたものの、多くが申請待ちの状態である。
- 交付決定後3年以内（漁船導入）又は交付決定年度内（機器等導入）の事業完成が指針等で示されているが、造船所や鉄工所の人手・資材不足、新型コロナウイルス等の影響により早期着工が困難な状況であり、弾力的な運用が必要である。
- 「漁業収入安定対策事業」については法制化が検討されているが、資源管理強化に伴う減収や、新型コロナウイルス等の不測の事態による減収対策等、その重要度が増していることから、制度の堅持が必要である。

【水産業競争力強化緊急事業の概要】（R2補正：268億円）

事業目的	水産業の競争力強化を図るため、持続可能な収益性の高い操業体制への転換の取組を支援 浜の活力再生広域プラン等に基づき、以下の事業を実施
事業内容	①広域浜プラン緊急対策事業：浜の活力再生広域プラン等に基づく実証的取組に対する支援 ②水産業競争力強化緊急施設整備事業：高鮮度化、産地市場統廃合等による競争力強化を図るための共同利用施設の新設・改築、既存施設の撤去を支援 ③水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業：中核的漁業者に対するリース方式による漁船の導入を支援 ④競争力強化型機器等導入緊急対策事業：生産性の向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入を支援 ⑤水産業競争力強化金融支援事業：③④の事業による借入資金への実質無利子化等金融支援

イ 共同利用施設の整備に対する支援

- 漁協等が行う「浜の活力再生プラン(第二期)」に位置づけられた共同利用施設の整備・更新に対する十分な支援を行うこと

【提案の背景】

- ノリ養殖業は本県の基幹漁業であり、漁村の活性化のためにも事業者の経営体質強化が不可欠である。
- 「ノリ競争力強化対策」(H27補正)以降、大型乾燥機等の整備支援が進められてきたが、今後もこれら機器の整備要望が多数見込まれることから、整備要件の堅持と予算の確保が求められる。
- また、過去に導入支援した施設も耐用年数を終えることから、国内外の供給不足の解消に向けた生産強化のため、これら老朽化施設の最新機器への更新支援が求められる。

ウ 燃油価格高騰対策の確実な実施

- 「漁業経営セーフティネット構築事業」について、発動基準の更なる緩和により、燃油価格が上昇した場合に確実に補填金が支給されるよう改善を図ること

【提案の背景】

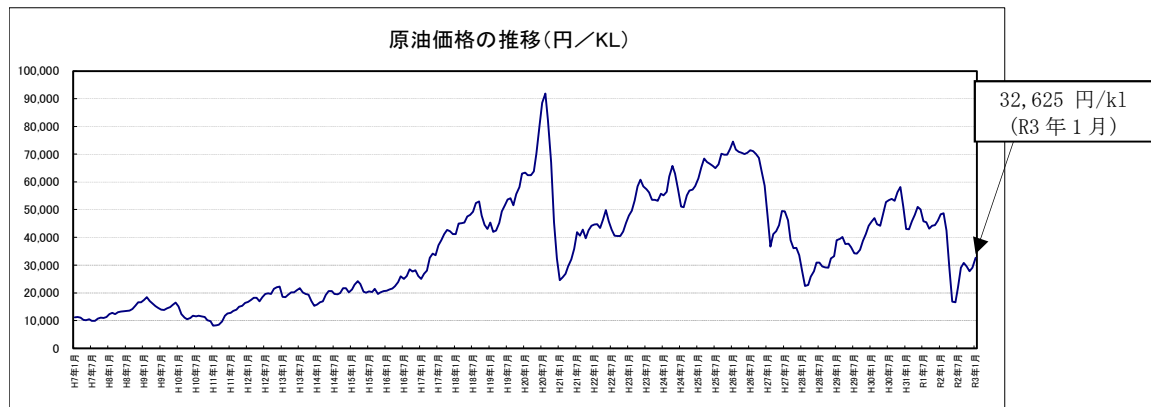
- 漁業者と国との拠出金により燃油価格の高騰時に補填金が交付される漁業経営セーフティネット構築事業は、補填金支給の発動基準の引き下げなどの条件緩和が行われてきた。
- 根本的な燃油コストの削減に向けて、基準価格の固定化などの改善を求める漁業者の要望が強い。

【条件緩和経過】

H22～23	直近2年間の平均値の115%
H24～28	7中5平均値（直前7年間の価格のうち高値1年分と低値1年分を除いた5年分の平均値）
H28～	7中5平均値を補填基準とするが、原油価格上昇率に応じて国の負担割合を段階的に高めて補填する。加えて原油価格が急騰した場合には別途補填金を交付。
H30～	急騰対策について、国庫負担の引上げ（25%→75%）。発動要件の緩和（2年前から40%以上の価格が高騰している場合も補填対象）。
H25～26	原油価格が62円/Lを上回った場合は、国の負担割合を3/4に高めて補填する漁業用燃油緊急特別対策を実施。

【原油価格の状況】

- H30.11以降下落していたが、R2.6を底に上昇傾向に転じており、円安の動きも見られ先行き不透明。



⑤ 漁業の担い手に対する支援の強化

ア 新規漁業就業者に対する支援強化

- 「経営体育成総合支援事業」の十分な予算を確保すること
- 支援期間を延長（3年→5年）すること

【国制度の問題点】

- 本県ではH25～R2年度累計で延382人が同事業を活用して研修を実施しており、新規漁業就業者を安定的に確保（R1年度43人/目標50人）するにあたって、当該事業に対する漁業者からの要望は強い。しかし、R2年度は本県の要望額134百万円に対し、国内示額は101百万となるなど十分な予算確保が必要である。
- 近年は漁家子弟以外からの新規就業者も多く、R1年度新規就業者43人のうち漁家子弟以外の者は22人で、より就業後の定着を図っていくためにも、研修期間を3年から5年に延長する必要がある。

【経営体育成総合支援事業の概要】

- 漁業現場での研修を行う指導者に対し、雇用型は1年、独立型は3年を研修期間として、指導者に対する謝金などを支援。

イ 漁業構造改革総合対策の着実な推進

- ・ 「もうかる漁業創設支援事業」の予算を確保すること
- ・ モデル船だけでなく、地域内で同様の改革に取り組む漁業者にも活用できるよう弾力的な運用を図ること

【提案の背景】

- ・ 本県の沖合底びき網漁船は高船齢化が進んでおり、全44隻のうち建造から21年以上経過している漁船が29隻と全体の66%を占めている（R2年9月現在）。今後は多額の資金を要する代船建造に計画的に取り組んでいく必要があり、但馬地域全体で具体的計画策定が進められている。
- ・ 漁協等が策定する改革計画に基づく実証事業に対する支援のため、漁協が用船するモデル船だけが対象となるが、同じ地域の漁業者が建造する漁船も同様に改革計画の実証に寄与する機会が多いことから、同地域で建造される複数の漁船を対象とするなど弾力的な運用を図るべき。

【もうかる漁業創設支援事業】

- ・ 高性能漁船の導入等による収益性向上の実証の取組等を支援する。（用船料等相当額の1/3）

⑥ 漁業の生産活動を支える拠点漁港等の機能強化

ア 拠点漁港の整備に要する予算確保

- ・ 水産物の生産・流通拠点となる漁港の整備に必要な予算を確保すること

【提案の背景】

- ・ 「水産生産基盤整備事業」を実施している沼島漁港及び坊勢漁港は、地域の「生産拠点漁港」として位置づけられている。南海トラフ地震の30年以内の発生確率が70～80%と高いことから、沼島漁港では津波から背後地を守る施設の整備、坊勢漁港では岸壁等の耐震化が急がれる。

イ 漁港施設の老朽化対策、耐震化に要する予算確保

- ・ 漁港施設（県管理漁港14、市町管理漁港39）の老朽化対策と、岸壁や防波堤の耐震化などを計画的に実施できる予算を確保すること

【提案の背景】

- ・ 漁港施設の多くは建設から長期間が経過しており老朽化が進んでいる。安定的な漁業活動を維持するためには健全な施設の確保が必要である。また、南海トラフ地震の発生確率が高まる中、地震発生時にも水産物の生産・流通機能を途絶えさせないよう岸壁等の耐震化対策が急務である。

(5) 瀬戸内海の豊かで美しい里海としての再生

【農水、国交、環境】

① 広域的な調査研究及び取組実施機関の整備

- ・ 瀬戸内海において栄養塩類の適切な管理を具体化するため、国、県及び地域の実情に通じた研究者等の連携による広域的な調査研究及び取組の実施機関を整備すること

【提案の背景】

- ・ 本県ではH27年度から、改正瀬戸法の附則に基づく栄養塩類の減少、偏在等が水産資源に与える影響を明らかにするため、イカナゴを対象として栄養塩の関連性を解明する調査に取り組んできた。
- ・ 当該調査では、肥満度の低下や餌料環境の悪化（動物プランクトンの減少）に影響を及ぼしていることを解明し、イカナゴの生態系モデルの開発を行った。これらの結果を活用した取組を推進すべきである。
- ・ 関係府省、県及び地域の実情に応じた研究者等が広域的な調査研究及び取組が行えるよう実施機関を早急に整備・充実することが必要である。

主② 栄養塩類等の調査及び里海再生に向けた取組の推進

- 新・瀬戸内法改正により新たに導入された栄養塩類管理計画策定にあたって栄養塩類増加措置が環境に及ぼす影響について、調査、予測（シミュレーション）及び評価に対して、財政的、技術的支援を行うこと
- 新・栄養塩類増加措置による周辺環境への影響を把握するためのモニタリング体制の充実、評価手法の確立などに対する財政的、技術的支援を行うこと
 - 地域の実情に通じた研究者の意見を聴きつつ、以下のような調査及び里海再生に向けた取組を推進すること

ア 実態の解明

- 栄養塩類の減少、偏在等の実態を解明すること

イ 水産資源に与える影響の解明と管理手法の開発

- アサリ・イカナゴなどの水産資源を回復するため、栄養塩類の減少、偏在等が水産資源に与える影響を速やかに解明し、栄養塩類の適切な管理手法を開発すること

ウ 循環や海中への溶出メカニズムの解明

- 藻場・干潟等沿岸域における栄養塩類の循環や底質からの栄養塩類の海中への溶出メカニズムを解明すること

エ 気候変動の影響の解明

- 水深鉛直方向の水温・溶存酸素等の連続測定など地球温暖化等の気候変動の影響を解明すること

【提案の背景】

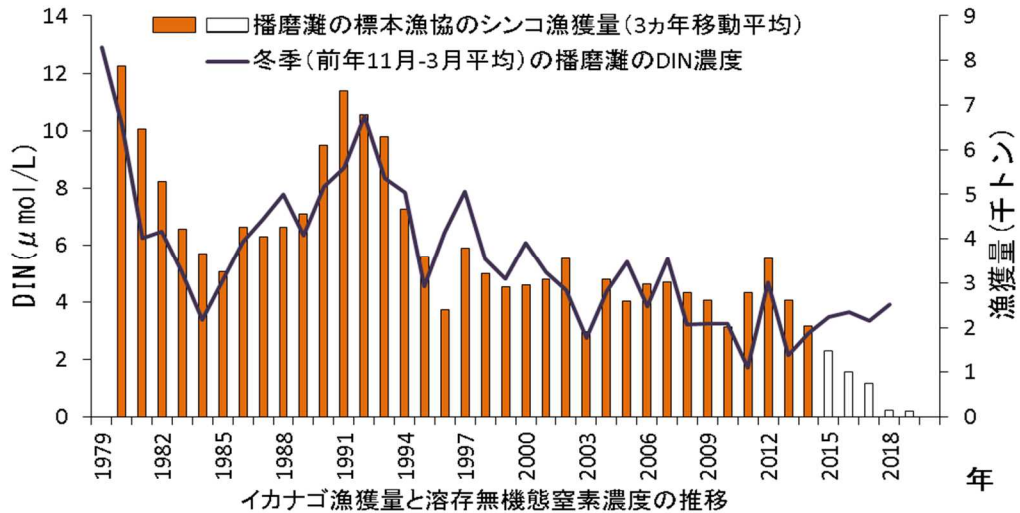
- 本県瀬戸内海漁獲量が平成8年以降急激に減少するなど、水産資源をはじめとする海の生物多様性・生物生産性が低下していると指摘されている。
- アサリ等の二枚貝は有機懸濁物の濾過能力が高く、海域の物質循環に重要な役割を担っているが、アサリの資源量は平成10年頃から激減しており、兵庫県漁連等による天然海域での生育実験の結果、栄養塩濃度が低い海域（大阪湾西部等）では、餌料となる植物プランクトンが十分に発生できず、アサリが成長できないことが判明した。
- 瀬戸内海を豊かで美しい里海として再生するためには、栄養塩類の減少、偏在等の実態の調査を行い、それが水産資源に与える影響を解明し、栄養塩類の適切な管理手法を開発する必要がある。
- 本県では平成27年度から、改正瀬戸内法の附則に基づく栄養塩類の減少、偏在等が水産資源に与える影響を明らかにするため、イカナゴを対象として栄養塩の関連性を解明する調査事業に取り組み、栄養塩濃度の低下が、イカナゴの肥満度の低下や餌料環境の悪化（動物プランクトンの減少）、資源の減少に影響を及ぼしていることを解明した。
- 瀬戸内海において栄養塩類の適切な管理を具体化していくための調査研究や取組を実施するには広域的な体制の構築が不可欠であるが、まずは国と本県が連携を密にして栄養塩類の減少等の実態を解明するべきである。
- 提案内容は東京湾や伊勢湾等、瀬戸内海以外の海域でも問題となっており、国においてメカニズムを解明し、瀬戸内海の栄養塩類の適切な管理手法の開発に反映すべきである。



<豊かな瀬戸内海再生調査事業>

- 本県では、水産技術センター(明石市)が中心となり、5箇年(H27~R1年度)にわたり、イカナゴ資源と栄養塩の関係について、調査研究を実施
- この結果、海域の貧栄養化が食物連鎖を通じてイカナゴ資源の長期的な減少に大きな影響を与えることを、全国に先駆けて解明

肥満度の低下 (痩せた個体の増加)	• フルセと呼ばれる親魚、シンコと呼ばれる幼稚魚とも近年は痩せてきており、餌の動物プランクトンを十分に食べていない。
産卵数の減少	• 餌不足によって、親魚であるフルセが痩せてきたことで、近年のフルセ1尾が生む卵の数が減少している。
貧栄養化がイカナゴ資源減少に影響	• 海域の栄養塩濃度とシンコの漁獲量に同調性が見られ、開発した「大阪湾・播磨灘イカナゴ生活史モデル」によって、栄養塩の低下がイカナゴ資源の長期的な減少の要因であることを解明した。(下図参照)



注 2015年以降は資源保護のため順次漁期を短縮し、漁獲量が急減している。

主③ 良好な生態系の維持に向けた窒素及びりんの供給

ア 栄養塩類供給のための調査研究の推進

- ・ 栄養塩類供給のため、様々な栄養塩発生源からの栄養塩供給を増加させる方法に関する研究及び取組を支援すること
- ・ 栄養塩類循環メカニズムの解明に関する調査研究及び取組を支援すること

イ 漁業者等の取組に対する支援

- ・ 栄養塩類供給のために漁業者が行う施肥(肥料供給)等の取組に対して、国庫補助事業を創設すること

- 新・ 漁業者などが行う海底耕うん等に対して支援する「資源・漁場保全緊急支援事業」について、海底環境の改善をより促進するため、新型コロナの影響による実施時期要件や売上・操業日数要件を撤廃し、恒久化すること

【提案の背景】

- ・ 昭和55年以降、8次にわたり総量削減計画(第5次から窒素・りんも対象)を策定し、COD、窒素及びりに係る負荷量が削減されて水質は大幅に改善したが、栄養塩の不足により生物多様性・生物生産性の低下が指摘されている。
- ・ 県は全国で初めて、季節別の処理水質を計画に位置づけた「播磨灘流域別下水道整備総合計画」を策定したほか、R元年度の条例改正により、①栄養塩類の適切な管理のための水質目標値の下限値の設定、②下水処理場に関する上乘せ排出基準のうち生物化学的酸素要求量(BOD)の見直しを行った。
- ・ 貧栄養化海域で栄養塩を適切に供給するため、水質総量規制制度を管理制度に見直す必要がある。
- ・ 人口減少時代に水質が悪化しない適切な栄養塩供給がおこなえるよう運転方法や設備投資など、事業所への技術支援等の必要がある。
- ・ 栄養塩類供給メカニズムが解明されていないため、栄養塩類の供給や分布、偏在、望ましい栄養塩濃度など、適切な管理に関する調査研究の必要がある。
- ・ 貧栄養化の進行により、海域の生産力が低下しているため、漁業者自らが施肥などを実施できる補助事業の創設、拡充に対する要望が高まっている。
- ・ 水産多面的機能発揮対策交付金では、藻場や干潟等、浅場の保全のための活動は対象となるが、海域の生産力向上や生態系の機能回復を目的とした活動は対象外となっている。
- ・ R元年度国2次補正予算で措置された資源・漁場保全緊急支援事業で対象となった沖合域の海底耕耘は、海域の生態系の維持・回復のために継続して支援する必要がある。

主④ 藻場・干潟等の再生・創出に対する支援

- 新・ 瀬戸内法改正により藻場・干潟等が再生された区域等も、自然海浜保全地区の指定対象に拡充されたこと、さらに温室効果ガスの吸収源としての役割(ブルーカーボン)も期待されることから、アマモの移植(※)など藻場・干潟等の再生・創出活動を行う市民団体、企業等に対して補助制度を設け、地域における環境保全活動を促進すること

※ アマモの移植により期待される効果

アマモは静穏な浅海域の海底に生育する海草であり、アマモ等が群生する藻場を整備することで、魚介類の産卵・生息場、幼稚仔魚の隠れ場等となり、生物の多様性及び生産性の確保に向けて重要な役割を果たす。

- 新・ 直立護岸に比べ勾配が緩やかで海生生物や藻場が生息・生育しやすい環境配慮型の護岸を整備する民間工場等に対して補助制度を設け、海域の生物多様性の保全を図ること

【提案の背景(瀬戸内海環境保全特別措置法の改正)】

- ・ 栄養塩類の不足等による水産資源への影響、藻場・干潟の減少等を踏まえ、令和3年6月3日に改正瀬戸内法が成立し、「規制」中心の水環境行政からきめ細やかな「管理」への転換を図る契機として、栄養塩類管理制度*等が設けられた。
- ※ 県知事が策定する栄養塩類管理計画に基づき、特定海域への栄養塩類供給を可能とする制度

⑤ 貝毒の発生防止対策の推進

- ・ アサリやカキなど二枚貝の貝毒発生に対する広域的な調査体制の構築や貝毒監視に必要な予算措置、海域の栄養塩環境の改善などの抜本的な発生防止対策を早急に進めること

【提案の背景】

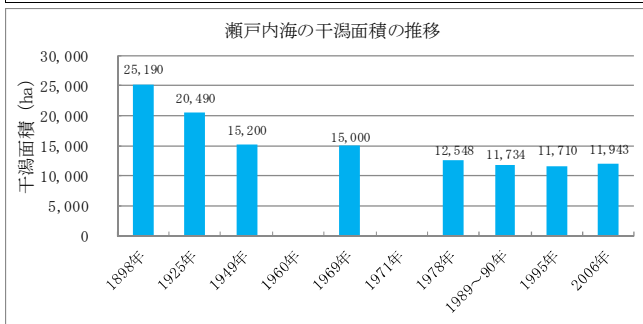
- ・ 平成30年春、大阪湾では頻発していた二枚貝の麻痺性貝毒の発生が播磨灘・紀伊水道にも拡大し、播磨灘でのカキやアサリ養殖業のほか、アカガイ等を漁獲する漁船漁業でも被害が発生した。
- ・ 二枚貝の毒化の拡大を防止するためには、貝毒の原因となるプランクトンの発生抑制に向け、国が主体となった共同研究体制の構築と海域の栄養塩環境改善等の対策、各海域における貝毒監視と情報共有を早急に進める必要がある。
- ・ 貝毒監視を実施している「消費・安全対策交付金」の交付額が要望額を下回っているため、十分な国予算の確保が必要である。
(R2 要望額：3,722千円 → 交付額：3,164千円 ※貝毒関連分)

⑥ 「里海」瀬戸内海の再生に向けた環境整備の推進

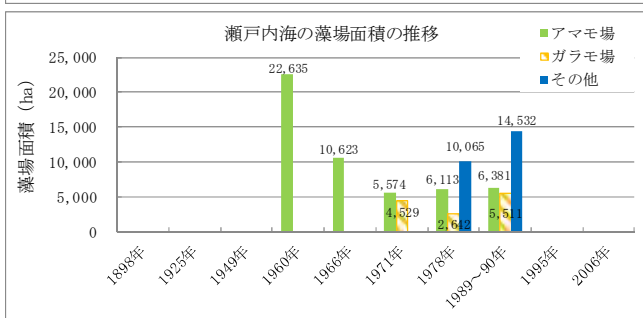
- ・ 地域の多様な主体による里海再生活動を支援するための施策を充実すること
 - 藻場、干潟等の再生創出活動
 - 緩傾斜護岸等の環境配慮型護岸の整備に対する支援
 - 「水産多面的機能発揮対策交付金」の十分な予算を確保すること

【提案の背景】

- ・ 瀬戸内海では、高度経済成長期を中心とした埋立により、藻場、干潟が急速に消失してきた。
- ・ 平成27年10月に改正された瀬戸内海環境保全特別措置法や同法に基づく国の基本計画では、沿岸域の環境の保全、再生及び創出に取り組むとされており、藻場・干潟の再生等を進める必要がある。
- ・ 本県では、水産多面的機能発揮対策交付金を活用して、48の組織・団体(海面：35、内水面：13)が活動しているが、R3の国予算は大幅な減額(R1：2,855百万円→R2：2,299百万円→R3：1,800百万円(R1から▲1,055百万円、▲37%))となっており、充実した活動の継続に支障が生じている。



出典 1898、1925、1949、1969年：「瀬戸内海要覧」（建設省中国地方建設局）
 1978年：「第2回自然環境保全基礎調査 海域調査報告書」（環境庁）
 1989～1990年：「第4回自然環境保全基礎調査 海域生物環境調査報告書」（環境庁）
 1995年：「第5回自然環境保全基礎調査 海辺調査報告書」（環境庁）
 2006年：「瀬戸内海干潟実績調査」（環境省）
 注）出典により面積測定方法に違いがある。響灘を除いた面積。



出典 1960、1966、1971年：「瀬戸内海要覧」（建設省中国地方建設局）
 1978～1979年：「第2回自然環境保全基礎調査 海域調査報告書」（環境庁）
 1989～1990年：「第4回自然環境保全基礎調査 海域生物環境調査報告書」（環境庁）
 注）出典により面積測定方法に違いがある。響灘を除いた面積。

4 持続可能な地域環境の創造

(1) 地球温暖化対策と環境保全対策の推進

【農水、経産、環境】

① 地球温暖化対策の強化

- ・ 温室効果ガス排出削減目標の見直しや長期戦略の策定を含め、温室効果ガス排出削減や気候変動適応のための取組強化に向けた地方公共団体への財政支援を拡充すること

【提案の背景】

- ・ 異常気象や自然災害が相次いでおり、地球規模の気候変動リスクが極めて大きな地球規模での課題である。
- ・ 国内では「低炭素」から「脱炭素」へ取り組む機運が急速に高まるなか、地球温暖化対策推進計画の的確な見直しが求められており、取組の強化を地域からリードしていく必要がある。
- ・ また、気候変動適応に取り組むためには、各分野の試験研究機関や大学等との継続した連携や専門的な知識を有する人材の確保・育成が必要である。
- ・ 気候変動適応の推進に関する地方交付税（普通交付税）措置として、道府県に職員1名分が措置されたが、実効性の確保、センターの継続的な運営には、継続した財政支援が必要である。

② 石炭火力発電所新增設等の際の規制強化

- ・ 石炭火力発電所の新增設等により大幅なCO₂排出量の増加が懸念されることから事業者へCO₂排出削減及び代替措置の実施を義務付けること

【提案の背景】

- ・ 今後、新增設される石炭火力発電所が40～50年稼働すると想定すると、国の地球温暖化対策計画の長期的目標「2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減」の達成に大きな影響がある。

③ 石炭火力発電所に関する環境影響評価手続の強化

- ・ 現行では環境影響評価法の対象とならない小規模な石炭火力発電所の新增設や既設火力発電所の燃料転換（石油から石炭へ）についても、法対象に加えること

【提案の背景】

- ・ 出力11.25万kW未満などの小規模な石炭火力発電所の新增設及び既設火力発電所の燃料転換によるCO₂排出増加は、国の長期的目標の達成に大きな影響がある。

④ 持続可能な地域創生を推進する取組・人材育成

- ・ 再生可能エネルギーの導入による「地域循環共生圏」を創出・推進するための取組・人材育成に向けた財政支援を行うこと

【提案の背景】

- ・ 2年間(H27～28)環境省事業として但馬地域で開発したプログラムを、県下他地域で継続的に展開していくことで、「自ら立案・事業化」し、「地域へ効果を波及させる」力を持つ人材を育成する

【「持続可能な地域創生を推進する人材育成拠点形成モデル事業」の概要(H27～28)】

本県対象地域	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町	ほか 滋賀県、佐賀県の計3県
代表事業者	㈱地域計画建築研究所(国の委託による実施)	
内 容	兵庫県立大学等を拠点に、地域の課題を解決するため、「事業化」という視点から「自ら事業化立案・推進が可能な人材」及び「チーム」を育成	

⑤ CO₂削減に関する制度改善と取組の促進

ア J-クレジット制度の充実

- ・ 「J-クレジット制度」について、より利用しやすい制度に改善すること
 - プロジェクト計画書等の作成へのソフト支援の拡充
 - 手続の簡素化 等

【国制度の問題点】

- ・ 「J-クレジット制度」の現状では、
 - ① 計画書の作成支援は1事業者あたり1方法論につき1回、
 - ② 審査費用の補助は1事業者あたり1年間に2回まで、
 - ③ 計画書の登録やクレジット認証まではそれぞれ平均6～7ヶ月と長期に及ぶなど、事業者の利用が進みにくいことから、一層のソフト支援等が必要である。

〔「J-クレジット制度」の概要〕

- ・ 中小企業等の省エネ設備の導入や森林管理などの取組（事前に計画書の作成、第三者機関による審査が必要）によるCO₂等の温室効果ガスの排出削減量や吸収量を事後に「クレジット」として国が認証する制度（事後のクレジット化がインセンティブになる。）
- ・ 本制度により創出された「クレジット」は、低炭素社会実行計画の目標達成やカーボン・オフセットなど、様々な用途に活用が可能

イ うちエコ診断事業の推進

- ・ 「うちエコ診断推進事業」実施に要する、診断士派遣に伴う旅費や派遣調整を行う職員の人件費に対する補助制度を創設すること
- ・ 国の補助・融資制度等で受診を要件化するなどにより、普及を支援すること

【国制度の問題点】

- ・ うちエコ診断受診後のアンケートによると、2割程度のCO₂排出量削減効果が見込まれる。
- ・ 診断士の資格試験実施、診断ソフトの改修などを国が行っているが、診断士派遣に伴う旅費や調整を行うための人件費等、実際に診断を行う経費への財政支援がない。
- ・ 旅費及び人件費について、実費相当の財政支援が必要である。

〔うちエコ診断推進事業〕

- ・ （公財）地球環境戦略研究機関（IGES）関西研究センターを中心に兵庫県等が協力して開発、現在は、環境省の制度として全国で展開（H26～）している。
- ・ 受診家庭の光熱費等の情報を専用の診断ソフトに入力し、各家庭が無理なくできる省CO₂、省エネルギー対策を提案。診断は無料で、診断に要する時間は50分程度である。

⑥ PM_{2.5}に関する適切な情報発信及び常時監視の充実

ア 分かりやすい情報発信

- ・ 調査研究で判明した健康影響や濃度に応じた日常行動の目安について、分かりやすくホームページに掲載し、報道機関へも情報提供するなど、広く発信すること

【提案の背景】

- ・ 国において、PM_{2.5}成分分析調査等により機構解明等を進め、知見の充実が図られている。
- ・ PM_{2.5}への不安を軽減するためには、国がPM_{2.5}による健康への具体的な影響を示した上で、呼吸器系や循環器系疾患のある者・小児・高齢者等（高感受性者）を含め県民が濃度に応じて取るべき行動の具体例を示し、適正な情報を発信することが必要である。

イ 前日予報等の実施

- ・ 高濃度が予想される場合に外出を控えるなどの予防行動をとることが可能となるよう、全国統一的な基準での国による前日予報等を実施すること

ウ 測定局の更新及び維持管理に対する財政支援

- PM2.5によるぜん息や気管支炎などの健康影響の実態が把握できるよう、効果的な測定を行うための測定局の更新及び維持管理に財政支援すること

エ 成分分析に対する財政支援

- 発生源の把握や生成機構の解明のための成分分析に財政支援すること

⑦ PM2.5をはじめとした大気環境等保全に関する国際的な技術協力の強化

- 大陸からの越境大気汚染に対し、発生国において実効ある公害防除対策が講じられるよう技術協力を強化すること

(2) エネルギー対策の推進

【総務、農水、経産、環境、国交】

先の通常国会で成立した改正地球温暖化対策推進法では、環境配慮や地域貢献など地域の求める方針に適合する再生可能エネルギー活用事業を市町村が認定する制度を導入し、円滑な合意形成を促すことで、再生可能エネルギーの導入の促進をめざしている。

一方、再生可能エネルギー事業の実施に当たっては、環境保全や防災面での適正な配慮や近隣住民の理解も不可欠であるため、下記について提案する。

主① FIT法手続の厳格化

- 太陽光発電施設や風力発電施設の設置の際の地域住民への事前説明の義務付けなど、FIT法に基づく事業計画認定手続を厳格化する法整備を行うこと
- 特に、大規模な森林伐採や希少な野生動植物の生息・生育環境の改変を伴う施設であって、地域住民の理解を得られない施設に対して、厳格に対応すること

<本県の太陽光条例（太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例）の概要>

区 分	内 容
手 続	・ 事前に近隣関係者へ説明の上、工事着手の60日前までに事業計画の届出を義務付け ・ 工事完了時、廃止時等にも届出を義務付け
届出対象	・ 事業区域の面積が原則5,000㎡以上の太陽光発電施設の設置工事 ・ 出力が原則1,500kW*以上の風力発電施設の設置工事(H30.10月に追加)
施設基準	・ 景観との調和及び緑地の保全、防災上の措置、安全性の確保、廃止後の措置、その他(保守点検・維持管理、動植物の保全)について基準化

※自然環境など特に保全すべき地域(特別地域):500kW [R2年度 事業計画の届出実績:41件]

<県内における懸案事例>

区 分	内 容
太陽光	・ 姫路市内の県立自然公園を含む自然豊かな山林において、広大な森林伐採を伴う大規模施設(事業区域:約170ha、出力:約70MW)の設置計画あり ↓ ・ 防災面や自然環境破壊への懸念などから、地元住民の反対運動が起こった。 ・ 採算性の確保が困難との理由から事業を中止し、大規模開発要綱に基づく事前協議を取下げ
風 力	新温泉町の山林において、森林伐採を伴う大型風力発電施設(基数:21基、出力:約92MW)の設置計画あり ※絶滅危惧種であるイヌワシが当該地域に生息しており、バードストライクが起こった場合、県内での絶滅につながる可能性が高い。

主② 太陽光発電事業の環境影響評価に関する規模要件の見直し

- ・山林の伐採や斜面地の開発などにより、環境影響評価法の対象規模(出力40,000kW(100ha相当))より小規模な太陽光発電所が設置され、環境・防災上の様々な問題が顕在化していることから、より厳しい規模要件に見直すこと

<本県・太陽光発電所の新增設に関する自然環境調査と環境アセス手続>

区分	0.5ha以上(注) (森林伐採等を伴うもの)	5ha以上 (概ね2,000kW以上)	出力40,000kW以上 (概ね100ha以上)
根拠法令等	小規模太陽光発電所に関する 自然環境調査指針 [県]	アセス条例 [県]	アセス法 [国]
手続・調査	自然環境調査 (調査結果報告書作成)	環境アセス手続 (環境アセス書作成)	環境アセス手続 (環境アセス書作成)
意見・指導	事業者へ指導	知事意見 (直接事業者へ)	知事意見 (国を通じて事業者へ)
適用	R2.3.10適用開始	R2.4.1施行	R2.4.1施行

注 太陽光条例の対象規模相当(たつの市など一部市町の区域は0.1ha)
三田市の市街地調整区域は、市条例許可対象の300㎡

主③ 農地やため池を活用した太陽光発電事業の推進

- ・環境を保全しつつ、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を促進するため、架台等の設置費が高額な営農型太陽光発電(ソーラーシェアリング)や、ため池を活用した水上太陽光発電に対する支援について、以下のとおり提案する。

- 営農型太陽光発電を目的とした農地の一時転用許可について、「おおむね8割以上の単収」要件を緩和すること
- FITによる売電を行う場合も対象とし、割高となる架台等の設置費用に対して補助を行うこと

<営農型太陽光発電及び水上太陽光発電に係る経費的なメリット・デメリット等>

区分	営農型太陽光発電	水上太陽光発電
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・売電による収入増 ・耕作放棄地の再生 ・適度な遮光による営農との両立 	<ul style="list-style-type: none"> ・売電や水面使用料等によるため池維持管理費等の確保 ・土地造成が不要
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・設置費*が高額(約30万円/kW) 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置費*が高額(約30万円/kW)
FIT買取価格 (R3年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・10kW以上50kW未満 12円 ・50kW以上250kW未満 11円 【参考】家庭用(10kW未満) 19円 	同左
現行の補助制度	<ul style="list-style-type: none"> ・対象設備 太陽光発電(10kW以上)等 ※ FITによる売電不可 ・対象者 民間企業、個人等 ・補助率 補助対象経費の1/2 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象設備 水上太陽光、太陽光搭載カーポート等※ FITによる売電不可 ・対象者 民間企業等 ・補助率 補助対象経費の1/3(上限1億円)

※ 一般的な太陽光発電(事業用)に要する設置費は、約15万円/kW

<営農型太陽光発電を目的とした農地の一時転用許可の要件>

区分	収量要件	許可期間
通常	同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね8割以上	3年間
荒廃農地等	なし(R3.3月に荒廃農地等の収量要件を撤廃)	10年間

④ 固定価格買取制度の更なる改善

- ・ 買取価格及び買取期間の見直しに当たっては、設置場所や規模毎の事業収益性を踏まえたきめ細かい検討を行うこと
- ・ 賦課金とのバランス等国民生活にも配慮すること

【提案の背景】

- ・ 固定価格買取制度の見直し(H29. 4 施行)により、リードタイムの長い電源（開発に一定期間かかる地熱、風力、水力等）の導入拡大（数年先の認定案件の買取価格の決定や環境アセスメントの迅速化等）等が図られている。
- ・ しかし、まだ地域の特性に応じた制度設計（例：山間部の小水力発電は買取単価を上げる等）になっていないため、さらにきめ細かい検討が必要である。

【再エネ特措法等の一部を改正する法律(H29. 4 施行)の概要】

- ・ ① 新認定制度の創設、② コスト効率的な導入、③ リードタイムの長い電源の導入、④ 減免制度の見直し、⑤ 送配電買取への移行
- ・ 毎年度買取価格を決定していたが、③により、複数年度の価格を設定することが可能となった。

⑤ 再生可能エネルギー活用の普及支援

ア 住宅用太陽光発電設備の設置に対する補助制度の創設

- ・ 住宅用太陽光発電設備の設置を一層促進するための補助制度を創設すること

【過去に実施された住宅用太陽光発電に関する国助成制度】

H25：1万5千円/kW（システム価格50万円/kW以下）、2万円/kW（システム価格41万円/kW以下） **H26：廃止**

【県内の事業用太陽光発電設備(10kW以上)の導入容量の推移(累計)】

- ・ FITの買取価格の下落や適地の減少等から、事業用の大規模太陽光発電設備の導入ペースが鈍化。

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
導入容量(万kW)	7.1	35.2	75.6	114.9	138.3	156.9	177.4	190.5
増加量	—	28.1	40.4	39.3	23.4	18.6	20.5	13.1

イ 研究開発の加速化

- ・ 太陽光、地熱、小型風力、小水力など再生可能エネルギーのバランスの取れた導入が進むよう、整備・運営コストの低減や実用化に向けた研究開発を加速化すること

【再生可能エネルギーの導入費用の比較(1kWあたり平均導入費用)】

太陽光発電	30.6万円
地熱発電	165万円
小型風力発電	141万円
小水力発電	299万円

※ R2.2.4 経済産業省 調達価格等算定委員会
「令和2年度以降の調達価格等に関する意見」
より、分野別資本費用を引用

ウ 系統連系の円滑化

- ・ 系統連系接続に関する連系可能容量や連系費用の情報開示を促進すること
- ・ 系統連系接続に関する検討期間（標準処理期間3か月）を短縮すること

【提案の背景】

- ・ 系統連系接続に関する検討では、電圧や周波数、系統に与える影響など技術的な観点からの接続の可否と接続に必要な概算費用の算定を実施している。
- ・ 算定にあたっては、同時期等の他の申し込みの容量を考慮しないため、系統連系接続の検討が長期に渡ることにより、最終的な接続契約締結の際、連系可能容量や接続に必要な費用が変わる場合がある。
- ・ 発電出力500kW以上の系統連系接続に関する検討期間に3か月要している。

エ 連系可能容量の拡大

- 再生可能エネルギーの導入拡大に向け、需給調整力を強化し、連系可能容量を拡大すること

【提案の背景】

- 電力会社管内全体の需給調整力の限界等により系統接続が困難となる事例が懸念され、再生可能エネルギーの新たな導入に支障を来している。(H26年度に淡路島南部地域で太陽光発電設備からの系統連系申込みの回答保留が発生。北海道や東北でも同様の事例が発生していた。現在、回答保留は解除されている。)

オ 電源構成の開示の義務付け

- 低炭素型の電力を選択できるようにするため、すべての小売電気事業者に対して電源構成の開示を義務付けること

【提案の趣旨】

- 電源構成(石炭、原子力なのか再エネなのかなど)が開示されることにより、消費者が、何で作られた電気なのかを確認できることにより、二酸化炭素排出の少ない小売り電気事業者を選択しやすい環境を整備することで、二酸化炭素の排出抑制や、再生可能エネルギーの導入を促進する。

⑥ バイオマス資源の利活用への支援の充実

ア 軽油引取税の軽減措置の創設

- バイオディーゼル燃料(BDF5%混合軽油)の利用促進に向けて、軽油引取税の軽減措置を創設すること

【提案の背景】

- 廃食用油等から製造されるBDF(バイオディーゼル燃料)100%での車両における使用は、こまめなメンテナンスが必要なことから利用者が自治体などに限られ、一般への普及拡大が進んでいない。
- 車両への負荷を軽減する品質確保法の規格に適合したBDF5%混合軽油(B5軽油)には軽油引取税が課税されるため、利用が進んでいない。
- 不正軽油対策としてB5軽油を適正に製造・流通できる仕組みづくりが必要となる。

イ 環境への影響に関する全国共通の定量的な評価基準の策定

- バイオマスの収集から変換、利用まで一連の過程におけるCO₂の削減効果などが評価・検証できるよう、環境への影響について全国共通の定量的な評価基準を策定すること

⑦ 家庭用燃料電池及び蓄電池の設備設置補助の拡充

- 家庭用燃料電池(エネファーム)及び蓄電池単体での設備設置補助を行うこと

【国制度の問題点】

- エネルギーを最適に利用するスマートライフの要となるHEMS(ホーム・エネルギー・マネジメント・システム)設置件数の増加など、スマートライフの機運の高まりを逃さずエネファームの設置を促進する必要がある。
- 蓄電池の設置については、現行制度では、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギーハウス)の要件を満たす工事でないと補助対象とならない。

⑧ 洋上風力発電施設等の設置に関する海域利用への対応

- ・海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律が制定されたが、以下の点について見直しを行うこと
- ・促進区域の指定に先立つ状況調査に当たっては、経済産業大臣及び国土交通大臣による都道府県知事への事前協議を実施すること
- ・促進区域の指定に当たっては、都道府県知事の同意を条件とすること

[海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律]

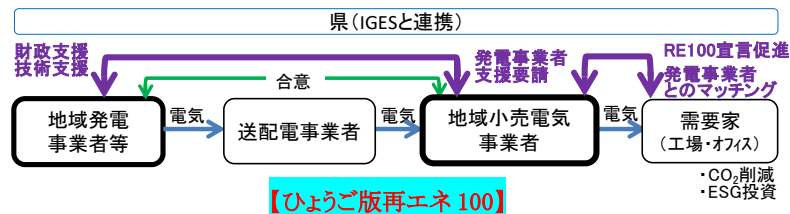
- ・経産大臣及び国交大臣が促進区域を指定し、事業者から提出された公募占用計画を認定
※指定しようとする区域の状況調査に当たり、都道府県との事前協議は明記されていない

⑨ 地域主導型再生可能エネルギー利用の促進

- 新**・RE100等を宣言する企業の創出・拡大を図りながら、地域発電事業者や小売電気事業者が、ソーラーシェアリングや小水力発電などによる再生可能エネルギーの導入・利用を促進する取組に対する財政面での支援を行うこと

【提案の趣旨】

- ・本県では、RE100等への県内企業の参加や地域発電事業者の創出・育成を促進する“ひょうご版再エネ100”を推進している。



- ・国では、小規模事業用太陽光（50kW以上）や小規模地熱・小水力・バイオマスについては、FIT認定基準としての地域活用要件の設定に向けて制度設計が進んでいる。
- ・地域主導型再エネ発電事業を促進するには、RE100宣言をした企業が同一県内の発電事業者から再エネ電力を調達する場合も地域活用要件とするなど支援方策が必要。
- ・地域循環共生圏構築のために、地域小売電気事業者が地域再エネ発電事業者に対し、資金・技術提供を行えるよう支援方策が必要。

(新しいFIT地域活用要件)

小規模事業用 太陽光	10-50kW	2020年度から自家消費型の要件を設定
	50kW以上	地域での活用実態やニーズ等を見極めつつ、今後地域活用のあり方を検討
小規模地熱 小水力 バイオマス		2022年度から地域一体型の要件*を設定

※地域一体型の要件（①②のいずれかを満たすもの）

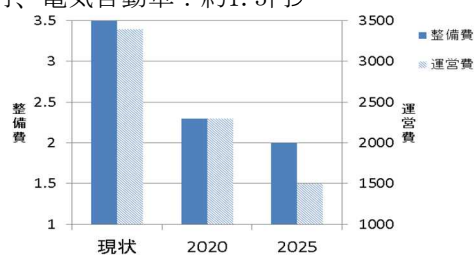
- ① 災害時に再エネ発電設備で発電された電気の活用が、自治体の防災計画に位置づけられること。
- ② 自治体が自ら再エネ発電設備事業を実施するものであること。又は、自治体が再エネ発電事業に直接出資するものであること。

⑩ 水素社会推進に向けた取組への支援

水素社会実現を目指し、①水素利活用の飛躍的な拡大に向けたFCV(燃料電池自動車)及び水素ステーションの一層の普及、②水素発電所の整備等について、以下の提案を行う。

【提案の背景】

- FCVは、同車格のハイブリッド車と比べ車両価格が高く、普及が進んでいない。
 - 国目標：20万台(2025年) ⇔ 現状：3,758台(2020年3月末)(兵庫県：60台(2020年3月末))
 - 現在、FCVとハイブリッド車の価格差は約300万円
 - 量産化、低価格化、機能向上(航続距離の伸長、燃費効率の向上等)に向け、FCVの要素技術や大量生産技術等の確立が必要
- 参考：1kmあたりの燃費の比較
FCV車：約7.3円、ガソリン車：約8.2円、電気自動車：約1.3円
- 水素ステーションは、整備費・運営費が高額であり、自立化に向けたコスト低減が必要である。
 - 2020年代後半の水素ステーション事業自立化に向け、整備費・運営費の大幅な削減が必要
- 整備費：3.5億円→2億円
運営費：3,400万円→1,500万円
- 構成機器の技術開発を進めるとともに、安全性確保を前提に、規制見直しを着実に図ることが必要



【国のSTコスト削減目標】

【県内のFCV台数及び水素ステーション整備基数】 ※兵庫県燃料電池自動車普及促進ビジョン (H26.7策定)

区分	2019年(実績)	2020年※	2030年※
FCV保有台数	60台	3,000台(目標)	25,000台(目標)
水素ステーション基数	2基	8基(見込)	20基(見込)

ア 国補助事業の拡充

- FCV、FCバス(燃料電池バス)、FCVタクシー、FCフォークリフト等の水素モビリティの導入を加速するため、一般的な車両との販売価格差が実質的に補填されるよう購入補助を拡充すること
(例：FCVの国補助額を200万円→300万円に拡充)
- FCバスを複数台導入する事業者に対し、FCバスの継続的な導入を促進するため2台目以降についても1台目と同等の補助率となるよう補助を拡充すること

【提案の背景】

- FCVやFCバスは、同車格のハイブリッド車等と比べ車両価格が高く、普及が進んでいない。
 - FCVとハイブリッド車の価格差：約300万円(国補助額：約200万円)
 - FCバスと通常のバスの価格差：約8,000万円
(1台目(1/2)国補助額：約5,000万円、2台目以降(1/3)約3,500万円)

【本県のFCV等の状況(R2.3現在)】

- FCV：60台[目標：25,000台(兵庫県燃料電池自動車普及促進ビジョン)]
- FCバス：なし(R2年度末に1台導入)

【本県のFCV車導入支援に関する取組】

- 国の補助に加え、市町が補助する額の1/2(上限100万円)を補助
(例(神戸市の場合)：25万円(神戸市)+25万円(県)=50万円を補助)
- 国の補助に加え、FCバスを導入する民間運送事業者等に対し1,000万円(定額)を補助
- 国の補助に加え、FCVタクシーを導入する事業者等に対し50万円(定額)を補助

- 水素ステーションの新設及び水素供給設備等（FCバス対応など）の機能強化、運営に対する補助率及び補助金限度額を拡充すること

（例：自治体の補助なしでガソリンスタンド等と同程度の費用負担になるよう、国の補助額を拡充）

【本県の水素ステーションの整備支援に関する取組】

- 国の補助に加え、上限5,000万円の整備補助を県単独で実施

区分	整備費	運営費(注3)
費用	約3億5,000万円 (ガソリンスタンド :約8,000万円)	約3,400万円/年 (天然ガススタンド :約2,000万円/年)
国補助	補助率:2/3 上限額:2億5,000万円(注1)	補助率:2/3 上限額:2,200万円(注4)
県補助	上限額:5,000万円(注2)	—

- 注1 水素供給能力300Nm³/h以上のオフサイト方式
- 注2 県補助額は、総整備費から、国補助額及び8,000万円を除いた額
・神戸市、姫路市も5,000万円を上限に補助
- 注3 別途、自動車メーカーからの運営費補助(補助率1/3)の対象となる場合あり
- 注4 オフサイト方式の場合

【兵庫県内の水素ステーションの設置状況】

開設者	開設時期	場所
岩谷産業(株)	平成26年7月	尼崎市
日本エア・リキード(株)	平成29年3月	神戸市兵庫区
岩谷産業(株)	令和3年4月	姫路市飾磨区

新・再エネ水素ステーションの整備に活用できる補助制度を創設すること

【提案の背景】

- 再エネ水素ステーションは地球温暖化防止の観点から導入を進める必要があるが、国庫補助制度が令和2年度に廃止されており、整備が進んでいない。
 - 補助制度創設にあたっては、水素製造能力に対し整備費が高額であることから、旧国庫補助制度の必要要件を見直した上で、補助率の拡充や、補助上限額の引き上げによる更なる支援が必要。
- <国庫補助制度概要(R2年度廃止)>

- 再エネ水素を活用した社会インフラの低炭素化促進事業

区分	整備費
費用	約2億円(ガソリンスタンド:約8,000万円)
国補助	補助率:3/4 上限額:1億3,200万円 ※水素製造能力が1日あたり30m ³ 未満の再エネ水素ステーション

イ 水素ステーション等に関する規制緩和の推進

- コスト低減を図るため、安全性を検証した上で、水素ステーション等に関する規制の見直しを進めること

新○ 狭小地においても水素ステーションの設置が進むよう、障壁の高さ等の技術基準を見直すこと

新○ 一般家庭での水素充填装置の使用を可能にすること

【提案の背景】

- 国の規制改革実施計画において、水素ステーションの保有量上限の撤廃や公道とディスプレイ等の離隔距離の性能規定化等、設置に関する規制の見直しが進められている。

【国の規制見直しの状況】

- 平成29年6月に規制改革実施計画へ37項目の規制見直しを盛り込み検討中
※ これまでの見直しで、ガソリンスタンドとの併設、公道と充填装置間の距離の短縮等は可能となった。

ウ FCV、水素ステーションの技術開発の推進

- 燃料電池の触媒中の貴金属（白金等）など、コスト増高要因を改善する材料の開発や水素タンク製造工程の効率化など、低価格化・量産化のための技術開発を推進すること

- ・ 水素ステーションの稼働率向上等の観点から、FCバスやFCトラック等、他のモビリティも併せて展開することが必要であり、普及に向けた技術開発を進めること

エ 水素社会実現に向けた水素発電所等への支援制度の創設

- ・ 水素サプライチェーンを構築し、液化水素受入基地や水素発電所の整備を推進するため、大型液化水素タンクの整備や既存発電所設備の改良等に要する費用の支援制度を創設すること
- ・ 商用化に向けた実証施設については、水素混焼が可能である多様な発電施設が立地する研究開発の拠点がある兵庫県内に整備すること
- ・ ガスタービン発電における高効率の燃焼器の開発など、水素発電技術のさらなる向上に向けた支援を行うこと

【提案の背景】

- ・ 水素社会の実現には、水素の調達、供給コストの低減が不可欠である。オーストラリアの未利用エネルギーである褐炭から水素を製造した後、液化して専用船で輸送し、火力発電所で大量消費する国際的な水素サプライチェーンの構築が有望視されている。
- ・ 火力発電施設が立地し水素関連産業が集積する本県がそれらの拠点となることで、水素社会に向けた動きは一層加速することが期待されることから、商用化に向けた実証を着実に促進するため、大型液化水素タンクの整備や既存発電所設備の改良等に要する費用の支援が必要である。

【県内で実施されている「水素サプライチェーン構築実証事業」の概要】

概要	製造・貯蔵・輸送・利用が一体となった水素サプライチェーンを構築するため、オーストラリアの未利用エネルギーである褐炭から水素を製造する「褐炭ガス化技術」、「液化水素の長距離大量輸送技術」、「液化水素荷役技術」の開発を実施
主体	技術研究組合CO ₂ フリー水素サプライチェーン推進機構（川崎重工業(株)、岩谷産業(株)、シェルジャパン(株)、電源開発(株)、丸紅(株)、ENEOS(株)、川崎汽船(株)

【「水素発電導入可能性に関するフィジビリティスタディ（FS）調査」の概要】

概要	既存火力発電設備を対象とした水素・天然ガス混焼発電の実現可能性について、主に以下の項目を調査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の天然ガス発電所での最大水素混焼率 ・ 水素混焼発電の実現に向けた課題 等
主体	関西電力(株)

オ 水素関連製品試験機関の整備

- ・ 水素関連製品の開発に必要な評価試験が迅速にできるよう、試験機関の追加整備を行うこと。その際、水素関連産業が集積する兵庫県で整備すること

【提案の背景】

- ・ 水素ガス環境下で水素製品の耐久試験等を行う公的機関が福岡県にしかなく、評価試験の依頼が集中(半年待ちもある)していることから、県内企業から評価試験機関整備に対する要望が強い。

【「水素エネルギー製品研究試験センター」の概要（全国で福岡県のみ：H22.4～）】

運営	公益財団法人水素エネルギー製品研究試験センター
基本財産	70百万円（福岡県 50百万円、寄付金 20百万円）
建設費	44億円（一部経費を除き全額国庫補助）
実施事業	中小・ベンチャー企業の水素エネルギー新産業への参入支援のための事業 ①水素エネルギー関連製品の製品試験事業 ②水素エネルギー関連製品の試験方法の研究開発事業 ③水素エネルギー関連製品の開発 ④水素エネルギーに関する研究交流事業(セミナー開催・施設見学等)

⑪ 環境低負荷型の社会を実現する電気自動車の普及促進

ア 国庫補助事業の拡充

- ・ 電気自動車の充電器の整備に対する補助率及び補助金限度額を拡充すること

- ・電気自動車と一般的な乗用車との販売価格差を補填する購入補助を拡充すること

【提案の背景】

- ・次世代自動車戦略2010における2030年の目標（EV、PHVの乗用車の新車販売台数に占める割合20～30%（2018年実績：EV 0.61%、PHV 0.54%））の達成に向けた取組が必要である。
- ・EVと一般的なガソリン車との価格差は100万円以上あるが、国の補助額は「補助単価(1,000円/km)×一充電走行距離(km)(上限40万円)」であり、さらなる補助の拡充が必要である。
- ・県自ら28基の電気自動車用急速充電器を設置・維持管理し、県内では、充電インフラ整備は進捗してきているが、電気自動車の普及促進のため、さらに充電器の整備を進めることが必要である。

【本県の電気自動車導入支援に関する取組】

- ・国の補助に加え、市町が補助する額の1/2(上限100万円)を補助
(例(神戸市(上限額)の場合)：12万円(神戸市)+12万円(県)=24万円を補助)

イ 電気自動車の技術開発の推進

- ・電気自動車の充電時間の短縮や航続距離を伸ばすための技術開発を推進すること

【電気自動車の充電時間】

- ・電気自動車のフル充電にかかる時間が急速充電で約40分、普通充電(3kW)で約16時間程度必要。

⑫ 広域ガスパイプラインの整備

- ・ガス販売の自由化及び供給体制の強靱化を促進するため、広域ガスパイプラインに関する国の整備方針を策定し、舞鶴～三田間を整備方針に位置づけること
- ・広域ガスパイプライン整備に関する事業主体等の制度的枠組や公的支援のあり方について早急に検討し、示すこと

【提案の背景】

- ・国の整備方針が策定されておらず、富山以西の日本海側の天然ガスインフラ整備が大きく遅れている。産業基盤の強化と国土強靱化の観点から、日本海側の空白地帯をカバーし、京阪神地域のバックアップ機能を担うためには、日本海側と太平洋側を結ぶ舞鶴～三田間を整備方針へ位置付け、整備を推進することが必要。
- ・整備方針の策定と合わせて、制度的枠組みの決定や公的支援による戦略的な整備の推進が必要。

【「エネルギー基本計画」(H30.7閣議決定)におけるガスパイプラインに関する記載内容】

「天然ガスについても、供給体制の強靱化を進めるべく、LNG受入基地間での補完体制を強化するため、基地の整備・機能強化、太平洋側と日本海側の輸送路、天然ガスパイプラインの整備などに向けて、検討を進めていくこととするとともに、都市ガス分野における耐震化を引き続き進めていく。」

⑬ 山陰沖におけるメタンハイドレートの商業化に向けた研究開発の促進

- ・日本海側に賦存する表層型メタンハイドレートについて、商業化に向け、生産技術の開発や山陰沖での海洋調査等を着実に実施し、早期に海洋産出試験に取り組むこと

【提案の背景】

- ・エネルギーの安定供給や国土強靱化だけではなく日本海側の産業や経済の活性化を図る観点からもメタンハイドレートの開発を一層促進させる必要がある。

【「海洋エネルギー鉱物資源開発計画」(H31.2経産省)における開発目標(表層型)】

「将来の商業生産を可能とするための技術開発を進め、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度の間民間企業が主導する商業化に向けたプロジェクトが開始されることを目指す」

③ 資源循環型社会の構築

【消費、農水、環境】

① 低濃度PCB廃棄物早期処理に向けた財政支援措置の拡充

- 新・低濃度PCB廃棄物保有者への処理費用に対する財政支援を拡充すること

【提案の背景】

- ・ PCB特措法では、低濃度PCB廃棄物の処分期限が令和9年3月31日と定められている。
- ・ 低濃度PCB廃棄物は種類が多岐にわたり分析が必要とされるケースが多く、処分費用に加え分析費用も必要となり、保有者の経済的負担が大きいため、財政支援の拡充を提案する。

② 異物等混入防止に対する取組強化

- ・ 安定型産業廃棄物最終処分場において、処分品目の見直しも含め、異物等混入を防止する仕組みを強化すること

【提案の背景】

- ・ 安定型産業廃棄物最終処分場には排水処理施設が設置されておらず、廃プラスチック類に付着した食品残さなどの有機物等の安定型以外の品目が混入した場合、汚染された水が排出される恐れがある。
- ・ 安定型品目以外が混入することのないよう、現在の搬入物の目視を行う展開検査にとどまらず、廃プラスチックの埋め立て禁止などの具体的な混入防止措置を講じる必要がある。

【現状の仕組み】

- ・ 安定型産業廃棄物最終処分場については、搬入物が安定型5品目（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器くず、がれき類）に限定されており、異物混入を防止する展開検査の仕組みも導入されている。

③ 不法投棄に関する恒久的な支援制度の構築

- ・ 不法投棄された産業廃棄物の撤去費用について、地方公共団体負担が増加しないよう恒久的な支援制度を早期に構築すること

【国制度の問題点】

- ・ 原因者が支障除去等の措置をとらず、やむを得ず都道府県等が支障除去等を行う場合について、（公財）産業廃棄物処理事業振興財団の基金から必要な費用を支援する制度がある。
- ・ 平成25年度の見直しにより、産業界の負担が大きかったことを理由に、国25%→30%、都道府県25%→30%、民間50%→40%と、国・都道府県の負担割合が引き上げられた。

④ リサイクル料金の前払い制の導入

- ・ リサイクル料金を廃棄時に支払う後払い制から購入時に支払う前払い制へ改めること

【提案の背景】

- ・ 廃家電の不法投棄、違法回収業者による不適正処理等の未然防止や、確実にリサイクル費用を徴収し、確実に資源を再生利用するためには、購入時に支払う前払い制にする必要がある。

⑤ 循環型社会形成推進交付金の充実

ア 予算の確保

- ・ 「循環型社会形成推進交付金」の予算を確保すること

イ 二酸化炭素排出量削減率の緩和

- ・ 一般廃棄物処理施設の基幹的施設改良事業の交付要件のうち、二酸化炭素排出量削減率（交付率1/2の場合原則20%以上）について、要件を緩和すること

【提案の背景】

- ・ 計画的な施設整備には、当初予算において必要予算の確保が必要である。
- ・ 省エネルギー化が進んだ施設では20%以上の削減が困難であり、国や県の温室効果ガス削減目標を達成するためには、少しでも省エネに繋がる取組を進める必要がある。

ウ 対象事業の追加等

i) 焼却炉解体後、災害廃棄物の仮置場等に活用する場合を対象化

- ・ 新たな廃棄物処理施設整備と一体的に行わない焼却炉解体であっても、跡地を災害廃棄物の仮置場等として活用する場合は「循環型社会形成推進交付金」の対象とすること

【国制度の問題点】

- ・ 現行の交付金では、新たな廃棄物処理施設整備と一体的に行う解体のみが対象となっている。
- ・ 国も進めている廃棄物処理施設の広域化等においても、焼却炉の解体は発生しているが、財政支援がないために解体に着手できないケースがある。跡地を仮置場として活用できれば、迅速な災害廃棄物処理が可能となることから、災害廃棄物処理を進める上でも、財政支援が必要である。

ii) 浄化槽の改修の対象化

- ・ 浄化槽設置整備事業において、浄化槽を改修及び更新する場合も「循環型社会形成推進交付金」の対象とすること

【国制度の問題点】

- ・ H31年度当初予算分から汚水衛生処理率の向上に寄与しないとして、個人設置型浄化槽の更新については交付金の対象外となった。（下水道では、主要な施設や管路の改築に財政支援あり。）
- ・ 市町村が設置する公共浄化槽は更新時も補助対象となることに加え、新設時の補助額が個人設置型浄化槽より高いことから、本県では市町に対して公共浄化槽の積極的な活用を周知している。
- ・ しかしながら、公共浄化槽では個別・迅速な対応が困難な場合があるため、個人設置型浄化槽の改修や更新も、一般のごみ処理施設と同様に財政支援が必要である。

⑥ 海岸漂着物等対策の推進

ア 日本海沿岸諸国に対する働きかけの実施

- ・ 日本海沿岸諸国に対して、国として以下のような働きかけを行うこと
 - 廃棄物の適正処理
 - 漂着物・マイクロプラスチック等の発生原因究明とその防止及び監視体制の強化

イ 国の全額負担による恒久的な支援措置の制度化

- ・ 海岸漂着物及び漂流・海底ごみの回収・処理については、国の全額負担による恒久的な支援措置を制度化すること

【国制度の問題点】

- ・ 海岸漂着物等は発生源と回収・処理の主体が異なるが、その費用は回収・処理を行う自治体の負担となっている。
- ・ 海岸漂着物等地域対策推進事業の地元負担が段階的に引き上げられた。
- ・ 無償で漁業者等が回収した海底・漂流ごみの処理を行う、定額補助（上限あり）が令和2年度から創設されたが、回収にかかる費用については、ボランティアを前提とするため補填されていない。

年度	負担割合
H26以前	国10/10
H27	国 8/10、地方2/10
H28以降	国 7/10、地方3/10

【海岸漂着物等地域対策推進事業の概要】

趣 旨	海岸漂着物処理推進法第29条に基づき、都道府県や市町村等が実施する海洋ごみに関する地域計画の策定、海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策に関する事業を支援
補助率	原則国7/10、地元3/10（回収・処理にかかる費用） ただし、漁業者等が無償で回収した漂流ごみ・海底ごみは定額（処理にかかる費用）

ウ 漂流・海底ごみ対策の推進

- ・ 漂流・海底ごみ対策は、国が自ら実施若しくは自治体等に委託することにより、国の責任において実施すること

【国制度の問題点】

- ・ 平成30年6月に海岸漂着物処理推進法が改正され、漂流・海底ごみについて、国及び地方公共団体が円滑な処理の推進を図るよう努めなければならないと規定された。
- ・ しかし、漂流・海底ごみは自治体の管理の及ばない海域中でのことであり、処理責任が明確になっておらず、自治体単位での対応が難しい。
- ・ このため、広域的な問題として足並みを揃えた対策が必要であり、国の責任において対応すべきである。

主エ 海洋ごみを含むプラスチックごみ対策の推進

i) 海洋ごみ対策の前提となる実態把握の早期実施

- ・ マイクロプラスチックを含む海洋ごみについて、環境に与える影響や発生源、排出量、流出経路などの実態把握を早期に行うこと

ii) プラスチック製品等の抑制・代替、回収対策

- ・ ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの使用を抑制し、再資源化可能な紙などの素材や生分解性プラスチックに代替するために必要な技術開発の促進や、生産設備等の整備に対する国庫補助制度を創設すること
- ・ 海洋ごみになりやすいプラスチックの分別回収を徹底するため、小規模事業者にもペットボトル等の容器のリサイクル義務を課すとともに、事業者に積極的に自主回収を行うよう働きかけること

【提案の背景】

- ・リサイクル義務の対象外となっている小規模事業者*についても、ペットボトル等の容器を製造・販売している場合には、義務を課し、リサイクルに要する費用を負担させるべきである。
〔※ 製造業等：売上高2億4,000万円以下かつ従業員20名以下
商業・サービス業：売上高7,000万円以下かつ従業員5名以下〕
- ・現行制度では、事業者は(公財)日本容器包装リサイクル協会(市町村が収集したもののリサイクルを実施)に委託料を支払うことで義務を果たせることになっているが、製造・販売を行う事業者の責任として回収・再生品化等を含めてリサイクルを自ら行うべきである。

＜海洋ごみになりにくい生分解性プラスチックの例(㈱カネカが開発)＞

- ・海域において最終的に水と二酸化炭素に分解されるプラスチックとして、植物油を微生物で発酵させてつくられる“Green Planet”が開発されており、コンビニのストローや化粧品容器に採用されている。

- ・プラスチック製買物袋の有料化について、消費者及び小売業者の混乱を招くことなく買物袋の削減が徹底されるよう、有料化の対象外とされているバイオマスプラスチック等の買物袋についても、有料化の対象とすること

【有料化の対象外とされている買物袋】(省令)

- バイオマス素材の配合率が25%以上の買物袋
- 海洋生分解性プラスチックの配合率が100%の買物袋
- 繰り返し使用の観点からプラスチックのフィルムの厚さが50 μ m以上の買物袋

- 新**・令和3年6月に成立した「プラスチック資源循環促進法」に明記されたプラスチック使用製品廃棄物の効率的な回収及びリサイクルが推進されるよう、製造事業者等に環境配慮設計や使用の合理化を徹底させるとともに、回収を行う市町、再資源化等を行う事業者に対して、技術的及び財政的支援を確実に行うこと

【プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(R3.6成立)の概要】

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するための措置を講じる。

- 主な措置内容として、プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、国が
- ・プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ・ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - ・プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等に関する基本方針の策定を行う。

⑦ フードドライブの取組拡大に向けた支援の充実

- 新**・食品ロス削減の更なる推進に向けて、民間によるフードドライブの取組を促進するため、スーパーやフードバンク団体、福祉団体等が行う食品運搬や広報資材作成に対する補助制度の創設など支援を充実すること

【本県のフードドライブに関する取組】

- ・家庭で余っている食品をごみにせず、それを必要とする福祉団体等にスーパー等を通じて寄附する活動「フードドライブ」について、本県ではスーパー・市町等と連携し、「ひょうごフードドライブ運動」として全県展開を図っている。
(行政の取組を支援する交付金はあるが、スーパーやフードバンク団体等の民間団体の自主的な活動を直接支援する仕組みがない。)

(4) 鳥獣被害対策と外来生物対策等の推進

【総務、農水、環境】

① シカ、イノシシ等の捕獲

ア シカ、イノシシ捕獲に関する予算の確保

- ・ シカ、イノシシによる農林業被害を減少させるため、本県の捕獲目標(シカ46,000頭/年、イノシシ25,000頭/年)が達成できる予算を確保すること

【本県の捕獲目標】

- ・ 平成30年度以降 シカ4.6万頭、イノシシ2.5万頭と捕獲目標を掲げ、捕獲を推進中

【具体の取組】

- ・ 県捕獲専門家チームの派遣(警察OB等) 目標:シカ1,000頭、イノシシ500頭
- ・ 狩猟期中のシカ・イノシシ捕獲報償金(施設搬入なしの場合も7千円/頭)
- ・ ICT活用大型捕獲オリの活用

イ 猟友会有害捕獲班の補助対象化

- ・ 鳥獣被害防止特別措置法に基づく捕獲活動等を担う鳥獣被害対策実施隊について、市町が有害捕獲を委託している猟友会の有害捕獲班も対象とすること(現行は市町職員(非常勤職員含む)のみ)

【国制度の問題点】

- ・ 猟友会有害捕獲班は効率的な捕獲を実施し、実質的な鳥獣被害対策実施隊の活動を行っている。
- ・ しかしながら、被害対策に要する国庫補助(10/10)を算定する際の根拠となる実施隊人数には、市町職員(非常勤職員含む)のみがカウントされ、有害捕獲班の人数は対象外となっている。

ウ 捕獲個体の運搬経費補助の拡充

- ・ 有害鳥獣捕獲個体の有効活用の推進を図るにあたり、狩猟者や処理加工施設運営者が捕獲現場から処理加工施設等まで捕獲個体を運搬する経費を補助対象とすること

【提案の背景】

- ・ 捕獲個体の食肉への利用率を高めるため、狩猟者や処理加工施設運営者が、冷蔵車等を利用して施設へ搬入するための運搬経費の補助対象化が必要である。

エ 狩猟期捕獲の経費支援の拡充

- ・ シカの捕獲拡大に向けた狩猟期の捕獲経費等の支援を拡充すること

【国制度の問題点】

- ・ 平成30年度より捕獲したシカ等を処理加工施設に搬入した場合は支援対象となったが、捕獲拡大を進める上で処理加工施設に搬入しなかった場合も差別化を図った上で支援対象とすべきである。
- ・ 処理加工施設に搬入する処理頭数が多い場合、国が定める管理費・残渣処理支援の上限額を超過するため、上限額を上げる必要がある。(1施設あたりの上限額200万円→400万円)

オ カワウ捕獲報償金の支援単価の拡充

- ・ アユ等の食害のある河川等以外において、内水面漁業協同組合以外の者が実施するカワウの捕獲に対する報償金を拡充(200円/羽→水産庁の補助事業並3,000円/羽)すること

【国制度の問題点】

- ・ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業におけるカワウの捕獲報償金は、200円/羽と単価が低い。
- ・ 一方、水産庁の補助事業(約3,000円/羽:内水面漁業協同組合が捕獲者に支払う概ねの最低単価)はアユなどの水産資源を管理する内水面漁業協同組合が補助対象者であり、ため池等での捕獲は同組合の管轄外であるため、広域的に行動するカワウの被害対策が進んでいない。

[本県の状況]

- ・ 県内においても約5,400羽（R元年平均）が生息しており、アユ等の有用魚種を捕食し、内水面漁連の試算では、約3億7千万円の漁業被害が発生していると推定される。

② 野生動物の捕獲推進のための人材育成

ア 県立総合射撃場(仮称)の整備に関する支援

- ・ 狩猟者の技能向上を図る県立総合射撃場(仮称)の整備・運営について、鳥獣被害防止対策交付金事業等の十分な予算を確保するなど、財政支援を行うこと

<兵庫県立総合射撃場(仮称)>

- ・ 野生動物の個体数管理(捕獲)の担い手となる狩猟者の育成と、新規狩猟者の確保対策の強化が重要

→ ライフル銃から空気銃までの多様な射撃施設及びわな猟の本格的な練習場施設を整備

整備予定地	三木市吉川町福井、上荒川
整備施設	クレー射撃施設、標的射撃施設、研修棟、わな実践フィールド等
総事業費	約35億円
供用開始(予定)	令和5年9月

イ 狩猟者後継者の確保、育成対策に対する支援、予算の拡充

- ・ 新規狩猟者の参入拡大、狩猟免許所持者の技能向上に関する研修会開催などの施策の拡充や都道府県が行う取組に対する財政支援を行うこと

【国制度の問題点】

- ・ 人材の確保・育成をさらに強化するには、国主催研修会等の関西地区での開催や県が行う狩猟免許試験を外部委託できる財政支援が必要である。
- ・ 県が計画している兵庫県立総合射撃場(仮称)において、各地で捕獲活動に従事する人材の育成を行うには、指導者人材経費や研修資材経費の安定的な確保が必要である。

[本県の取組]

- ・ 狩猟免許所持者を増やすため、県では狩猟免許試験の回数の増や休日開催を実施するほか、フォーラム・研修会等を開催している。

③ シカ、イノシシ等からの被害防止対策

ア 防護柵の設置に関する要件緩和と被災防護柵の復旧事業の補助対象化

- ・ シカ、イノシシ等の生息域が拡大していることから、現在は農業被害が生じていない地域も含め、防護柵の迅速な設置を可能とするよう採択要件を見直すこと
- ・ 豪雨や雪害等の自然災害や野生動物の侵入行為の影響により、国の定める耐用年数（金属柵14年、電気柵8年）よりも早く劣化した防護柵の機能回復・再設置が円滑に進められるよう、防護柵の耐用年数を実状に合わせて見直すとともに、被災防護柵の復旧を補助対象に追加すること

【提案の背景】

- ・ 被害の広がり先端地等で予防対策として設置する場合は、大きな被害にまで至っていないことから、採択要件である費用対効果分析B/C=1.0以上を満たさず、実施できない場合がある。
- ・ 国が示す防護柵の耐用年数は、農林業用の構築物（金網柵は「金属造のもの」、電気柵は「その他のもの」）を準用している。
- ・ 被災した防護柵の復旧は、県単独事業等で対応しているが、近年自然災害発生頻度が増加しており、これまで以上の被災防護柵復旧が必要となることが想定される。
- ・ 設置者の責によらない防護柵の劣化が生じた場合でも、耐用年数までの間、自力で修繕しているが、野生動物の影響(こじあけ、かみつぎ、押し倒し、掘り起こし等)による特殊事情も鑑み、防護柵の耐用年数を大幅に引き下げ、総合対策交付金を活用した再設置を可能とする必要がある。

イ 野生動物による生活環境被害対策に対する支援

- ・ 市街地等に出没するイノシシ等の捕獲、追い払い、防護柵設置や餌付け防止の普及啓発などの取組に対する支援制度を創設すること
- ・ 追い払い・撃退・忌避効果のある薬剤や機器等の技術開発を進めること

【国制度の問題点】

- ・ 餌付け等により人慣れしたイノシシによる生活被害や人身被害が発生している。
- ・ 農林業被害対策に対する支援制度は整備（農林水産省）されているが、生活環境被害対策に対する支援制度が未整備（環境省）である。

【提案の背景】

- ・ 既存の忌避剤や撃退用機器は継続的な有効性が乏しく、市街地周辺で活用可能な技術開発が求められている。

④ シカ捕獲個体の処理

ア 処理加工施設や減容化・焼却施設整備の予算の拡充

- ・ シカの有効活用を促進するための処理加工施設や、廃棄処分するための減容化・焼却施設の整備の予算を引き続き確保すること

【提案の背景】

- ・ 捕獲したシカ等を地域資源として有効活用を図るため処理加工施設の整備や、活用できない個体や適正処理を行うための減容化施設の整備を促進しており、年間1万頭の処理が可能となるよう施設整備を進める必要がある。

⑤ 鳥獣害対策の強化のための予算の拡充等

ア GISシステムを活用した獣害対策の強化のための予算の拡充

- ・ 獣害対策に関するデータを一元管理するシステムの運用のための予算を拡充すること

【国制度の問題点】

- ・ 効果的な獣害対策は、対処療法的な対応ではなく、生息数等の観測データや捕獲や対策の実施状況等を科学的に分析し、将来予測を見据えた計画的な対策が必要である。
- ・ 野生動物は広域的に移動するものであり、その痕跡や被害状況、捕獲や防護柵等の対策情報等を地図上に可視化し、被害対策の立案や効果検証に活用するには、GISシステムが有用である。
- ・ 県域を対象にGISシステムを導入するには、初期経費で5,000万円程度、運用経費で500万円程度が新たに必要となり、現状の鳥獣被害防止都道府県活動支援事業（限度額2,300万円）では対応できないため、別枠で予算の確保が必要である。

イ 十分な特別交付税措置

- ・ 鳥獣害対策に関する鳥獣被害防止総合対策交付金事業や単独事業における市町の地方負担に対する十分な特別交付税措置を行うこと

- 新・ ICTを活用した捕獲オリ等の導入後の通信費等の維持管理経費の支援を行うこと

【提案の背景】

- ・ 鳥獣被害対策は市町において、捕獲や防護柵の設置等主体的に取り組んでいるところであるが、被害対策に係る経費が増大しており市町の財政負担を軽減する必要がある。
- ・ ICTを活用した大型捕獲柵や箱わななどの導入が進んでいるが、機器ごとに通信費等の維持管理経費が発生し、市町の財政負担を軽減する必要がある。

⑥ ツキノワグマの府県間広域保護管理を行うための取組への支援

- ・ ツキノワグマによる人身被害を防ぎつつ生息数を維持していくため、府県毎の捕獲数や年齢、栄養状態、寿命等の広域データを集約し、一貫した生息数の推定と保護・管理を進めていくための支援制度を創設すること

【提案の背景】

- ・ ツキノワグマは行動圏が広く、府県行政界をまたいで広域的に分布しているため、府県ごとではなく、共通の地域個体群を持つ関係府県が生息状況に応じた保護・管理を行っていくことが望まれる。(環境省は、全国でツキノワグマを18の個体群毎に管理する必要があるとしている。)
- ・ 本県では、ツキノワグマの生息数推定とあわせて捕獲数の上限を定めた有害捕獲や狩猟による個体数管理を行っているが、府県毎に生息数の推定方法、管理方法などが異なる。
- ・ 人身被害を防ぎながら、ツキノワグマの持続的な広域保護管理に必要なモニタリングシステム(データベース)の管理のため、継続的な国の支援が必要である。

【本県における府県間連携の取組】

- ・ 近畿北部と東中国個体群毎の管理を行うため、京都府、兵庫県、鳥取県、岡山県の4府県で平成30年10月に協議会を設立
- ・ 4年後を目途に、広域でのモニタリングデータを通じて生息数を推定し、管理指針(仮称)及び管理計画を作成のうえ、保護・管理を推進

⑦ ニホンイヌワシ保護対策への支援

- ・ 絶滅危惧種であるニホンイヌワシ(国指定天然記念物)の保護を図るため、その生息エリアとして餌場となり、ヒナの飛行訓練域としても重要な上山高原のススキ草原等について、適切な維持管理が求められる。

しかしながら、生物多様性保全推進交付金(国内希少野生動植物種保全)による動植物生息環境の維持管理費に対する支援期間は原則3年間以内とされていることから、同要件を撤廃し、永続的に適切な維持管理を図ることができるよう、支援を拡充すること。

※ 但馬地方に生息する絶滅危惧種ニホンイヌワシ(国指定天然記念物)の営巣地を調査したところ、県内で16年ぶりに1羽のヒナを確認、その後巣立ちも確認した。
〔日本イヌワシ研究会 イヌワシ繁殖成功率調査では、2015年度に全国で15組(東北7、関東2、中部1、北陸5)が繁殖に成功〕

⑧ 森林動物研究センターに対する支援

- ・ 森林動物研究センターが行っている事業に対する財政支援を行うこと

【提案の背景】

- ・ 効果的な獣害対策は、対処療法的な対応ではなく、生息数等の観測データや捕獲や対策の実施状況等の科学的な分析や戦略的な施策立案が不可欠である。
- ・ 森林動物研究センターが長年培ってきた調査・研究成果及びデータを全国に発信し、主催する人材育成研修に関西広域連合構成団体からの受講生を受け入れるなど、科学的な根拠に基づく獣害対策を、県域を越え広域的に進めており、取組を継続するためには財政支援が必要である。

【森林動物研究センターの主な事業(丹波市青垣町)】

- ・ 野生動物、生息地、社会環境などに関する調査研究(イノシシ生息数推定方法の確立やツキノワグマの個体数変動など野生動物の保護管理についての調査研究など)
- ・ 調査研究成果をもとに行政施策の企画立案の支援(上記研究の事業実証など)
- ・ 行政担当者や県民の現場対応の技術支援(独自に設置している森林動物専門員による地域支援活動など)
- ・ 野生動物の計画的な保護管理を担う人材育成、捕獲技術者の育成(自治体職員の研修等人材育成事業など)

⑨ 外来生物対策の推進

ア 国が直轄で防除する地域の全国への拡大

- ・ 国が直轄で防除する地域を、世界自然遺産候補地などの主に生物多様性保全上重要な地域から全国に拡大すること

【提案の背景】

- ・ 外来生物の生息域が拡大し、広域で生じている在来種の捕食・競合・駆逐等の被害に対応する必要がある。

イ 地方公共団体が行う取組に対する支援制度の創設

- ・ ため池固有の水生动植物保全や、アライグマ、ヌートリアなどの特定外来生物等の防除を進めるため、地方公共団体が行う取組に対する支援制度を創設すること

【提案の背景】

- ・ 外来生物法において、当該被害の発生を防止するため必要があるときは、主務大臣及び国の関係行政機関の長は防除を行うものとされていることから、地方公共団体が防除に要した費用は国が負担すべきである。

ウ ヒアリ等に関する情報共有と国による積極駆除、緊急駆除に対する財政支援

i) 国による積極的な駆除

- ・ ヒアリ等の健康被害を及ぼす特定外来生物について、地方公共団体との情報共有を図りつつ、国による駆除を積極的に進めること
- ・ 貿易関係国と連携して、輸入コンテナ自体にベイト剤の設置を義務付けるなど、国として水際対策を強化すること

【提案の背景】

- ・ 外来生物法においては、ヒアリ等の特定外来生物による被害の発生を防止するため必要があるときは、主務大臣及び国の関係行政機関の長は防除を行うものとされている。
- ・ 特定外来生物の侵入が確認された時の第一報は現場の地方公共団体に入ってくるが多いため、情報共有を密にし、国による積極的な対応を要望する。
- ・ 国内への侵入を阻止するためには根本要因である海外からのコンテナへの対策が重要である。

ii) 緊急駆除に対する財政支援制度の創設

- ・ 地方公共団体による緊急駆除に対する財政支援制度を創設すること

【提案の背景】

- ・ ヒアリ等の健康被害を及ぼす特定外来生物の侵入が確認されているところであるが、侵入が確認されたときに第一報を受け、緊急駆除を行うのは現場の地方公共団体となることが多い。
- ・ 外来生物法において、当該被害の発生を防止するため必要があるときは、主務大臣及び国の関係行政機関の長は防除を行うものとされていることから、地方公共団体が防除に要した費用は国が負担すべきである。

エ 在来種に関する研究開発の推進と地方への情報提供や技術支援

- ・ 国において在来種への影響調査や防除手法等に関する研究開発を推進すること
- ・ その成果に基づき、地方公共団体への情報提供や技術支援を行うこと

【提案の背景】

- ・ 外来生物法においては、外来生物による被害の発生を防止するため必要があるときは、主務大臣及び国の関係行政機関の長は防除を行うものとされている。
- ・ ヒアリやアライグマ等の健康被害を及ぼす特定外来生物についての影響調査や対策は、全国共通のものであるため国における先導的な対応が必要である。

V 多様な兵庫人材の活躍

1 次代を担う人材の育成

(1) 教職員定数の改善等

【総務、財務、文科】

① 教職員基礎定数の改善

標準法で措置されている定数については、従前どおり着実に措置するとともに、新たな課題について学校の指導・運営体制が効果的に実施できるよう適切に対応すること

ア 少人数学級の実現

新・ 本県では、平成 21 年度から加配教員を活用して、小学校高学年における教科担任制と少人数学習集団の編成を組み合わせた「兵庫型教科担任制」を実施し、個に応じたきめ細かな指導を行っている。

義務標準法の改正により、令和 3 年度から小学校 2 年生より学年進行で実施される 35 人学級の実施に当たっては、きめ細かな指導体制を維持するため、加配定数を基礎定数に振り替えることなく、教職員定数の拡充により対応すること。

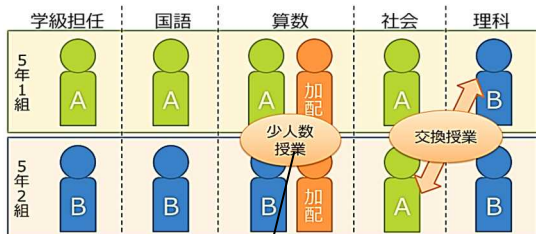
< 国の改善数・年次計画 >

R3(小2)	R4(小3)	R5(小4)	R6(小5)	R7(小6)	計
744	3,290	3,283	3,171	3,086	13,574

【提案の背景】

・ 現在、少人数授業を行うために活用している加配定数を基礎定数に振り替えることにより、クラスを半分に分けた習熟度別のきめ細かな少人数授業が実施できなくなる可能性がある。

[現状]



算数はクラスを分けて、20人

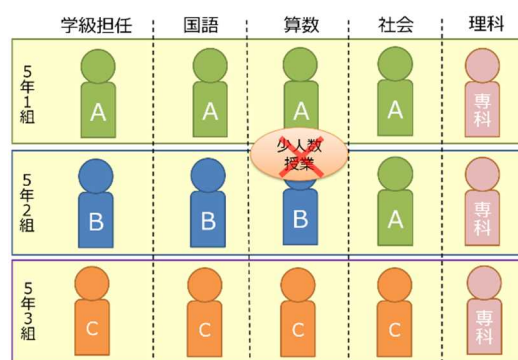
【少人数授業】 加配教員を活用した少人数授業

- ・ クラスを半分に分けて、担任と加配教員で算数を指導

【教科担任制】 担任同士による授業の交換

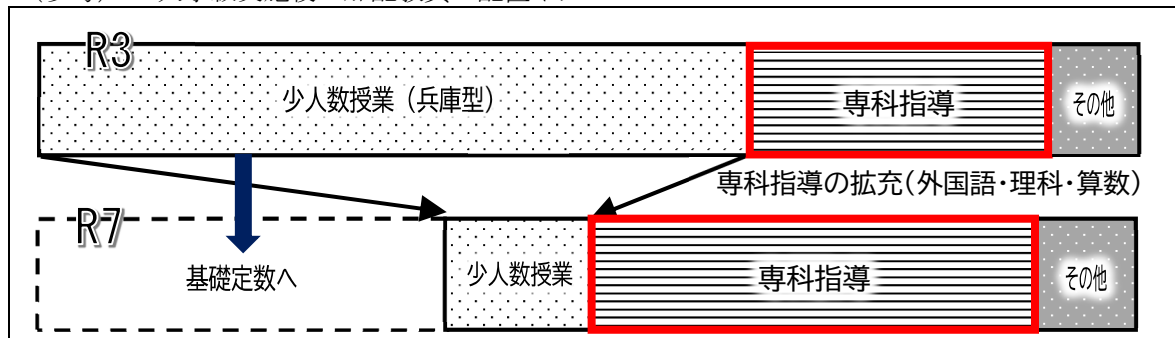
- ・ 1組担任は、2組の社会を担当
- ・ 2組担任は、1組の理科を担当

[加配教員の減少による影響]



1クラス
35人

(参考) 35人学級実施後の加配教員の配置イメージ



イ 小学校における専門分野に対応した教員の確保

- ・ 小学校高学年における英語の教科必修化、教科担任制の対応に必要となる教員の確保に向け、義務標準法を改正し、定数改善計画の早期策定及び着実な実施を図ること

【提案の背景】

- ・ 加配定数を活用した英語等の専門的知識を持つ教員の配置には限界がある。恒常的な教員確保と財源確保が必要となる
- ・ 本県では加配定数を活用した「兵庫型教科担任制」を実施しており、算数や理科において学力向上の一定の教育効果が得られているが、小規模校では教員の確保が困難なため、専門性を生かした教育の展開が難しいという問題が生じている。

ウ 中学校における少人数指導の一層の拡大

- ・ 中学校においては、教科の特性や生徒の学習状況を踏まえた少人数指導が効果的なことから、少人数指導がより一層充実できるよう、定数改善を図ること

【提案の背景】

- ・ 個々の子どもへの指導、支援をより充実させるためには、学年や学級をいくつかの集団に分割し指導することが効果的であることから、本県では独自に少人数学習集団の編成を行っている。

エ 中学校における免許外教科担任を解消するための定数改善と支援の充実

- ・ 中学校においては、9教科（10種類）を担当する教員数の確保が必要であるが、小規模校においては標準法上の算定基準がこれを下回っていることから、十分な教員配置が可能となるよう定数改善を図ること
- ・ 現職教員の複数免許状取得に要する時間や経費の負担軽減を図るため、取得単位要件の一部について、勤務する学校の実務経験を踏まえた都道府県教委による認定も可能とすること
- ・ 定年退職者を有効に活用するため、以下のような環境整備を行うこと
 - 免許状の有効期限を迎える者の更新講習の免除
 - 免許更新に要する大学の受講料及び交通費に対する補助制度の創設 など

【提案の背景】

- ・ 小規模中学校における免許外教科担任については、免許保有者が配置されるよう計画的な人員配置や加配措置、兼務の活用により解消を図っているが、これらの取組だけでは限界がある。
- ・ 複数教科の免許状取得や保有者が少ない免許状を所有している定年退職者に更新を促しているが、時間と費用を要することから、取組が進まない。

【本県の小規模中学校における免許外教科担任の推移】

（夜間中学、児童施設、特別支援学校・学級関係分を除く）

申請年度	H29	H30	R1	R2
許可件数	183	177	130	106

オ 高等学校の定数改善計画の早期策定と着実な実施

- ・ 高等学校において以下のような取組を行うため、高校標準法を改正し、定数改善計画の早期策定及び着実な実施を図ること
 - 習熟度別少人数指導の充実
 - 国基準で措置されていない特色ある学科や類型等への実態に応じた十分な教員措置

【国制度の問題点】

- ・ 職業学科等については、国が定める学科が基礎定数上での措置の対象となるが、兵庫県が設置している学科等で現在措置の対象となっていないものについても、定数改善計画の中で学科の特色や実態に応じて措置の対象とする必要がある。

【基礎定数上での措置の対象】

措置されている	農、工、商、水産、国際、家庭、看護、福祉、理数、音楽、美術、体育
措置されていない	環境防災科（舞子）、演劇科（宝塚北） ※県基準では措置

カ 学校運営等に関する教職員定数等の充実

- ・ 校長、教頭が学校運営に専念できるよう、教職員定数の充実、外部人材の活用促進などを図ること

【提案の背景】

- ・ 働きがいのある学校づくりには管理職のリーダーシップが重要であり、校長、教頭が学校運営に専念できるよう、教頭複数配置の充実、主幹教諭のマネジメント機能強化に係る定数の充実、外部人材の更なる活用などを図る必要がある。

<現状：時間外の在校等時間（教頭）>（上限時間：月45時間 年360時間）（単位：h:m）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	平均
1月あたり	65:58	96:33	47:30	61:37	69:45
1年あたり	791:40	1,158:45	570:00	739:35	837:05

※令和元年度「教職員の勤務時間実態調査」（兵庫県教育委員会）より

キ 特別支援教育の充実

- 新**・ 障害のある子ども達の個別の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を実現するため特別支援学校及び特別支援学級の学級編制基準及び人員配置を改善すること

【提案の背景】

- ・ 特別支援学校の標準学級の算定上、「訪問指導を要する児童生徒」は「重複障害学級」編制の対象として整理されることとなっているが、訪問学級は本校とは別に病院等に設置している実態を踏まえて学級編制基準の項目とするべきである。
- ・ 特別支援学校の事務職員について学部数をもとにした算定となっているが、児童生徒数の増加に伴い増大する事務処理に対応するため、学校規模に応じた適切な配置が必要である。
- ・ 特別支援学級の児童生徒数及び学級数が増加し、一人一人の障害や程度が多様化しているため、現行の学級編制基準及び教職員定数ではきめ細かな教育の充実が困難である。

ク 小・中・特別支援学校における栄養教諭の定数改善

- 新**・安全安心な学校給食の実施及び食育推進のため、小・中・特別支援学校においては、業務内容や職責に見合った栄養教諭の配置が可能となるよう定数改善を図ること

【提案の背景】

- 平成17年度の食育基本法の施行とともに、従前の学校栄養職員に加え新たに栄養教諭が設けられたが、栄養教諭は、学校栄養職員が担っていた給食管理に加え、児童生徒の発達段階等に配慮した授業などを通じた食に関する指導を行うことが必須となったにもかかわらず、栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準は従前の学校栄養職員の配置基準のままで、定数改善はなされていない。
- 食物アレルギーへの対応など、児童生徒一人一人に対応した業務の重要性が高まっている。
- 栄養教諭は一校一名の配置ではないため、養護教諭や食育担当教諭が学校給食におけるアレルギー対応の責務を担い、業務過重となっている場合がある。

② 教職員加配定数の改善

ア 加配定数の一層の充実

- 児童生徒数や学級規模だけでなく、いじめ・不登校、発達障害等のある特別な支援を要する児童生徒の増加、教育格差に関する支援等の特別な事情を加配定数に適切に反映させ、より一層の充実を図ること
- 高等学校においても生徒指導体制の充実及び特別な支援を要する生徒の増加に対応する加配定数について、より一層の充実を図ること

【提案の背景】

- 小中学校では近年通常の学級において特別な支援を要する児童生徒が増加しており、対応する教員の負担が増え、1人1人に寄り添うことが困難となっている。
- 通級による指導を要する児童生徒は約2.4倍となっている。
R2：約3.6千人（H22：約1.5千人）

イ 個別事情に応じた加配定数の維持

- いじめ問題など個別事情に応じて政策的に措置すべき加配定数については、児童生徒数の減少に連動して一律に削減されないよう維持すること

【提案の背景】

- 加配定数は、いじめや不登校への対応等個別の事情に応じて措置するものであり、基礎定数化されると児童生徒数の減少に連動して一律に削減されるため、きめ細やかな対応が困難となる。

[R3の加配定数の増加（744人〔うち兵庫10人〕）の内訳]

少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備（744人）

①35人学級の実現（519人）

②少人数学級実現に伴う教職員配置の充実（225人）

- 副校長・教頭の配置充実（96人）
- 生徒指導・進路指導担当教員の配置充実（33人）
- 事務職員の配置充実（96人）

- ・学習指導要領にかかげる外国人児童生徒等、特別な支援を要する児童生徒への適切な支援体制構築のため、基礎定数化されている日本語指導担当教員について、引き続き対象児童生徒数に応じた必要な定数を確保すること

【提案の背景】

- ・対象児童生徒数に応じた基礎定数化により、きめ細かな指導の充実と安定的な定数措置が図られているところであるが、本県においては、日本語指導に係る必要な定数が維持されていない。

[本県の日本語指導に係る定数の推移]

H29	: 27人 (基礎: 2人、加配: 25人)
H30	: 27人 (基礎: 4人、加配: 23人)
R元	: 27人 (基礎: 6人、加配: 21人)
R2	: 26人 (基礎: 8人、加配: 18人)
R3見込	: 26人 (基礎見込: 11人、加配: 15人)

ウ 中等教育学校後期課程及び併設型・連携型の教職員定数の加配措置の拡充

- ・中等教育学校後期課程及び併設型・連携型の高等学校における教職員定数の加配措置について、開設科目基準の引き下げ及び措置数の拡充を図ること

【国制度の問題点】

- ・本県は、地域の過疎化等にも配慮しながら、地域と連携した活性化方策を研究する連携型中高一貫教育校を設置（氷上西高等学校及び千種高等学校）しているが、学校規模が小さいために教職員定数の加配措置に必要な科目数を確保できず、国の加配措置を受けることができない。

【中高一貫教育における教職員定数の加配措置】

- ・後期課程（高等学校に相当）等で開設科目数が45科目以上の場合に加配

中等教育学校及び併設型	3人（教諭2＋事務職員1）
連携型	1.5人（教諭1＋事務職員0.5）

※ 連携型の県立氷上西高等学校及び千種高等学校については、学校規模が小さく、45科目以上の科目開設ができない。

エ 特別支援学校等の加配措置の拡充

- ・特別支援学校や特別支援学級の以下のような学校現場の実態を加配定数に適切に反映させ、より一層の充実を図ること
 - 障害の程度や特性に応じた適切な人員配置
 - 障害のある生徒の自立と社会参加に向けた就労支援の実施
 - 特別支援教育コーディネーターの専任化

【提案の背景】

- ・障害の重度・重複化、多様化が進んでいることから、一人一人に応じたきめ細かな指導の一層の充実を図るため、看護師、介助員をはじめ、言語療法士等の多様な人員の配置が必要である。
- ・障害のある生徒が、将来の自立と社会参加を図るためには、福祉や労働等の関係機関と連携しながら就労支援を充実することが必要であることから、福祉、労働等の関係機関と連携し、高等学校段階等における就職支援等の充実を図る専任教員の適切な配置が必要である。
- ・関係機関等の専門スタッフ等との連携調整や内外の関係者の相談窓口、校内委員会の企画・運営等を行う特別支援教育コーディネーターの専任化が必要である。

【平成29・31年特別支援学習指導要領等の改訂の概要】

- ・幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視
- ・一人一人の障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実
- ・卒業後の自立と社会参加に向けた教育の充実

(2) 教育の充実

【文科、スポーツ】

① グローバル化に対応した教育の推進

ア 小学校英語の教科化への対応

- ・ 小学校への専科教員の加配措置を拡大すること
- ・ 現場の実態を踏まえ、以下のように活用しやすい加配要件にすること
 - 英語に関する資格要件の緩和（英検２級程度）
 - 経験豊富なALT（外国語指導助手）とともに授業をする専科教員については英語に関する資格要件の廃止 など

イ ALTの配置拡充のための財政措置の充実

- ・ ALT(外国語指導助手)の配置拡充のための補助制度の新設及び英語教材・備品整備等、財政措置を充実すること

【提案の背景】

- ・ 令和２年度に新学習指導要領が完全実施され、英語指導力を持つ教員の確保が急務であるが、加配教員の英語力に関する要件が厳しいため、加配教員の確保が困難な地域がある。
- ・ 新学習指導要領で示された、聞く、読む、話す、書くの４技能をバランスよく育成することや、グローバル人材を育成するための英語以外の授業における英語の導入に対応するため、より一層のALTの活用及び英語教材・備品整備の充実を図る必要がある。

【加配教員の英語力に関する要件】

- ・ 中学校又は高等学校英語の免許状を有する者
- ・ CEFR B2 相当以上の英語力を有する者(小学校教諭免許状、又は中学校英語・高等学校英語の免許状のいずれの免許状も有しない者にあつては特別免許状を授与することが必要) 等

【本県が実施している「ひょうごがんばり学びタイム」の概要】

概 要	小学校外国語活動及び英語科の早期化に伴い、地域人材を活用した校内指導体制強化を支援
実施内容	地域人材を活用した英語授業の実施

ウ コロナ禍におけるALTの確保

- ・ JETプログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）によるALTについては、速やかに招致できるよう調整を図ること
- ・ 予定人数を招致できなかった場合は、その代替となる人材確保のために必要な財政措置を講じること

【提案の背景】

- ・ 世界的な新型コロナウイルス感染拡大の影響で、令和２年９月に予定していたJETプログラムによる新規来日ALTの招致は大幅に遅れており、多くの学校で長期にわたり、ALTが不在の状態が続き、教育活動に多大な影響を及ぼしている。一部を人材派遣会社の活用や、県単独採用等により対応しているが、必要人数を十分に確保できない状況にある。令和３年４月現在、教育を目的とした在留資格については、特例として入国を認める方針はあるものの、ALTは依然として入国が認められていない。

② 発達段階に応じた体系的な体験活動の充実

- ・ 小学校から高等学校まで各発達段階に応じた体系的な体験活動の実施に対する財政支援等を充実すること

【提案の背景】

- ・ 学習指導要領が改訂され、特別活動の目標及び内容に「一人一人のキャリア形成と自己実現」が記述されており、キャリア教育の視点からの兵庫型「体験教育」充実を図る必要がある。

【兵庫型「体験教育」の推進（公立学校全校において展開）】

学年	事業	目的
小学3年生	環境体験事業	自然との触れ合いにより、命の大切さを実感させる。
小学5年生	自然学校	4泊5日の宿泊体験活動の中で、自分の役割や責任を果たすとともに、集団への連帯意識を高めさせる。
中学1年生	わくわくオーケストラ教室	本物の演奏に触れることで、豊かな情操を育む。
中学2年生	トライやる・ウィーク	就業体験を通じて地域や社会と関わることで、地域の一員であることを自覚させるとともに、将来の生き方、進路を考えさせる。
高校生	就業体験（インターンシップ）	将来進む可能性のある仕事や職業を経験し、自分の生き方について考え、目標を持って主体的に進路を選択させる。
	ふるさと貢献・活性化事業	ふるさと意識を醸成するため、生徒の主体的な地域社会への参画や企業や自治体に対して、地域活性化に向けた解決策等を提案し、実践する活動を推進する。

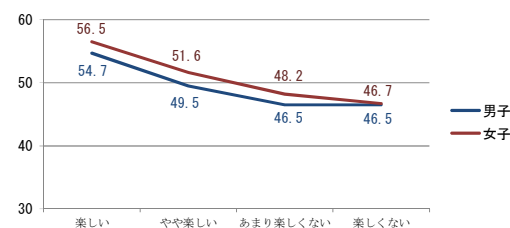
③ 小学校における効果的な体育を実施するための支援の充実

- ・ 体育授業の充実に必要となる小学校教員の資質向上に向けた研修を充実すること
- ・ 専門性に優れた地域の外部指導者を活用できるよう補助制度を創設すること

【提案の背景】

- ・ 本県は、全国体力テストにおいて、全国平均値を下回る項目が多くなっている。
- ・ 授業を「楽しい」と感じている児童ほど、体力が高く運動時間も多くなっていることから、本県では独自に県内70校程度（（神戸市除く）660校）の小学校に体力アップサポーターを派遣し、小学校児童や教員に対して授業及び研修を実施している。
- ・ 派遣校では、体力テストで高い結果が出ていることから、更なる研修の充実が求められる。

[R1年度小学校5年生の体育授業の楽しさと体力合計点（R1全国体力・運動能力、運動習慣等調査）]



主④ 高等学校におけるSTEAM教育の推進

- 新・課題ごとの小グループに対して専門的な指導を行うため、教員の加配など財政面での支援を行うこと

〔※ STEAM教育：Science(科学)、Technology(技術)、Engineering(工学)、Art(芸術/文系) Math(数学)を総合的に学習し、創造力や課題解決能力を高める教育〕

- 新・STEAM教育を産業界等と連携して進めるため、協力を得られる企業や人材情報を一元的にまとめるなど、国の取組を強化すること

<兵庫型STEAM教育の概要>

- ・ STEAM 教育を推進するモデル校を指定し、カリキュラムの検討等を実施
 - 指定校 兵庫高校、加古川東高校、豊岡高校
 - 協力校 神戸高校（指定校が探究活動を実施する際に、その活動に適した企業・大学を紹介）
 - 指定期間 令和2年度～令和4年度
 - 内 容 ICTやIoT等の活用に関する教育プログラムの開発
STEAM教育先進国への教員派遣（短期海外研修）
STEAM教育の専門家による講演会、STEAM教育体験会の実施
ネイティブ英語教員の配置 等

⑤ 地域との協働による先進的教育課程の開発・研究の促進

- 「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」の指定校数を増やすこと

趣 旨		高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を促進するため、地域振興の核として高等学校の機能強化を推進
区分	地域魅力化型	地域課題の解決等を通じた学習を、各教科・科目や学校設定科目等において体系的に実施するためのカリキュラムを構築し、地域ならではの新しい価値を創造する人材を育成（上限3,150千円/校、2年目以降2,210千円/校） 《指定状況：県2校（生野高校、村岡高校）[R2申請2校]、全国6校[申請37校]》
	グローバル型	グローバルな視点を持ってコミュニティを支える地域のリーダーを育成（上限4,870千円/校、2年目以降3,740千円/校） 《指定状況：県2校（柏原高校、兵庫高校）[R2申請2校]、全国4校[申請21校]》
	プロフェッショナル型	地域の産業界等との連携・協働による実践的な職業教育を推進し、地域に求められる人材を育成（上限6,340千円/校、2年目以降3,530千円/校） 《指定状況：県1校（佐用高校）[R2申請2校]、全国4校[申請39校]》

⑥ 高等学校の福祉・看護課程の教員の確保

- 新**・高等学校の福祉・看護課程の教員確保のため、処遇面の改善に対する財政支援を講じること

【提案の背景】

- 高等学校の福祉・看護課程の出身者は、福祉・看護関連への就職率が高く、即戦力として活躍し、離職率も低いことから、関係者の評価も高く、高等学校の福祉・看護課程での人材の育成が求められている。
- 国家資格の養成課程である福祉課程・看護課程では、高等学校としての基準だけでなく厚生労働省の養成施設としての基準を併せて教育課程内で実施している。また、産業教育手当の対象となっている農業・水産・工業に関する課程と同様に、教育課程に実習が位置づけられているが、現在産業教育手当の対象になっていない。
- 国家資格養成課程としての教員要件が厳しく、教員の確保が難しい。処遇面での改善により、教員確保を図る必要がある。

⑦ 読書活動の推進

- 「子供の読書活動の推進」事業を継続実施するとともに、実施校数を拡充すること

【提案の背景】

- 読書活動については、2001年に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、おおむね5年にわたる子供の読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を定める国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（現在は四次（2018～2022年度））により推進が図られている。
- 本県においても、国の計画に基づき県計画を策定し、数値目標を設定して取組を推進しているが、読書をする子どもの割合は未だ低調にも関わらず、国の支援は不十分なものとなっている。

〔「子供の読書活動の推進」事業（「新しい生活様式」などを踏まえた読書活動の推進）の概要〕 R3国予算：13.6百万円

趣 旨	「新しい生活様式」を踏まえた読書活動の新たなモデルの構築や、高校生期の読書週間の形成に向けた取組、貧困問題等様々な困難を抱える子供を支援する取組を実施
委託事業	都道府県：800千円程度×2件、市区町村（政令市含）：120千円程度×2件

【本県の現状】

- ・ ひょうご子どもの読書活動推進計画（第4次）（R2年度～R5年度）に基づき取組を推進しているが、県内小中高等学校における読書をする子どもの割合は低調となっている。

【平日1日あたり30分以上読書をする子どもの割合】

	小学6年	中学3年	高校3年
H26	37.2%	28.5%	11.0%
H30	39.7%	27.1%	12.4%
H31目標	42.0%	33.0%	16.0%

⑧ 学校の ICT 化の推進

- ・ 現在、地方財政措置が講じられていない維持管理費（ランニングコスト・通信料・更新費用等）について、必要な財政措置を講じること
- ・ 今後必要となるVR・AR技術などの先端技術の活用について、財政措置を講じること
- ・ 学術情報ネットワーク（SINET※）への接続を含め、校外ネットワーク通信の高速大容量化の導入に向けた財政措置を講じること

※ SINET：国立情報学研究所（NII）が構築・運営する情報通信ネットワーク。全国の大学・研究機関等の学術情報の基盤として研究者等に利用され、超高速・高信頼での利用が可能

【提案の背景】

- ・ 「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」では、システム保守料やサポート料、情報機器の高額なランニングコスト等について、地方財政措置が講じられていない。
- ・ 新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（文部科学省）を実現させるため、ビッグデータの活用、AIドリル、VR・AR技術等の導入経費が必要となるが、地方財政措置が講じられていない。
- ・ 学術情報ネットワーク（SINET）については、令和4年度の次期SINET（SINET6）への移行に合わせ、初等中等教育機関向けにも開放予定となっているが、SINETへの接続にあたっては、地方公共団体が負担することとなっている。

③ いじめ等問題行動・不登校への対応強化

【内閣府、文科】

① スクールカウンセラー等の配置義務の明確化

- ・ スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを学校に標準的に配置すべき職として、職務内容等を法令上明確化し、その増員を行うこと
- ・ 学校教育法等において正規職員として規定するとともに、義務標準法において定数として算定し、国庫対象とすること

【制度概要等】			
区分	役割	必要性や課題	本県の状況
スクールカウンセラー	児童生徒本人及び保護者の心の問題に着目して問題解決を図る。 資格 ・臨床心理士・公認心理師等 職務内容 ・児童生徒へのカウンセリング ・教職員に対するカウンセリング・マインドに関する研修 ・児童生徒への対応に関して、保護者・教職員への助言	・不登校や問題行動等の増加や低年齢化が進む中、教職員のカウンセリング能力の向上が求められており、市町からは配置拡大や配置時間の増加の要望がある。	公立小：134校配置 公立中：全校配置 公立高：全校配置 【目標】 全公立小(585校)に配置
スクールソーシャルワーカー	児童生徒を取り巻く環境に働きかけて問題解決を図る。 資格 ・社会福祉士、精神保健福祉士等 職務内容 ・個別ケースにおける福祉等の関係機関との連携・調整 ・家庭環境への働きかけ	・教育分野の知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれている様々な環境に働きかけて支援を行うことが求められている。 (H27.12.21 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」中央教育審議会答申)	公立中学校区単位に設置(171校区) 【対象】 市町立小中特高 【目標】 公立小学校に継続して配置(171校区)※指定都市・中核市を除く

② SNS等を活用した相談窓口への支援の実施

- ・ 児童生徒にとって容易に相談をすることができる相談窓口となっているSNSを活用した教育相談への補助制度の補助率を嵩上げ(1/3→1/2)すること

【国制度の問題点】

- ・ 文部科学省のいじめ対策・不登校支援等総合推進事業において、SNS等を活用した相談体制の構築事業(補助率1/3)となっているが、厚生労働省の地域自殺対策強化交付金(地域自殺対策強化事業)における電話相談事業(補助率1/2)と異なる補助率となっており、児童生徒を対象とした相談事業についても同様の補助率が必要である。

主③ 不登校対策の推進

- ・ 市町の教育支援センター(適応指導教室)及び民間施設(フリースクール等)に通う不登校児童生徒の通学費等への支援や、民間施設の運営に対する国庫補助制度を創設すること

【提案の背景】

- ・ 公立の小中学校と比べて、教育支援センターや民間施設は自宅から遠方となり、交通費の負担が生じるケースがある。
- ・ 民間施設では、活動費などの自己負担が公立小中学校より大きく、これらの経済的負担により利用を諦めざるを得ない児童生徒がいる。
- ・ 教育機会均等法の趣旨を踏まえ、学校以外の学びの機会を一層確保するためには、民間施設に対する支援の充実が不可欠である。

④ スクールロイヤーの配置に対する財政支援制度の創設

- 新**・学校に寄せられる様々な要望・問題等に対し、法に基づく助言が得られるスクールロイヤーを配置するための財政措置を拡充すること

【提案の背景】

- ・虐待やいじめのほか、学校や教育委員会への過剰な要求や学校事故への対応等の諸課題について、法務の専門家への相談を必要とする機会は増加している。県設置の有識者会議においても、初期対応の段階から予防的に弁護士等が関わることで、速やかな問題解決や教職員の負担軽減が期待されるスクールロイヤーの配置について提案された。
- ・本県においても令和3年度からスクールロイヤーを週1回配置している。
- ・国では令和2年度から、弁護士等への法務相談経費に交付税措置が講じられているが、多様化する学校での諸課題に対応するためには、配置日数を増加することが必要であり、スクールロイヤーの配置にかかわる財政措置制度の拡充が求められる。

(4) 教育費の負担軽減の充実

【総務、文科】

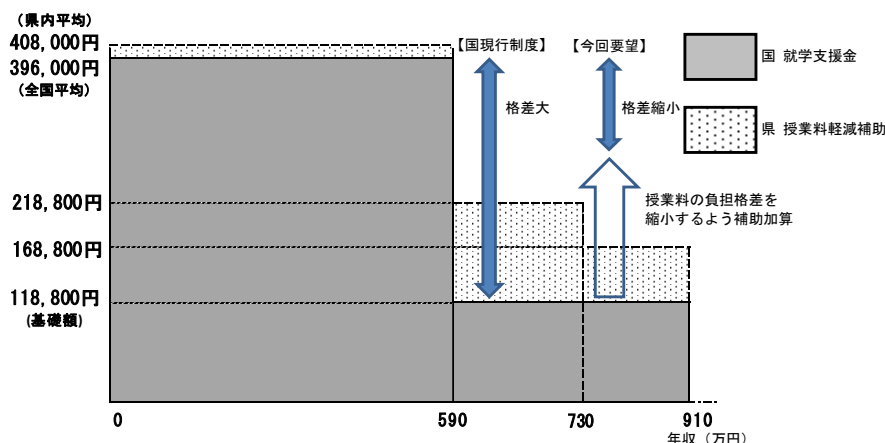
① 高等学校等就学支援金制度等（授業料等支援）の充実

主ア 高等学校等就学支援金制度の拡充

（無償化基準の見直し）

- ・授業料実質無償化の対象となる年収590万円未満の世帯への支給上限額を、直近の平均授業料額まで引上げること（全国平均授業料 H30：39万6千円 → R2：43万4千円）
- ・年収590万円未満の基準を直近の数値に改めること
（H23年の子どもがいる世帯の収入のおよそ中央値：590万円 → R1では、670万円）
- ・対象外となる世帯（現行：年収590万円以上）についても、所得のわずかな差により世帯の授業料負担に大きな差が生じないように支給額を引上げること

＜国の就学支援金及び授業料軽減補助＞



（入学金に対する支援）

- ・入学金についても、公私で負担格差が大きい（※）、高等教育の無償化と同様に支援対象とすること

※ 入学金 (R2県内平均額)

国立高校：56,400円、公立高校：5,650円、私立高校：231,872円

イ 県等が行う修学支援事業に対する恒常的な財政支援制度の創設

- ・ 県が行っている授業料軽減補助や各学校が行う奨学金制度に関する利子補給など修学支援事業に対する恒常的な財政支援制度を創設すること

ウ 支給事務の円滑化

i) 新入生の受給資格認定申請の手続きの簡素化

- ・ 新入生の受給資格認定申請について、前年の所得が確定する6月時点で4月～6月分を遡及して当該年度分(4月～翌年6月分)の支給を決定できるよう制度を改正すること(現行：4月に前々年の所得で申請、7月に再度前年所得で申請と2回手続きが必要)

ii) 高等学校等就学支援金事業等に関する業務の政令市への移譲

- ・ 市立学校の高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金、特別支援教育就学奨励費の支給決定事務等について、学校設置者である政令市が実施するよう法整備すること

【国制度の問題点】

- ・ 現行制度では、都道府県が補助者となっているが、各学校で申請書を取りまとめているため、都道府県と市立学校で書類の確認事務が重複し、申請から給付まで時間がかかっている。
- ・ 県費負担教職員制度の見直しに伴い、給付負担の決定権限等が政令市に移譲されたことから、政令市立の学校については、学校設置者である政令市が実施すべきである。
- ・ 条例による事務処理特例制度の活用により業務の移譲は可能との見解であるが、法整備により、政令市が実施主体となるべきである。

iii) マイナンバー情報連携の円滑な実施のための措置

- ・ 特別支援教育就学奨励費及び高等学校等就学支援金事務におけるマイナンバー情報連携において、円滑な実施のための適切な改善措置を講じること

【提案の背景】

- ・ 所得未申告者(特別支援教育就学奨励費の申請全体の3割)について、市町村窓口での所得ゼロ申告の情報登録時期及び情報反映状況の日次処理と月次処理が混在し、統一的な事務処理が行えない。
- ・ DV被害者等について、システム上での情報連携不可の市町村があり、情報連携が行えない者への対応が個別に必要となることから、全国的に統一した対応マニュアルによる運用が必要。

iv) 高等学校等就学支援金事務費交付金の予算措置

- ・ 高等学校等就学支援金事務費について、適切な時期に計画的な執行ができるよう地方公共団体に配慮した予算措置を講じること

【提案の背景】

- ・ 令和元年度の高等学校等就学支援金事務費交付金について、年度末の単価変更や単価算定誤りによる再変更など、都道府県の事務に大きな混乱を招いた。

② 高校生等奨学給付金制度（授業料以外の教育費支援）の充実

ア 全額国庫負担化

- ・ 授業料以外の教育費の負担を軽減する高校生等奨学給付金について、他の教育予算を削減することなく、年収要件を拡充するとともに、全額国庫負担とすること

【国制度の問題点】

- ・ 年収約270万円未満である非課税世帯が対象要件であるが、支給対象外世帯が、対象世帯と年収に大きな差がない場合についても支援できるように要件の拡充が必要である。

〔「高校生等奨学給付金」の概要〕

補助率	国庫1/3
補助対象	教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費等
年収要件	生活保護受給世帯、非課税世帯（年収約270万円未満）

イ 国による事務費の負担

- ・ 高校生等奨学給付金の支給に関する事務費を措置すること

ウ 税源移譲に伴う判定基準変更の見直し

- ・ 県費負担教職員制度の見直しによる指定都市への税源移譲に伴い、平成30年7月から変更となった高校生等奨学給付金の判定基準について、税計算上の端数処理の関係で支給対象外となることに対する救済策を講じること

【国制度の問題点】

- ・ 指定都市への税源移譲への対応として、高校生等奨学給付金の判定基準が、平成30年7月から、市町村民税所得割額から道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算に変更された。
- ・ 指定都市において、課税所得金額が同額にも関わらず、非課税から課税となる世帯が生じ、生活保護及び非課税世帯を対象の本制度において、保護者等の居住地により課税世帯となり支給対象外となる事例が生じるため、指定都市の判定基準を従来どおりとするなどの措置が必要である。

〔指定都市において新たに課税世帯となる場合の例示〕

変更前	所得金額3,000円×6%（市町村民税率）－調整控除（3,000円×3%）＝90円→0円
変更後	①県民税：課税所得金額3,000円×2%－調整控除（3,000円×1%）＝30円→0円 （指定都市以外：税率4% 調整控除 2% 60円→0円）
	②市民税：課税所得金額3,000円×8%－調整控除（3,000円×4%）＝120円→100円 （指定都市以外：税率6% 調整控除 3% 90円→0円）
	①+②>0円のため、支給対象外（指定都市以外の場合は①+②=0円となり支給対象）

エ 高校生等奨学給付金事務処理システムの導入

- ・ マイナンバー情報連携の実施や支給情報の正確な管理が可能となる高校生等奨学給付金支給のための事務処理システムを国主導で導入すること

【提案の背景】

- ・ 令和2年度より、家計急変世帯への支援が拡充され、支給者数が増加し、更なる事務負担が生じているにもかかわらず、事務費の措置がなされていない。
- ・ 今回の見直しに伴い、これまでの年額を一括支給していた扱いから、申請時期に応じた分割支給を行う必要が生じ、支給実績の管理が複雑化している。

③ 貸与型奨学金事業の充実

ア 貸付原資の安定的な確保に向けた交付金の創設

- ・ 高校生向けの貸与型奨学金事業については、貸付金事業であるため返還免除や債権放棄などにより、返還金が目減りすることから、安定的に貸付金事業が実施できる交付金を創設すること

【提案の背景】

- ・ 高校生向けの貸与型奨学金事業については、家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲がある生徒が安心して学べるように、国制度で実施してきたが、特殊法人等整理合理化計画に基づき、旧日本育英会から都道府県に移管されたものである。
- ・ 平成17年度から平成26年まで財源措置されていた交付金が、平成27年度から廃止されたが、実施状況を踏まえて今後も貸与型奨学金制度を円滑に運営できるように国の財源措置が必要である。

[貸与型奨学金に対する財源措置]

- ・ 平成17年度から、全国で総額2千億円に達するまで(独)日本学生支援機構から交付されていたが、平成26年度に当該額に達したため廃止。それ以降の財源措置はない。

イ 通学交通費に対する所得要件のない奨学金制度の創設

- ・ 通学交通費に対する所得要件のない奨学金制度を創設すること

【国制度の問題点】

- ・ 通学交通費貸与の所得制限により、結果として負担に逆転現象が生じている。
- ・ 生徒の通学交通費の負担額が大きすぎる。
- ・ 独自に所得要件なしに交通費の補助を実施している市町の財政的な負担が大きくなっている。

[本県が実施している「高等学校奨学資金における通学交通費の貸与」の概要]

対象者	奨学資金貸与者(4人世帯の場合約680万円以下等の所得要件あり)のうち1ヶ月あたりの通学定期券購入額が10,000円以上の生徒
貸与額	月額5,000~45,000円 ※通学区域再編後のH27.4月入学生から上限を拡大(上限40,000→45,000)
実績	R1公立分:23名

ウ 公益財団法人によるマイナンバー独自利用の対象化

- ・ 日本育英会から事務移管された奨学金事業を、県が当該事業のために設立した公益財団法人に委託して実施する場合、県と同様マイナンバーの独自利用を可能とすること

[奨学金事務に関してマイナンバーが利用可能な場合]

- ・ (独)日本学生支援機構(旧日本育英会)が実施する貸与事務は、マイナンバーを利用でき、旧日本育英会から都道府県へ移管された貸与事務も、都道府県が直接実施する場合は利用できる。

④ 遠距離通学の児童・生徒に対する支援の充実

- ・ へき地児童生徒援助費等補助金について、市町の財政運営に支障が生じないよう、所要額を満額措置すること

【提案の背景】

- ・ へき地児童生徒援助費等補助金の遠距離通学費は、これまでに補助額が一部圧縮される市町があった。学校の統廃合により、遠距離通学をせざるを得ない児童が多いことから、通学市町の学校運営予算の圧迫を回避するためにも、100%交付は必須である。

[「へき地児童生徒援助費等補助金」の概要]

趣旨	学校統廃合等により遠距離通学を余儀なくされる児童生徒のためのスクールバス運行を支援
補助率	予算の範囲内もしくは事業費の1/2

⑤ 海外留学を支援する奨学金制度の拡充

- 海外留学を促進する国の目標を達成するため、意欲ある高校生の海外留学を支援する奨学金制度の対象人数及び給付額を拡充すること

【提案の背景】

- 国は2014年から官民協働による海外留学支援制度である「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」を実施しているが、長期留学支援の対象人数が少ない。

【トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム 長期】

区 分	アカデミック（ロング）
対象人数	20人
給付額	北米1年間 ¥2,000,000 程度 ※奨学金家計基準を満たす生徒の場合

※R2は新型コロナウイルス感染症の影響により中止

- 国の国際文化交流促進費（高校生国際交流促進費）補助金は短期留学のみが対象（しかも、給付額や対象人数が減少している）で、長期留学は県が独自に支援している。

【国際文化交流促進費補助金（短期留学）の推移】

年 度	H29	H30	R1	R2
給付額	6万円	6万円	5.7万円	6万円
対象人数	210人	131人	185人	※

※R2は新型コロナウイルス感染症の影響により対象者はなし

【本県が実施している「高校生に対する留学支援制度」の概要】

対 象 者	県内高校生（所得制限なし）	県内高校生（所得制限あり）
期 間	長期（原則1年間）	短期（7日～）
給付額	30万円	上限30万円
対象人数	15人（H30実績）	40人（R2新規事業）

※R2は新型コロナウイルス感染症の影響により対象者なし

⑥ 特別支援教育就学奨励費における定額支給の導入

- 特別支援教育就学奨励費負担金・補助金について、早期の経費支弁により保護者等の経済的負担の軽減を図るため、奨学給付金と同様に定額支給（現行は実費支給）とすること

【提案の背景】

- 現行の特別支援教育就学奨励費負担金・補助金は実費支給となっており、保護者からの領収書提出後に支給するため、一時的に経費の保護者負担が生じている。

【特別支援教育就学奨励費の概要】

趣 旨	障害のある幼児児童生徒が特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じて補助
対象経費	通学費、給食費、教科書費、学用品費、修学旅行費、寄宿舎日用品費、寝具費、寄宿舎からの帰省費 など
R1補助実績	1人あたり平均10万円程度

⑦ 高等学校等専攻科生徒への修学支援の充実

- 令和2年度に創設された高等学校等の専攻科生徒への修学支援制度について、就学支援金の水準を踏まえ、以下のとおり所得基準を緩和するとともに、全額国庫負担とすること
 - 年収910万円未満の世帯の支給額：118,800円（授業料の負担なし）
 - 年収910万円以上の世帯の支給額：なし（授業料の全額を負担）

【提案の背景】

- ・専攻科生徒への修学支援は、高等教育の修学支援制度の対象となる学生等との公平性の観点から、就学支援金より年収要件が厳しく、また、地方負担も求められている。
- ・しかし、高等学校等に在籍し、本科の生徒と同じ規定に基づき費用負担が定められていることから、就学支援金の制度に準拠すべきである。

〔高等学校等就学支援金との比較〕

区分	高等学校等専攻科生徒への修学支援	高等学校等就学支援金
年収要件及び支給額・保護者負担額(年額)	【支給額(年額)】 ・住民税非課税世帯(世帯年収270万円未満程度) : 118,800円 ・住民税非課税に準ずる世帯(世帯年収270～380万円未満程度) : 59,400円	【保護者負担額(年額)】 <公立高等学校(全日制)> ・年収910万円未満 : 0(就学支援金) ・ // 以上 : 118,800円
負担割合	国1/2、県1/2	国10/10

⑧ 大学生等に対する奨学金の充実**ア 低所得世帯に対する高等教育の負担軽減策の充実**

- ・修学支援(授業料等減免、給付型奨学金)について、所得水準(住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯)の見直しを図り、対象世帯を拡大すること
- ・給付型奨学金の対象経費のうち、実験実習費など授業料以外の学校納付金については、修学に必要な経費であることから、国公立大学生も支援対象とすること

【高等教育の無償化の概要】 ※ 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯が対象

①授業料等の免除

授業料減免額	国立大学 : 約54万円 (省令で規定される標準額) 公立大学 : 約54万円 (国立大学の授業料を上限) 私立大学 : 約70万円 (国立大学の授業料 + (私立大学の平均授業料 - 国立大学の授業料) × 1/2 を上限)
入学金減免額	国立大学 : 28万円 (省令で規定される標準額) 公立大学 : 約28万円 (国立大学の入学金を上限) 私立大学 : 約26万円 (私立大学の入学金の平均額を上限)

②給付型奨学金

給付額	学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう支給 国立大学 : 自宅生 : 約35万円、自宅外生 : 約80万円 公立大学 : 自宅生 : 約35万円、自宅外生 : 約80万円 私立大学 : 自宅生 : 約46万円、自宅外生 : 約91万円
-----	---

※ 支援の谷間が生じないように、授業料減免及び給付型奨学金について、住民税非課税世帯に準じる年収300万円未満の世帯は2/3の額、年収300万円から380万円未満の世帯は1/3の額を支援する。

イ 貸与型奨学金の充実

- ・貸与型奨学金について、所得連動返還型奨学金制度の利用状況等も踏まえながら、社会の諸情勢の変化に応じて不断の見直しを行い、充実すること

【国制度の問題点】

- ・貸与型奨学金の所得連動返還型奨学金制度は、平成29年度以降の新規貸与者が対象となっている新しい制度であるため、利便性を高めていくためには、利用状況や効果等の検証を行い、社会の諸情勢の変化に応じて制度の見直しを行っていく必要がある。

(5) 特別支援教育の充実

【文科】

① インクルーシブ教育システム構築に向けた環境整備に伴う財政支援制度の創設

- ・ インクルーシブ教育システム構築に向けた環境整備について、高等学校も補助対象にすること

【国制度の問題点】

- ・ 国の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」において、施設は構造の改善等の環境整備に努めなければならないとされているが、それに伴う高等学校への財政支援策が講じられていない。
- ・ 未整備による合理的配慮の不提供は、障害差別にあたるとされている。

[インクルーシブ教育システムの構築に必要なこと]

- ・ エレベータ、トイレの手すり、点字ブロック、スロープ等環境整備と文字の読み書きが困難な方の読み上げソフト、イラストを用いた具体的な指示等
- ・ 校種が変わっても同様の教育を受けることができる、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校を用意しておくこと（連続性のある「多様な学びの場」の用意）

② 学習環境の整備に対する支援の充実

ア 政令市や中核市等における特別支援学校の設置の促進

- ・ 子どもにふさわしい教育を地域で責任を持って行う観点から、補助制度の充実を含めた特別支援学校設置のあり方を検討すること

【国制度の問題点】

- ・ 都道府県から政令市・中核市への権限移譲等が進む中、特別支援教育における県と市町の役割分担が旧態依然のまま不明確である。
- ・ 特別支援教育を必要とする児童生徒数が増加しており、政令市や中核市等における特別支援学校の設置が促進される。

イ 教室不足を解消する補助制度の充実

- ・ 新增築や大規模改修の補助率や補助単価を拡充すること

【国制度の問題点】

- ・ 障害の重度・重複化、多様化等を踏まえ、一人一人の教育的ニーズに対応できる施設整備を行うには、自立活動や職業教育等の充実のための特別な施設設置が必要であるが、特別支援学校建物の新增築及び大規模改修に対する補助制度は義務教育諸学校と同等となっており不十分である。

[国の補助制度の概要]

- ・ 小・中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校における教室不足解消を目的

区分	新增築	改築、大規模改造
補助対象	学校家具、備品は対象外	面積の増減を伴わないものが対象
補助率	1/2	1/3
補助単価	189千円 (参考) 西神戸高等特支 (H28.3建築)	単価238千円

③ 障害の特性に応じた支援の充実

ア 高等学校における通級指導導入への支援の充実

i) 小・中学校からの指導の連続性が確保できる制度設計

- ・ 高等学校における通級指導の推進に当たり、小・中学校からの指導の連続性が確保できるよう、指導を担当する加配教員の配置基準を明確に示すこと

【提案の背景】

- ・ 平成30年度から高等学校においても通級による指導が制度化されたが、小・中学校までの教育的支援を引き継ぐ切れ目ない指導体制を構築するためには、小・中学校で通級による指導を受けてきた生徒が高等学校でも引き続き指導を受けられるような制度設計が必要である。

ii) 教室環境の整備に対する財政支援制度の創設

- ・ 空調等の教室環境の整備に対する財政支援制度を創設すること

【国制度の問題点】

- ・ 高等学校における通級による指導のためのタブレット端末や書画カメラ等の教材・教具については、地方交付税措置が新設されたが、通級指導教室を設けるに当たっての教室の空調等環境の整備に対する措置が講じられていない。

イ 特別支援教育支援員の配置への支援の充実

- ・ 特別支援教育支援員の配置に要する財政措置の更なる充実を図ること

【提案の背景】

- ・ 発達障害等の特別な教育的支援を要する児童生徒が増加している中、児童生徒の個々の状況に応じた個別かつ弾力的な指導体制と支援の充実が必要である。

【特別支援教育支援員の配置数の推移】 ※令和2年5月1日現在

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
特別支援教育支援員数	1,803	1,888	1,958	2,051	2,121	2,316	2,427

【支援を要する児童生徒の推移】

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
特別支援学校在籍	5,294	5,438	5,456	5,622	5,699	5,798	5,918
特別支援学級在籍	6,963	7,344	7,924	8,636	9,283	9,999	10,817
通級による指導	1,934	2,175	2,419	2,675	2,956	3,312	3,604

ウ 看護師配置に要する予算確保

- ・ たんの吸引等の医療的ケアを担う看護師配置に要する経費への補助について、必要な予算を確保すること

【提案の背景】

- ・ 看護師配置に伴う経費は教育支援体制整備事業費補助金の対象で、経費の1/3が国から補助されるものの、特別支援学校だけでなく、幼・小・中・高等学校への医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の就学が増加していることに対応するため市町での看護師配置に伴う経費負担が増加している。

【看護師配置に伴う経費の措置状況】

区分	H29	H30	R1	R2
市町立学校園で医療的ケアが必要な幼児児童生徒数	269	340	390	399
看護師配置人数(補助金充当人数)	110(110)	110(110)	117(117)	145(145)

(6) 教職員の働き方改革の推進

【文科】

主① 教職員定数の改善・充実

新・ 本県では、一年単位の変形労働時間制が可能となる条例・規則等の整備、基本方針や取組事例集の作成等により、業務量縮減に向けた取組を進めている。

しかし、変形労働時間制導入の前提条件である時間外の在校等時間数（月42時間・年320時間）の達成には、ほど遠い状況にある。

小学校での外国語教育の導入やICT教育の推進など、多様化・複雑化する教育課題に対応するためにも、教職員定数の改善・充実を図ること。

<時間外の在校等時間の現状（主幹教諭・教諭）>

	小学校	中学校	高等学校
1月あたり	41時間 19分	80時間 58分	40時間 47分
1年あたり	495時間 50分	971時間 40分	489時間 35分

※令和元年度「教職員の勤務時間実態調査」（兵庫県教育委員会）

【提案の背景】

- 本県では従来から、児童生徒と向き合う時間を確保するため、「教職員の勤務時間適正化推進プラン」や「先進事例集 GPH50」（平成29年4月）等の提示に加え、令和元年12月の給特法の一部改正を踏まえ、「教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則」（令和2年4月）を制定し、時間外の在校等時間を原則月45時間年360時間の範囲内となるよう、「働きがいのある学校づくりの推進に関する方針」を定めて業務量の縮減に取り組んでいる。
- さらに、長期休業期間中の業務量における週休日のまとめ取りを目的とした一年単位の変形労働時間制が可能となる条例・規則等の規程の整備を行った。
しかしながら、導入の前提条件として、時間外の在校等時間を月42時間・年320時間の範囲内とする必要があるが、本県においては、総業務量の縮減等の課題が未だ解決していないため、現時点では導入できる状況ではない。
- 本県としても、外部人材の活用やICTの活用など、働きがいのある学校づくりを推進しているが、近年ますます多様化・複雑化する教育課題に対応するため、教職員定数の充実を図る必要がある。

<現状：時間外の在校等時間（主幹教諭・教諭）>

	小学校	中学校	高等学校
1月あたり	41時間 19分	80時間 58分	40時間 47分
1年あたり	495時間 50分	971時間 40分	489時間 35分

※令和元年度「教職員の勤務時間実態調査」（兵庫県教育委員会）

② スクール・サポート・スタッフの配置の充実

- スクール・サポート・スタッフの配置について、高等学校及び特別支援学校を含めたすべての公立学校に配置できるよう、一層の充実を図ること
- 全額国負担や市町への直接補助など、市町が使いやすい制度に拡充すること

【提案の背景】

- 社会の価値観の変化や地域・家庭の教育力の低下により、学校課題が一層複雑化・多様化しており、学校や教員だけでは解決が困難な課題が増大している。
- 本県においても、教職員の超過勤務の実態を踏まえ、平成21年からその縮減に取り組み、平成29年には「教職員の勤務時間適正化推進プラン」を策定し、学校・市町教委・県教委連携の上、具体的な取組目標を定め業務改善等を推進している。
- 文部科学省による緊急対策が公表された（H31.3.18）が、業務改善だけでは限界があり、抜本的な見直しのためには、人的支援を中心とする国の財政的支援が不可欠である。

[スクール・サポート・スタッフの概要]		
役割	必要性や課題	本県の状況(R2)
授業準備・外部対応・会議準備・消毒作業など教職員(教頭含む)以外でも従事可能な業務を分担し、超過勤務の縮減を図る	教職員を中心とした学校組織から、教職員が多様な専門家や地域人材と連携・協働する新しい学校観への転換が求められており、市町教育委員会及び県立学校からは配置拡大の要望がある。	市町立：全市町へ各1名配置(計40名) 〔目標〕 希望する全公立学校に1名を配置

[県立学校業務支援員配置事業の概要(R1~)]	
業務内容	・情報整理(各種調査に関するデータ入力等の補助) ・文書作成(関係機関への文書作成・整理) ・外部対応(電話対応、来訪者取次)
勤務時間	3時間×3日/週
配置人数	152名(全県立学校(全日制):126校、全県立特別支援学校:26校に各1名)

③ 部活動への支援の充実

ア 中学校部活動指導員の配置に対する支援制度の充実

- ・補助率を拡充すること(1/3→10/10)
- ・部活動指導員の養成等に対する支援制度を創設すること

イ 高等学校部活動指導員の配置等に対する支援制度の創設

- ・高等学校の部活動指導員配置等に対する地方財政措置を拡充すること
- ・部活動指導員の養成等に対する支援制度を創設すること

【提案の背景】							
・経験のない部活動の技術指導や長い練習時間、休日の大会引率等のため、日常の授業の準備等に支障を来し、負担を感じている教員が多数いる。(H28勤務時間実態調査:中学40.1%、高校31.8%)							
[専門的な技術を有しておらず、かつ指導に困っている主顧問の部の状況](平成29年度部活動実態調査)							
区分	専門的な技術を有しておらず、かつ指導に困っている主顧問の部のある学校数			学校数	専門的な技術を有しておらず、かつ指導に困っている主顧問の部のある学校の割合		
	運動部	文化部	計		運動部	文化部	計
高等学校	114校	76校	125校	147校	77.6%	51.7%	85.0%

[中学校における部活動指導員の配置] R2当初:11億円(R1当初:10億円)	
概要	適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている教育委員会を対象に、部活動指導員の配置を支援[10,200人]
実施主体	学校設置者(主に市町村)
補助率	国1/3
[本県が実施している「運動部活動活性化推進事業」の概要]	
概要	専門的な技術指導を受けられない生徒のために、部活動指導員の配置等を実施
配置等先	県立の高等学校、中等教育学校、特別支援学校
実施事項	・専門的指導力を有する部活動指導員の配置[55人(指導回数84回/年)] ・運動部活動専門家会議の開催

ウ 休日の部活動の段階的な地域移行に対する支援制度の創設

- 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」に基づいた休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、拠点校（地域）を設置し実施する実践研究について必要な予算措置を講じること

【提案の背景】

- 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」の方針において、令和5年度から休日の部活動の段階的な地域移行の円滑な実施に向け、各都道府県に拠点校（地域）を設置することとなっている。拠点校の部活動の運営を委託された団体には、設置にかかる初期費用や運営に必要な事務費及び人件費等が必要となる。また、地域スポーツ活動として実施する生徒は、学校管理外での活動となるため、その補償のための保険料が必要となる。

(7) 学校施設の環境改善

【文科、スポーツ】

① 老朽化対策に要する地方負担の軽減措置の充実

- 老朽化対策のための設備更新や改修・改築に要する地方負担分に対する軽減措置を充実すること

【提案の背景】

- 昭和50年代半ばまでの児童生徒急増期に多く建設された学校施設の老朽化が深刻化し、内外壁のひび割れ、屋上防水シートの劣化、トイレ等水回りや電気系統の老朽化など安全面・機能面で不具合が発生している。

② 学校施設の整備に必要な財源の当初予算での確保

- 空調整備、安全対策、トイレ改修、給食施設整備などを計画的に進められるよう必要な財源を当初予算で確保するとともに、適切な時期に交付決定を行うこと

【提案の背景】

- 各市町は、域内の学校施設について複数年計画により順次、整備を実施すること、また、学校運営への配慮から夏休みなどの長期休暇中の工事を計画していることから、時期の不確定な交付決定では長期的、短期的な整備計画に大きな支障を来す。

【近年の国の予算の措置状況】

R3	当初： 688 億円
R2	当初：1,165 億円（うち470 億円は「臨時・特別の措置」）／補正：1,362 億円
R1	当初：1,608 億円（うち941 億円は「臨時・特別の措置」）／補正：606 億円
H30	当初： 682 億円／補正：1,357 億円（補正のうち985 億円はブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金）

※ 事業主体は学校設置者である市町であり、県としては法定受託事務として市町への交付事務及び指導助言を行っている。

③ 学校プール・給食施設の改修の補助対象化

- 学校プール・給食施設の老朽化対策として行う改修を補助対象とすること

【提案の背景】

- 現行の補助事業では、学校プール・給食施設の耐震改修や改築は補助対象となっているが、耐震を伴わない改修は対象となっていない。
- 給食施設については、施設の老朽化のため「学校給食衛生管理基準」に適合しない施設設備で学校給食を実施している給食施設が多くみられる。そのため、施設の老朽化による施設設備の改修費に関する地方公共団体の財政負担が大きくなっている。

④ 空調設置に対する地方負担軽減

- ・ 特別教室や体育館を含む全ての学校施設の空調整備を計画的に進められるよう、整備内容に応じたよりきめ細やかな補助単価の設定や補助率の引き上げを行うこと
- ・ 多様な整備手法が選択できるよう、補助対象となっていないリース方式による空調導入に対して、地方交付税措置をはじめとした地方負担の軽減に関する対応を検討、実施すること

【提案の背景】

- ・ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に関する中長期目標として5年後の空調設置率が特別教室 95.0%、体育館 35.0%と掲げられているが、これらの空調設置を推進するためには、更なる交付金制度の拡充が必要である。特に、天井高が高く、整備費用が割高となる体育館についても校舎と同額の補助単価であるため、実情に合わせた単価の引き上げが必要である。
- ・ H30 年度補正予算を活用した市町は更新時に多額の費用負担が一時期に集中するため、リース方式による空調導入・更新についても、支援する必要がある。

⑤ 高等学校等の長寿命化改修等に伴う財政措置の充実

- ・ 数多くの学校施設が老朽化しており、安全安心な学校環境を確保するためにも、中長期にわたって計画的な長寿命化改修が必要になることから、起債充当率の引き上げや交付税措置率の引き上げなど、地方負担の財政措置を充実すること

【提案の背景】

- ・ 老朽化している学校施設の長寿命化改修にあたっては、「県立学校施設管理計画」を策定し、平成29年度から計画的に取り組んでいるが、全ての学校施設の長寿命化には、相当の年月が必要となる。今後10年間に限っても、500億円(50億円/年)の経費が必要となる。
- ・ 都道府県の高等学校等の施設改修にあたっては、国庫補助金・交付金の対象外であるため、起債対象となっているものの、交付税措置のある起債は限定的であることから、子ども達の安全の確保や学習環境の向上を早急に図るためには国の支援が不可欠である。

【起債の概要】

- ・ 公共施設等適正管理推進事業債：充当率90%、交付税措置率30%程度
- ・ 学校教育施設等整備事業債：充当率75%、交付税措置率 0%

主⑥ 補助単価の引上げ

- ・学校施設環境改善交付金の補助単価と実工事費単価の乖離が埋まるよう、補助単価を引き上げること

[県内公立学校における改築事業の補助単価と実工事費単価の乖離例（令和元年度実績）]

補助単価	実工事費単価	差額（乖離率）
189,300円/㎡	235,400円/㎡	△46,100円/㎡(△19.6%)

◆ 工事単価と補助単価の約10年間における伸び率の比較

- ・工事単価は、約1.5倍の伸び（※1）
- ・補助単価は、約1.3～1.4倍（※2）の引き上げにとどまっている。

※1 建築着工統計（国交省）による工事単価の推移（全国）（単位：円/㎡）

区分	2010年 (H22)	2014年 (H26)	2019年 (R1)	増加比率 (H22→R1)
学校の校舎	203,354	238,798	296,843	146%

約1.5倍

※2 補助単価の増加状況

（単位：円）

	区分	2011年 (H23)	2021年 (R3)	増加比率 (H23→R3)	備考 (補助単価)
公立小中学校 (兵庫県)	校舎	147,600	201,400	136%	㎡あたり単価
	体育館	173,100	222,300	128%	

⑦ 中等教育学校の後期課程における施設整備に対する支援の拡充

- 新
- ・中高合同の授業や行事等に必要な施設整備に対する支援について、前期課程と同様に後期課程の校舎等も対象とすること

[中等教育学校の施設整備に対する支援]

- ・前期課程(中学校に相当)における校舎等の施設整備に対する支援 ※後期課程(高等学校に相当)は補助制度なし

区分	内容
新增築	1/2(公立学校施設整備費負担金)
改築	1/3(学校施設環境改善交付金)

(8) 修学環境の充実

【文科】

① 小規模な小中学校の存続に向けた支援の拡充

- ・小規模な小中学校について、極めて小規模となる場合以外は、地域住民の合意の下に存続できるよう、教職員定数や財源等の支援を拡充すること

【提案の背景】

- ・小中学校は地域のコミュニティ拠点として重要な役割を果たしており、標準的な学校規模や適正配置の目安を示して一律的・機械的に統合を進めることは、地域活性化の動きに逆行する。

[本県の「過小規模校への支援」の概要]

- ・過小規模校に対し、国の標準を上回る教職員を配置

小学校学級数	国標準	県基準
1～2学級	学級数と同人数	学級数+1人
3～5学級	学級数+1人	学級数+2人

② 夜間中学の新設に関する支援

- ・ 市町の夜間中学設置を促進するため、設置費用や開設後の維持管理費に対する新たな財政支援制度を創設すること
- ・ 夜間中学については本校・分校に関わらず、事務職員、養護教諭が配置されるよう義務標準法改正を行うこと

【提案の背景】

- ・ 夜間中学が中学校としての教育を十分に果たすには、中学校の設置者であり、安定的な運営や教員の確保、通学の利便性の確保等が可能な、身近な市町による設置の促進が望ましい。
- ・ 今後、出入国管理法改正(H31.4)による外国人労働者とその家族等の増加や、教育機会確保法(H28施行)により既卒者で十分な教育が受けられなかった者(不登校等)が対象化されるなど、高まるニーズに対応するため、市町の夜間中学の設置を促進する支援の充実が必要である。
- ・ 夜間中学の教員は本校・分校それぞれの学級数に応じて法定上措置されるが、事務職員、養護教諭については本校と分校を1つの学校として算定されるため、結果として本校への配置となっている。生徒の安全面を考えると分校にも養護教諭を法定上措置すべきであり、事務職員についても、経理等の事務処理は本校と区分して行うため、法定上措置すべきである。

【夜間中学新設準備・運営補助(文部科学省 令和2年度概算要求)】

対象経費	夜間中学新設準備に伴うコーディネーターの雇用、ニーズ調査、広報活動などの設置に向けた準備に係る経費及び開設後の円滑な運営に係る経費
補助率	1/3
要求額	90,000千円(5,000千円×18カ所)

③ 新型コロナウイルス感染症に関する学校への支援

- ・ 衛生管理の徹底・改善を行うための設備整備や消耗品購入等にかかる費用について、引き続き必要な財政支援を行うこと
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、生活困窮世帯の女子児童生徒が金銭的な理由で女性用品(生理用品)を買えない状況にあることから、学校での女性用品(生理用品)の購入・配布について、地域女性活躍推進交付金の補助対象とすること

【提案の背景】

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、孤独や困窮状態にある女性を支援するため、相談窓口の設置や女性用品(生理用品)を配布する等の事業をNPO法人等に自治体が委託した場合、地域女性活躍推進交付金の交付対象となっているが、学校現場での女性用品(生理用品)を直接購入し配布する場合は対象外となっている。

(9) 私立学校教育の充実

【文科】

① 私立高等学校等経常費助成費補助金の充実

ア 当初予算どおりの交付

- ・ 私立高等学校等経常費助成費補助金について、予算の総額を確保し、当初示した予算単価及び補助率どおり交付すること

【国制度の問題点】

- ・ 本県では、国の予算単価及び補助率に基づき予算措置を行った上で私立高等学校等への補助金を交付しているが、最終的な国の交付額について、過去に大幅に減額されたことがあり、県の負担増となったことがあった。

イ 幼稚園等特別支援教育経費の充実

i) 補助対象の拡大

- ・ 幼稚園等特別支援教育経費について、障害児1人以上（現行：2人以上）に補助対象を拡大し、国庫補助単価を引き上げること。また、障害児の預かり保育を実施する園には、人件費等の必要な財源措置を行うこと

【国制度の問題点】

- ・ 発達障害児は年々増加し、園においてきめ細やかな対応が求められる中、障害児1人の園は国庫補助対象外であり、県が独自に補助している状況で県の負担である。また、国庫補助単価が実際に必要な人件費等と比較して低いため、その差が園の負担となっている。国庫補助単価は地方交付税措置がなされている障害児保育の交付税単価と比べても著しく低い。
- ・ 県では保護者のニーズに対応するため、障害児の預かり保育を実施する園には県が独自に補助しているが、今後、ニーズが高まることが想定され、国としての措置が必要と考える。

ii) 予算の確保

- ・ 交付要綱に定める補助率どおりに補助金を交付すること

【国制度の問題点】

- ・ 平成21年度以降、国庫補助申請額に圧縮率を乗じた額で交付決定され、差額分を県が負担しており、県の負担増となっている。(H29～R1は圧縮なし)

② 私立高等学校等の施設整備費に対する補助の一層の充実

ア 補助対象の拡充

- ・ 改修に加え増築工事を補助対象とするなど補助制度を拡充すること

③ 私立学校建物其他災害復旧費補助事業の適用要件の緩和

- ・ 「私立学校建物其他災害復旧費補助事業」の適用要件を「公立学校施設災害復旧事業」と同等まで緩和すること

【国制度の問題点】

- ・ 激甚災害に指定されない台風や地震等不測の災害により被害を受けた場合でも、私立学校が早急に施設等の復旧を図る必要がある。
- ・ 平成30年度より私立学校に対する適用要件について一部緩和(局地激甚災害指定区域に立地していれば対象となった)されたものの、依然として公立学校施設とは適用要件や財政措置に差がある。

【公立学校施設災害復旧事業の対象災害】

①降雨	最大24時間雨量80mm以上、又は連続雨量が特に大である場合（3日間（72時間）雨量180mm以上）、又は時間雨量が特に大である場合（1時間雨量20mm以上）
②暴風	最大風速15m毎秒以上（10分間平均の風速）
③洪水、高潮、津波等	被害の程度が比較的軽微なものと認められないもの
④その他	降灰、噴火、地震、大火、融雪、竜巻、落雷等

2 多様な人材の活躍推進

(1) 全員活躍社会の推進

【厚労】

① 長時間労働是正に向けての施策の強化

- ・ 長時間労働の是正に向けて、以下のような働き方改革の施策を強化すること
 - 時間外労働の上限規制の円滑な導入
 - 勤務間インターバル制度の普及啓発
 - 違法な長時間労働防止のための労働基準監督署による監督指導の徹底
 - 長時間労働是正に対する助成の拡充

【働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律】の概要

1 働き方改革の総合的かつ継続的な推進（雇用対策法）

国は、改革を総合的かつ継続的に推進するための「基本方針」（閣議決定）を定める。

2 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等

- ・ 労働時間に関する制度の見直し（労働基準法、労働安全衛生法）
時間外労働の上限規制の導入（原則月45時間、年360時間）/一定日数の年次有給休暇の確実な取得/高度プロフェSSIONAL制度の創設/使用者による労働時間の把握の義務化 等
- ・ 勤務間インターバル制度の普及促進等（労働時間等設定改善法）
- ・ 産業医・産業保健機能の強化（労働安全衛生法等）

3 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保（パートタイム・有期雇用労働法、労働契約法、労働者派遣法等）

不合理な待遇差を解消するための規定の整備/労働者に対する待遇に関する説明義務の強化/行政による履行確保措置等の整備

主② 多様な働き方の導入促進

- ・ 勤務地限定正社員、短時間勤務、在宅勤務（テレワーク）など、多様な働き方の普及を促進する施策を強化すること

【本県が実施している「ワーク・ライフ・バランス推進事業」の概要】

趣 旨	「ひょうご仕事と生活センター」を拠点として県内企業の取組を支援
取 組	①普及啓発・情報発信：情報誌の発行、フェスタの開催、「宣言→認定→表彰」の枠組みによる取組企業の量的拡大・質的向上、表彰企業の事例集発行等 ②相談・研修：ワンストップ相談、ICTアドバイザーによるテレワーク導入・定着支援、企業の実状にあわせた専門家等派遣・研修等 ③実践に対する支援：中小企業育児・介護代替要員確保助成、仕事と生活の調和推進環境整備助成、中小企業育児・介護等離職者雇用助成、テレワーク導入支援助成
企業数	宣言企業 2,675社、認定企業 282社、表彰企業 127社 (R3. 2. 28現在)

- ・ 従来の雇用関係によらない新たな働き方やテレワーク、ワーケーションなど時間や場所の自由度を高める働き方を推進するため、労働法制や社会保障制度の整備、新たな助成制度の創設などの環境整備に取り組むこと

【複数就業者に対する国制度の問題点】

社会保険（医療保険、年金保険）

複数の雇用関係に基づき複数の事業所で勤務する者が、いずれの事業所においても適用要件を満たさない場合、労働時間等を合算して適用要件を満たしたとしても、社会保険は適用されない。

③ 非正規雇用労働者の処遇改善対策の充実

- ・ 非正規雇用労働者の正社員化を図るため、キャリアアップ助成金など各種施策の活用を推進すること
- ・ 中小企業に対して同一労働同一賃金について普及啓発を行うこと

【提案の背景】

- ・ 労働者が正規・非正規の区別なく、職務に応じた共通の待遇を受けることができるよう、各種手当や福利厚生等の均等待遇の確保など、同一労働同一賃金の早期実現が必要である。
- ・ 令和3年4月から中小企業にも同一労働同一賃金が適用されることから、県ではセミナーや個別支援により普及啓発を図っているが、広く制度周知が進んでおらず、各都道府県労働局による一層の制度周知が必要である。

④ 最低賃金の決定方法の見直しと制度の普及啓発

ア 地域別最低賃金の目安額に基づく決定方法の見直し

- ・ 各都道府県の状況に応じた最低賃金額を実現すること

【国制度の問題点】

- ・ 中央最低賃金審議会が都道府県を4つの「ランク（A～D）」（本県B）に分け、ランクごとの引上げ額（目安）のみを決定する方法となっている。
- ・ 東京都、神奈川県、大阪府、愛知県等はAランクであるが、同じ大都市圏を有する兵庫県（ほか京都府も）はBランクであり、隣接する大阪府との差が拡大する仕組みとなっている。

イ 最低賃金制度の普及啓発の拡充

- ・ 地域別最低賃金、特定の産業に設定されている特定最低賃金について、普及啓発を充実強化すること

【提案の背景】

- ・ 県は、全戸配布の広報誌やHPなどでPR、周知を行っているが、最低賃金制度の意義・役割の一層の周知には、県と兵庫労働局が連携して、広く県民に浸透するよう取り組む必要がある。
- ・ 国は全国共通ポスター等によるPRを行っているが、さらに十分な広報予算を確保し、様々な媒体の活用や、本省だけでなく各都道府県労働局でも積極的な広報活動を展開する必要がある。

(2) ふるさと就職の促進

【厚労、法務、文科、文化】

① ふるさと就職の促進

ア 地方採用枠の設定など経済団体等への地元就職促進制度導入の要請

- ・ 勤務地を一定地域に限定する正社員の地方採用枠の設定など、柔軟な採用制度の導入が普及するよう、経済団体への更なる働きかけや事業者への必要な支援を行うこと

イ 地元企業に就職した若者を対象とする奨学金返済支援の充実

- ・ 地元企業に就職した若者を対象とする奨学金の返済支援について、返済制度を設けた企業に対する支援スキームに見直すなど、制度を充実すること

【国制度の問題点】

- ・ 平成30年4月に厚生労働省から経済団体に対して、地域限定正社員制度の普及などを内容とする「多様な選考・採用機会の拡大に関する要請書」が提出された。
- ・ 無利子奨学金（地方創生枠）は経済団体等に出捐を求める一方で、個別企業がメリットを享受できる制度となっていない。

【無利子奨学金（地方創生枠）の概要】

- ・ 地方公共団体や企業等の出捐による基金を造成。推薦人数は1都道府県あたり各年度上限100名
- ・ 日本学生支援機構の無利子奨学金事業において、地方大学等に進学する学生や特定分野（都道府県と地元産業界の合意により設定）の学位を取得しようとする学生に対して地方創生枠を創設

[本県が実施する「中小企業の奨学金返済負担軽減制度に対する補助事業」の概要]

趣 旨	中小企業の人材確保のため、若年層の県内就職を促進し、若年従業員の奨学金の返済負担軽減制度を設ける企業への補助を実施
補助対象	本県が県内にある中小企業
支援対象者	次の要件を全て満たす者 ①社員、②日本学生支援機構の奨学金の返済義務がある ③当該企業就職後5年以内、④県内事業所に勤務、⑤30歳未満
支援期間	1人につき最長5年（就職5年目であれば1年間）
補助額等	1人当たり年間返済額の1/3を補助（1人当たり補助上限 年6万円）
R2実績	支援企業数：162社、支援対象者数：427名

ウ 地方公共団体が大学等と連携して取り組む就職支援策への支援の充実

- 地方公共団体が大学等と連携して取り組む就職支援策に対する支援を充実すること

[本県が実施する「県内外大学と連携した就職支援」の概要]

- 県内外大学と就職支援協定等を締結し、若年者の県内就職促進に向け大学と連携して就職を支援 ※ 協定締結大学：県内全36大学及び東洋大学、東京農業大学、中央大学、近畿大学、日本大学、東海大学、京都女子大学、大谷大学

大学への県内就職支援補助事業	大学が行う学内での企業説明会や中小企業への訪問見学会等の実施を支援
大学と連携した県内企業見学会等実施事業	県内大学と連携し県内企業見学会、企業研究会・セミナーを実施
大学生「兵庫就活」促進事業	大学生が県内企業への理解を深めるための情報提供（ガイドブックの配付）、研究活動の支援を実施

エ 大学卒業者の地域間移動の詳細な調査の実施

- 県内大学卒業者の県内就職の促進に向けて施策対象とすべき地域の絞り込みを行うため、大学等を対象とした学校基本調査の項目に卒業後の就職に伴う居住地の移転先を追加するなど、国において大学卒業者の地域間移動を把握する調査を実施すること

オ 地方版ハローワークにおけるオンライン検索の利便性の向上

- 国から地方版ハローワークに提供される求職者情報の項目に住所地を追加すること

【国制度の問題点】

- ハローワーク求人・求職情報提供サービスで①希望する職種、②希望する就業形態、③希望勤務地などの求職者情報が提供されているが、現在の住所地に関する情報は含まれない。
- 本県が東京に設置した地方版ハローワークからUJIターンを希望する首都圏在住の求職者に対して重点的に本県の求人情報、住宅情報等を発信したいが、求職者の住所地がわからないため、対象者を首都圏在住者に絞り込んだ情報発信を行えない。

② 若者の就職支援対策

ア エントリーシート方式の見直し

- 個々の学生等との直接面接、対話を重視する採用のあり方を企業に広く啓発すること

【提案の背景】

- 多くの企業が新卒採用に関して導入しているインターネットを通じたエントリー方式は、学生にとって応募機会が増える一方、大企業ばかりに応募が集中するとともにミスマッチが生じるという弊害もある。

(3) 女性活躍の推進

【厚労】

① 出産・育児後の就業継続を支援する施策の充実

- ・ 出産や育児等で一時的に職場を離れる職員の代替要員等の賃金補助制度の創設など支援策を充実すること

【提案の背景】

- ・ 約5割の女性が第1子出産を機に退職している。また、出産後も継続就業した女性の6割以上が短時間勤務などの育児との両立支援制度があることを就業継続に必要な条件に挙げている。
- ・ 育児休業等による代替要員の賃金補助などの経営者側の負担軽減策の充実は、経営者の両立支援への理解と育児休業・短時間勤務制度の利用を促進する効果が期待できる。

【本県が実施する「中小企業育児・介護代替要員の確保支援事業」の概要】

事業概要	代替要員の雇用に要する賃金の一部を助成
対象	従業員総数 300人以下の企業 事業所規模 株式会社等 100人以下の事業所、左記以外 20人以下の事業所
対象労働者	同一企業等に引き続き1年以上勤務していた者等
支給額	代替要員の賃金の1/2（短時間勤務コースは短縮時間分のみ）
支給上限額	休業コース 月額10万円、総額100万円 短時間勤務コース（育児理由）月額2万5千円、養育する子が小学校3年生まで （介護理由）月額10万円、総額100万円
支給実績	H31実績 休業コース84人、短時間勤務コース9人 計93人

② 再就職を支援する施策の充実

- ・ 地方公共団体が行う女性の起業や再就職に向けたスキルアップ研修などの事業を支援する助成制度を創設すること
- ・ 求職者支援制度について、短時間就労を希望する者を対象とするなど、女性の再就職に向けた支援策を充実すること

【提案の背景】

- ・ 就業を希望している女性の非労働力人口は262万人にのぼる。特に本県は女性の就業率が45.2%と全国と比較しても低い(全国48.3%、45位)。
- ・ 再就職に必要な知識・スキルを得るための支援制度として求職者支援制度等があるが、女性に特化されたものではなく、短時間就労を希望する者が対象にならないなど、女性が利用しづらい。

【本県が実施する「ひょうご女性再就業応援プログラム」の主な実施事業】

女性就業いきいき応援事業	出産・育児などの理由で離職した女性の多様な働き方を支援するため、再就業・起業のためのカリキュラムを提供
--------------	---

③ 男女の均等な雇用機会・待遇の確保に向けての施策拡充

- ・ 女性向け企業説明会や就職面接会の開催など企業が積極的に女性の採用活動を行えるよう、男女の均等な雇用機会・待遇の確保の支障となる事情を改善するための措置に関する要件を緩和すること

【現行の要件】

- ・ 現在、過去の女性労働者に対する取扱い等が原因で男女間に格差が生じている場合にのみ、女性を有利に取り扱う措置（ポジティブアクション）を講じることができる。

(4) 高齢者の活躍推進

【厚労】

① 再就職支援施策の充実及び定年廃止に向けた検討

- ・ 高齢者の継続雇用施策、資格取得への支援など再就職支援施策を充実すること
- ・ 定年廃止に向けた検討を進めること

【提案の背景】

- ・ 現在仕事をしている高齢者の約4割が「働けるうちはいつまでも」働きたいという意欲を持っている一方で、70歳以上働ける県内企業は27.9%（全国31.5%）に留まる。
- ・ 70歳までの就業機会の確保を企業の努力義務とする高年齢者雇用安定法の改正が行われ、少子高齢化の流れの中で就労を希望する高齢者の増加が見込まれることから、年齢にかかわらず働き続けることができる企業を増加させる必要がある。

[本県の「シニア世代就労支援窓口」の概要]

- ・ キャリアカウンセリング、短時間勤務・在宅勤務の職業紹介、シニアインターンシップ、シニア向け在宅ワーク研修
- ・ 企業に助言し、短時間勤務・在宅勤務のしごとの切出し支援

② シルバー人材センターへの財政支援の拡充

- ・ シルバー人材センターなどへの財政支援を拡充すること

【提案の背景】

- ・ シルバー人材センター関連予算は、事業仕分け前の金額に回復したが、人手不足が深刻化する中、高齢者の労働力に対する期待が高まり、多様な就労の場の拡大が求められている。

- ・ 令和5年10月に導入予定の「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」について、シルバー人材センターには、特例により適用しないなど、センターの安定的な事業運営が可能となる措置をとること

【提案の背景】

- ・ インボイス制度の導入以後、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、税務署に登録した適格請求書発行事業者（課税事業者に限る）が交付する適格請求書等の保存が必要となる。
- ・ 現在、シルバー人材センターでは、請負額にかかる消費税から会員に支払った配分金にかかる消費税を差し引いた額を納めている。しかし、制度導入後は、会員が適格請求書発行事業者として登録、消費税の申告義務が生じることから、会員にとっては大きな負担となる。
- ・ 一方で、会員が適格請求書発行事業者として登録しなければ、シルバー人材センターは仕入税額控除を受けられず、税負担が増大する。

⑤ 外国人住民が暮らしやすい地域の実現に向けた支援

【総務、法務、外務、厚労、文科、文化】

① 日本語や母語の習得等に向けた取組に対する支援の充実

ア 学校における外国人児童生徒等に対する支援の充実

- 日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する支援を充実すること
 - 少数在籍校を含む更なる加配措置の拡充
 - 日本語指導教材の充実
 - 日本語指導に対応できる教員の養成
 - 日本語指導や適応指導、通級による指導等に対する支援の充実（母語を話せる人材の確保、専門指導員の設置等）
- 新**○ 教員養成段階における日本語指導に関する科目の必修化
- 「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入状況等に関する調査」は、支援の実態が把握しにくいいため、調査項目等の見直しや様式の改善を行うこと

【提案の背景】

- 日本語指導が必要な児童生徒等には「特別の教育課程」が編成できるが、本県では対象児童生徒が散在しており、少数在籍校まで十分な教員の配置ができていない。

（国の制度改正）

H26 日本語が必要な生徒に「特別の教育課程」が編成できるよう制度改正

H29 日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための教員を、基礎定数(18人に1人)として新たに設定

- 日本語指導ができる専門性をもつ教員が少なく、多様な児童生徒へのきめ細かな対応が困難なことから、どの学校でも一定レベルの系統的・継続的な日本語指導ができる体制整備が必要である。

[日本語指導が必要な外国人児童生徒等の現状]

区分	児童生徒数	
	兵庫県	全国
平成26年度	980人	37,095人
平成28年度	1,214人	43,947人
平成30年度	1,307人	51,126人

[兵庫県公立高等学校入学者選抜における外国人生徒特別枠選抜の実施]

- 全日制高等学校で学ぶ意欲があるにもかかわらず、渡日間もなく日本語運用能力やコミュニケーション能力が十分でない外国人生徒を対象に特別枠選抜を実施している。

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
3校(9人)	3校(9人)	3校(9人)	5校(15人)	5校(15人)

- 夜間中学に在籍する外国人生徒等に対して、母語が話せる専門人材配置等の制度充実に努めること

【国制度の問題点】

- 夜間中学は、日本人の義務教育未修了者の教育の場として制度化されたが、現行では、外国人の割合が高く、日本語の習得状況や学習の習熟度が大きく異なるなど、通常の中学校とは状況が大きく異なる。
- このような夜間中学の生徒に応じたきめ細かな指導を行うため、母語を話せる人材、専門指導員の設置等実情に則した制度の充実が必要である。

イ 日本語教室への支援継続と母語教室等への支援制度の創設

- ・ 日本語習得が必要な在住外国人を対象とした日本語教室への支援を継続すること
- ・ 外国人児童生徒に対する母語教室、母語による学習教室への支援制度を創設すること

【本県の取組】

- ・ 日常生活ですぐに役立つ日本語講座、基礎から学ぶ日本語講座の開催のほか、県内各地でNPOや市町国際交流協会等が行う外国人向け日本語教室、外国人児童生徒向け日本語・母語・教科学習支援事業に対して運営支援をしている。

② 外国人住民が暮らしやすい地域の実現に向けた各種制度の整備

ア 外国人就労の体制整備への支援

- ・ 外国人就労のための労働環境整備、外国人労働者を雇用する事業者、監理団体等と地域の行政機関、コミュニティとの連携が図れる体制整備に加えて、子育てや医療、防災、税制等の生活情報の多言語化、日本語教育の推進、文化や生活習慣等の違いからくるトラブルに対する相談体制の充実等、生活環境の整備に対する支援を充実すること

イ 外国人留学生の就職支援

- ・ 外国人留学生について、国による就職支援事業を大都市（東京、大阪、名古屋、福岡）に限らず各地域で実施すること

【国制度の問題点】

- ・ 国が実施している大都市を対象とした現在の就職支援事業では、県内の留学生が東京、大阪などへ流出し、県内中小企業への就職促進が進まない。

ウ 医療通訳制度の創設

- ・ 多言語による医療制度の情報提供や医療通訳者の派遣、遠隔通訳など、医療保険制度が適用され、医療機関が利用しやすく、効果的な医療通訳制度を創設すること

【提案の背景】

- ・ 診療時の言語や生活習慣等による制約を解消し、県内全域の外国人、医療機関が利用しやすい制度とするには、医療通訳の費用負担が軽減され、全国画一の制度とする必要がある。
- ・ 厚生労働省では「希少言語*に対応した遠隔通訳制度」を導入しているが、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語といったニーズの高い言語には対応していない。
※タイ語、マレー・インドネシア語、タミル語、ベトナム語、フランス語、ヒンディー語、イタリア語、ロシア語、ネパール語、アラビア語、タガログ語、ミャンマー語

【本県の取組】

- ・ 外国人住民を支援するNPOが、外国人患者と医療機関からの要請に基づき廉価で医療通訳者を派遣している。年々利用件数が増加している中では、人的・経済的に限界を迎えている。

エ 外国籍無年金者に対する救済措置の実施

- ・ 日本国籍を有していなかったため国民年金の受給権がない在日外国人（高齢者・障害者）の生活の安定を確保する救済措置を早期に実施すること

【国制度の問題点】

- ・ S57に国民年金法の国籍条項が撤廃され、外国人にも国民年金の加入が認められたが、特定の高齢者(T15. 4. 1以前生まれ)については、救済措置がとられず制度的無年金者となっている。
- ・ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律附則で、障害者の福祉に関する施策との整合性等に十分留意しつつ、今後の検討結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとされている。
- ・ 障害者制度改革において、「立法府その他の関係者の議論を踏まえつつ検討する。」として方針決定しているものの、現時点で具体的な動きはない。
- ・ 国連人種差別撤廃委員会において、日本政府に対して法改正を求める勧告が出された(H30. 8. 30)。

[本県で実施している「無年金外国籍高齢者・障害者への福祉給付金の支給」の概要]

○高齢者福祉給付金 16,670円/月

対象者82人(令和2年10月1日時点) ※ 老齢福祉年金の1/2相当額を、市町を通じて支給

○障害者福祉給付金 40,713円/月

対象者 68人(令和2年10月1日時点) ※ 障害基礎年金1級の1/2相当額を、市町を通じて支給

オ 罰則等の見直し

- ・ 中長期間在留者の過度な負担となっている在留カードの常時携帯義務(罰則あり)を廃止すること
- ・ 在留カード等の更新や各種変更届出における罰則等を緩和すること

【国制度の問題点】

- ・ 住所地の変更遅れでは、出入国管理法の20万円以下の罰金及び住民基本台帳法の5万円以下の料とされ、複数罰を科せられる。一般県民と同様に住民基本台帳法による罰則まで緩和すべき。

VI ポストコロナ社会への道筋

1 デジタル化の本格的推進

主 (1) デジタル基盤の強化

【内閣官房、総務】

① 情報通信基盤の強化等

- ・ 5Gをはじめ、IoTやビッグデータ、AI、ロボット、ドローン、自動運転など Society5.0を実現する未来技術の社会実装を強力に推進すること
- ・ 上記に伴うデータ通信量の増大に対応し、通信サービス事業者や都市部・郡部の違いに関わらず、全ての家庭・事業者がいつでも1Gbps(※1)以上の大容量高速通信ができる環境を整備することが必要である。

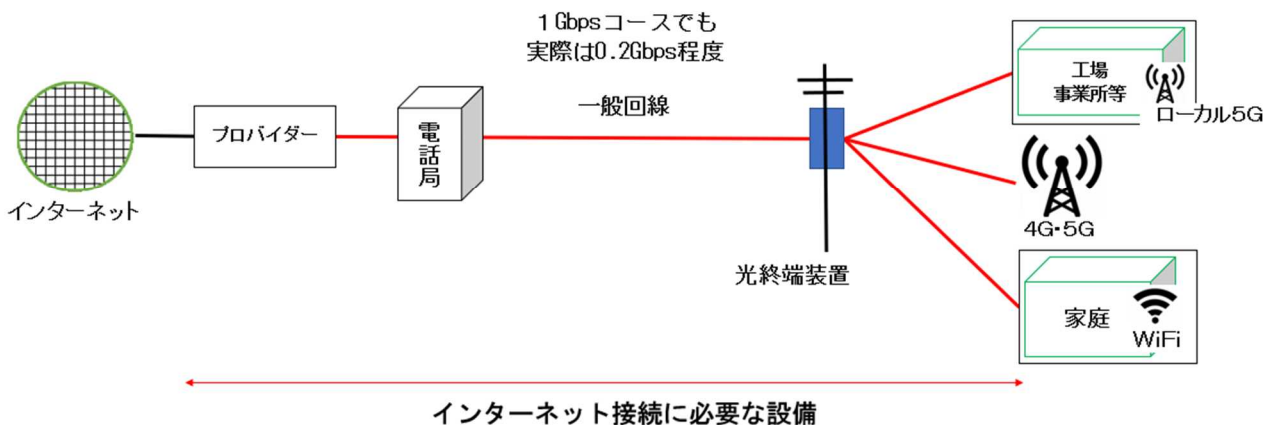
国の重要インフラとして位置づけた上で、国の責任において、大容量高速化のための研究開発を進めるとともに、回線(光ファイバー)の増強や5G基地局の整備支援対象エリアの拡充等(※2)により、情報通信基盤整備を一層強化すること

※1 1Gbps：ブロードバンドインターネット接続サービスの基本単位である通信速度であるが、ベストエフォート型(想定する最大速度)であり、実効最大速度はこれを下回る。

※2 現行の国補助金の対象 一般回線：原則新規整備のみ(増強は対象外)

5G基地局：非居住エリアのみ(居住エリアは対象外)

【ネットワークの構造】



主 ② スマート自治体の構築

【内閣官房、総務】

① デジタル化を推進する人材の確保・育成

- ・自治体が自ら行うデジタル人材の確保・育成に向けた取組に対して財政支援を行うこと

【提案の背景】

- ・地域課題の解決や産業のイノベーションの創出、新たな社会サービスの構築に向け、デジタル技術の知識と斬新な発想で民産学官の共創をファシリテートできる人材の確保が喫緊の課題となっているが、多くの自治体や民間企業でもデジタル人材へのニーズが高まっている中、その確保は困難な状況となっている。

② スマート自治体構築に向けた情報システムの整備

- ・デジタル技術の活用により、住民や企業に利便性が高い行政サービスを提供する「スマート自治体」の構築に向け、都道府県も含めた自治体の業務やシステムの統一・標準化を早急に行うこと
- ・上記の移行に要する経費については、R2年度3次補正予算で措置された「自治体情報システムの標準化・共通化事業」と同様、全額国費で措置すること
- ・自治体が進める行政手続のオンライン化、業務効率化のためのシステムの導入・維持更新及びコスト削減につながるシステムの共同利用・クラウドへの移行に対し、必要な財政措置を講じること

【提案の背景】

- ・国は「(仮称)Gov-Cloud」として、クラウド上に、市町の17の基幹業務(住民基本台帳、国民健康保険など)に関する標準準拠システムを構築することとしている。
- ・「(仮称)Gov-Cloud」への移行のために必要となる準備経費(現行システム分析調査、移行計画策定等)やシステム移行経費(接続、データ移行、文字の標準化等)については、R2年度3次補正予算(※)において全額国費で措置されている。
(※ 総務省「自治体情報システムの標準化・共通化」(1,509億円))
- ・今後、都道府県の事務も含め、更なる業務やシステムの統一化を図る際にも、上記と同様、全額国費で措置すべきである。

③ セキュリティ対策の徹底

【内閣官房、総務】

① 再点検と安全対策の提示

- ・セキュリティ対策を再点検し、国民の信頼が得られる安全対策を示すこと

② セキュリティ対策への財政措置

- ・セキュリティ対策に必要な経費について、引き続き財政措置を講じること

- 新**・今年度の自治体情報セキュリティクラウドの更新について、設計、テスト等の移行に要する経費(補助率1/2)のみでなく、機器購入または賃貸借に要する経費も補助対象とすること(前回(平成27年度)補助では、機器購入も対象)
- ・自治体情報セキュリティクラウドの維持・運用に必要な経費について、財政措置を講じること

<R3概算要求(総務省)・自治体DXの推進(32億円)>

- ・次期自治体情報セキュリティクラウドについて、国が設定した高いセキュリティレベル(標準要件)の遵守を図るため、移行に要する経費に対し補助

(4) 地域や企業のデジタル化を推進する自由度の高い交付金の創設

【内閣官房、総務】

- どこでも安全・安心で豊かに暮らす社会を築き、多極分散の国土構造への転換を図るためには、地域社会全体のデジタル化が不可欠である。

地域や企業のデジタル化を推進する県独自の情報通信基盤の強化・活用やテレワーク環境の提供、地域企業のデジタル化支援など、自治体の裁量によりソフト・ハード事業のいずれにも活用できる自由度の高い交付金を創設すること。

(参考：本県における新たな取組の方向性)

ア 高速情報通信基盤「兵庫情報ハイウェイ」の活用

- ・ 増強された兵庫情報ハイウェイを活用し、安価で高速なネットワークシステムを構築

イ 在宅勤務用システム基盤（テレワーク兵庫）の提供（R2.12月利用開始、全国初）

自宅パソコンから職場パソコンにアクセスして在宅勤務できるテレワークシステム基盤

（テレワーク兵庫）を提供

- 対象 原則、県内中小企業（1社あたり300人程度まで登録可能）

- 利用料金 R5.12月までは、自ら在宅勤務用システムを導入するまでの臨時措置として無償提供

ウ ものづくりDX（デジタル化）の推進

- ・ スマートものづくりセンターによる、プッシュ型・伴走型活動の強化

〔 AI・IoT・ロボットに係る「研究コーディネーター」の配置

（技術相談、機器による分析・測定、産学官の研究コーディネート等） 〕

主 (5) マイナンバーの活用

【内閣官房、内閣府、個保委、総務、厚労】

① 円滑な制度運用に向けた一層の周知

- ・ 制度の概要やメリット、今後の利活用拡大等について、若者から高齢者までの各階層、民間事業者等の各ターゲットに応じた、分かりやすい周知・広報を強化すること
- ・ マイナンバーカードの取得方法について、国民に分かりやすく周知・広報すること
- ・ 広域的行政主体である都道府県における周知・広報の取組経費についても十分な措置を行うこと

【提案の背景】

- ・ マイナンバー制度広報については、現状、政府による広報物は多種作成されているが、住民からは分かりにくい、メリットが見えないとの声が多いため、より国民目線に立った、ターゲットを意識した周知・広報を行う必要がある。
- ・ 都道府県における周知・広報経費に充当可能なマイナポイント事業費補助金の基準額が市町の基準額に比べて非常に低く、広域的な広報が十分にできない状況である。

② 安全性と利便性の向上

- ・ 経済対策としての活用や住民サービスの更なる向上に向け、「社会保障」「税」「災害対策」に限定されているマイナンバーの利用について、利用できる事務を拡充すること

- 新 保険者による被保険者情報とマイナンバーとの紐付けの際の情報の誤入力等により、本格運用が延期（本年10月までに開始予定）となった保険証利用について、各保険者に対して、紐付け作業のマニュアルの作成等によりマイナンバー及び加入者情報の迅速かつ正確な登録の方法等を指導し、予定どおりに本格運用を開始すること。また、利用者に対しても正確な登録の方法等の周知を行うこと

- ・保険証利用に必要となる各医療機関等のシステム改修に要する経費については、診療所等の小規模医療機関等の財政負担の軽減という観点から、令和3年度の補助率(1/2等)を令和2年度と同様の補助率(10/10)に見直すこと

(参考：本県公立病院におけるシステム改修等の状況)

- ・全ての公立病院（県立・市町立等）において、カードリーダーの導入やシステム改修等が進められており、10月までには整備が完了する見込み

- ・公的個人認証法の改正により可能となったマイナンバーカードの公的個人認証機能のスマートフォンへの搭載について、施行日は公布の日(令和3年5月19日)から2年以内の政令で定める日とされているが、できる限り早期に、円滑な実施を図ること
- ・公的個人認証機能について、生体認証を用いるなど暗証番号だけに依存しない個人認証方法を確立すること
- ・各種免許証や障害者手帳等との一体化を図り、安全性と利便性を両立した仕組みを速やかに構築すること

主③ マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限延長

- ・マイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期限(5年)を、マイナンバーカードの有効期限(10年)にあわせて延長すること
- ・電子証明書の更新手続について、郵便事務取扱法の改正により可能となった郵便局のみならず、パソコンやスマートフォンによるオンライン申請や、コンビニエンスストア等の身近な施設での簡易な更新を可能とするなど、更新手続の選択肢を更に拡大すること

【国制度の問題点】

- ・電子証明書は、e-TAXや証明書のコンビニ交付など、事務手続を行政の窓口に行かずにできることがメリットであるが、電子証明書の更新のために5年に1回窓口に行く必要がある。
- ・そのため、更新されないまま失効し、マイナンバーカード（多くの場合、有効期間は発行から10年）は有効であるのに、コンビニ交付等のサービスが使えないという状況が発生することで、カードの利用価値が下がり、取得率・利用率が低迷することが懸念される。

④ 市町への適切な財政措置等

- ・マイナンバーカードの交付申請増加を見据え、市町に対する適宜適切な情報提供に加え、体制強化に要する費用など市町の負担が生じないよう財政支援を行うこと

⑤ システム運用等に関する問題への対応

ア 円滑な運用に向けた対策

- ・情報連携の運用を円滑に実施できるよう、システム面及び運用面で発生する問題点に対して適切な措置を講じること

イ システム運用経費等の国による負担

- ・番号制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、システム運用及び国システムの仕様変更に伴う改修に要する経費は国が負担すること
- ・中間サーバー及び宛名管理システムなど情報連携のためのシステムの運用及び更新等に必要な経費についても、国において責任をもって財政措置を講じること

【提案の背景】

- ・ 令和3(2021)年度以降も番号法や関連法の改正及びデータ整備ルールの改訂等が予定されており、自治体においてはこれに伴うシステム改修等の対応が必要であるため、国の適切な措置および経費負担について引き続き要望する。

⑥ 効果的・効率的な制度への改善**ア 交付事務経費の負担軽減**

- ・ 各市町の交付円滑化計画に基づいて行うカード交付体制の増強に関する費用については、引き続き市町負担を生じさせないよう十分な予算を確保すること

【国制度の問題点】

- ・ 令和4年度中にほとんどの住民がカードを保有することが想定されており、そのためには、カード申請者の増加に対応するため、市町の窓口体制をさらに強化するための十分な予算を確保する必要がある。

- ・ コンビニ交付サービス導入に要する経費等について財政措置を拡充すること
- ・ コンビニ交付サービスは、今後一般化することが見込まれることから、その運用経費についても、十分な財政措置を行うこと

【国制度の問題点】

- ・ コンビニ交付サービスの導入に要する経費等について、このたび3年間延長され、令和4年度までに導入した場合に限り特別交付税で措置されることとなったが、対象経費の1/2であり、コストの高さが導入しない一番の理由となっている。

イ 安定的なシステム稼働

- ・ マイナンバーカードの円滑な交付のための安定的なシステム稼働について引き続き必要な措置を講じること

(6) 学校のICT化の推進(再掲)**【文科】**

- ・ 現在、地方財政措置が講じられていない維持管理費(ランニングコスト・通信料・更新費用等)について、必要な財政措置を講じること
- ・ 今後必要となるVR・AR技術などの先端技術の活用について、財政措置を講じること
- ・ 学術情報ネットワーク(SINET※)への接続を含め、校外ネットワーク通信の高速大容量化の導入に向けた財政措置を講じること

※ SINET：国立情報学研究所(NII)が構築・運営する情報通信ネットワーク。全国の大学・研究機関等の学術情報の基盤として研究者等に利用され、超高速・高信頼での利用が可能

【提案の背景】

- ・ 「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018～2022年度)」では、システム保守料やサポート料、情報機器の高額なランニングコスト等について、地方財政措置が講じられていない。
- ・ 新時代の学びを支える先端技術活用推進方策(文部科学省)を実現させるため、ビッグデータの活用、AIドリル、VR・AR技術等の導入経費が必要となるが、地方財政措置が講じられていない。
- ・ 学術情報ネットワーク(SINET)については、令和4年度の次期SINET(SINET6)への移行に合わせ、初等中等教育機関向けにも開放予定となっているが、SINETへの接続にあたっては、地方公共団体で負担することとなっている。

主 (7) 「富岳」の産業利用の促進

【文科】

① 「富岳」一部資源の産業入門用としての活用

- ・「京」における(公財)計算科学振興財団の実績やノウハウ、ネットワークを最大限に活用するため、財団が「富岳」を活用した産業界ユーザー向けのアプリケーション実証など、トレーニング事業を実施できるようにすること
(「富岳」の一部資源を産業入門用として財団に供与)

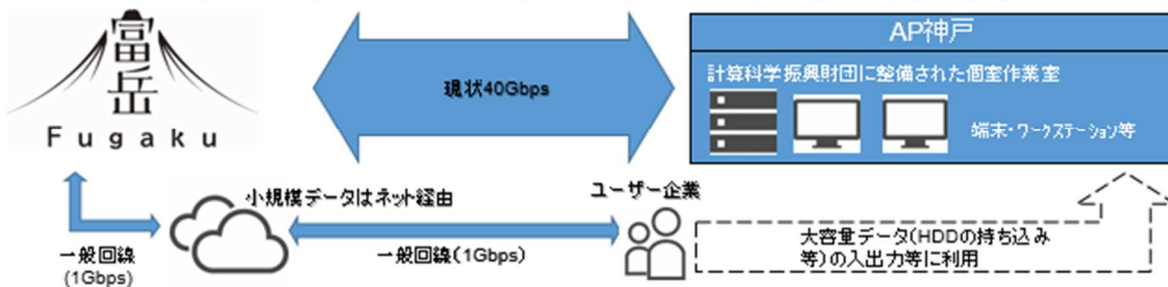
② (公財)計算科学振興財団を活用した産業利用の促進

- ・「富岳」に産業利用者が円滑に移行できるよう、ユーザーにとって使いやすいソフトウェアの開発・普及を同時に進めること
- ・申請手続の簡素化や柔軟な利用料金体系の設定、ユーザー開拓、人材育成の強化、ビッグデータ・AI分野での活用促進など、「京」よりも利便性の高い「富岳」の産業利用制度を構築・運用すること

- 新 「富岳」の産業利用拡大を見据え、「富岳」とHPCIアクセスポイント神戸(AP神戸)間の大容量データの高速転送機能について、「京」稼働時の40Gbpsから400Gbps程度へ強化すること

<HPCI (革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ) アクセスポイント神戸>
・高速回線で「富岳」と直結した利用端末や高セキュリティ環境を完備し、「富岳」への大容量データの入出力等が可能な施設・設備(「京」稼働に合わせて整備)
(一財)高度情報科学技術研究機構が整備し、(公財)計算科学振興財団へ運営を委託)

※「京」から「富岳」への移行に伴い、より大容量データの入出力等を円滑に行うための高速回線化(40Gbps→400Gbps)が必要



③ 「FOCUSスパコン」の活用による「富岳」ユーザーの裾野拡大

- ・「富岳」ユーザーの裾野拡大を図るため、「富岳」(Arm系)で動作するソフトウェアの実証を「FOCUSスパコン」(Intel系)で実施できる環境の整備や、「富岳」のユーザーを選定する登録機関((一財)高度情報科学技術研究機構)と「FOCUSスパコン」を運営する(公財)計算科学振興財団の情報共有を強化する制度の整備など、産業利用向け公的スーパーコンピュータである「FOCUSスパコン」ユーザーの円滑な「富岳」への移行の支援を行うこと

(8) 大型放射光施設「SPring-8」の利用促進

【文科】

① 「SPring-8」の高度化推進

- ・ 新材料開発など放射光を活用した国際的な研究開発での優位性を保つため、国家プロジェクトとして次世代「SPring-8」の開発整備の検討を開始すること

【提案の背景】

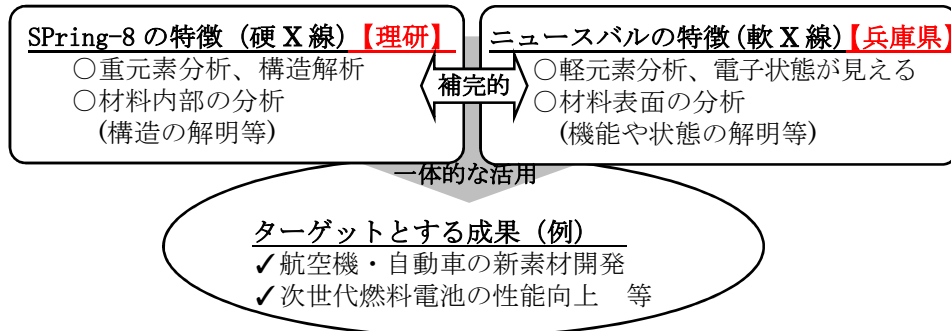
- ・ 各国で新たな放射光施設の建設や整備計画が検討されている中、供用開始から20年以上が経過し老朽化が進むSPring-8の優位性の低下が懸念されている。

② 「SPring-8」と「ニュースバル」を相互活用するための機能強化

- ・ 「SPring-8」の硬X線と県（県立大学）が管理運営する「ニュースバル」の軟X線の双方を活用し、企業の先端複合材料などの研究開発を促進するため、産業利用窓口の一本化、「ニュースバル」産業用ビームラインの新設・運営など、相互活用するための機能強化を支援すること

【提案の背景】

- ・ 「SPring-8」と「ニュースバル」の双方の特徴を活かし、「SPring-8」利用企業が、カーボンナノファイバーなど先端複合材料の表面の分析などの研究開発に「ニュースバル」も合わせて利用したいというニーズがある。



(9) 理化学研究所科技ハブ産連本部関西拠点の機能充実

【文科】

- ・ 理研科技ハブ産連本部関西拠点が、その調整機能を十分に発揮できるよう、責任者やコーディネーターなど体制を充実すること

【提案の背景】

- ・ 健康・医療分野をはじめ様々な新産業の持続的な創出に向け、異分野の産学連携による継続的な研究開発の展開を目指す理研科技ハブ産連本部関西拠点が、その調整機能を十分に発揮できるようにする必要がある。

【理化学研究所科技ハブ産連本部関西拠点の概要】

- ・ 理研科技ハブ産連本部関西拠点を中心に、理研関西地区の研究センターや神戸事業所研究支援部等、複数の大学、異分野の研究機関、病院、異業種の企業、地元自治体等による産学官のネットワークを構築
- ・ 「神戸リサーチコンプレックス」の円滑な推進をはじめ産学官共同で研究開発等の諸活動を絶え間なく継続して展開することにより、関西広域での産学連携、イノベーションの創出を目指す

2 地方回帰を促す環境整備

主(1) 国土の将来像の提示

【内閣官房、内閣府】

新・ 東京圏への過度の人口集中を是正し、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的に地方創生の取組が始まり7年が経過した。このたびの新型コロナの影響で密から疎への動きが生じていることや、着実に取り組んできた移住施策の成果が見え始めているとはいえ、依然として地方の状況は厳しく、東京圏への人口偏在も改善されているとは言い難い。

地方創生の掛け声の下、地方では様々なアイデアを出して地域活性化に取り組んできたが、日本全体を巻き込んだ潮流を作るまでには至っていない。

活力ある日本社会を取り戻すために今求められるのは、①デジタル化の加速、②変化に強い産業構造への転換、③地方回帰の推進、④遠隔授業や遠隔診療、テレワーク等の新しいライフスタイルの定着など、ポストコロナ社会を見据えて国土の目指すべき将来像を描き、その実現に向けた処方箋を作り上げることである。

国においては、どのような将来像を持ち、今後どのような社会を目指すのか、多極分散型社会の構築に向けた将来構想を早急に示すこと。

<本県の社会移動の状況（住民基本台帳移動報告（総務省）等）>

[全国の東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）に対する転入超過数（日本人）]

	H30	R1	R2
東京圏	▲135,600	▲145,576	▲98,005
：（うち東京都）	▲82,774	▲86,575	▲38,374

R2は、東京圏への転出超過が全国的に大幅減少

[カムバックひょうごセンターを通じた本県への移住状況]

区分	H30	R1	R2
東京センター	34	23	43
神戸センター	25	24	52
計	59	47	95

R2は、カムバックひょうごセンターを通じた本県への移住が大幅増加

[本県の転入超過数（日本人）]

・ R2：▲7,523人、全国47位（R1：▲7,260人、全国44位）

（うち、東京圏に対する転入超過数（日本人））

	H30	R1	R2
東京圏	▲8,102人	▲8,716人	▲6,315人
：（うち東京都）	（▲5,260人）	（▲5,465人）	（▲3,904人）

（うち、大阪府、西日本（中国・四国・九州・沖縄）に対する転入超過数（日本人））

	H30	R1	R2
大阪府	▲2,134人	▲3,302人	▲4,509人
西日本	3,333人	3,441人	2,281人

（世代別の日本人転入超過数）

	H30	R1	R2
0～19歳	767人	475人	1,008人
20～29歳	▲6,690人	▲7,098人	▲8,832人
30～39歳	▲27人	▲542人	▲26人
40歳以上	▲138人	▲95人	327人
計	▲6,088人	▲7,260人	▲7,523人

しかし本県では、
 ・東京圏への転出超過は減少した一方、大阪府への転出超過は増加し、西日本からの転入超過は減少
 ・その結果、転出超過数は全国最多の7,523人。特に20歳代の転出超過に歯止めがかかっていない状況

<兵庫県 新しい将来ビジョンの策定>

- ・「21世紀兵庫長期ビジョン」の策定から20年、改訂から10年が経つ中、社会潮流等を踏まえて、兵庫のめざすべき将来像を検討し、今年度中に新しい将来ビジョンとして取りまとめる。
(展望年次：概ね30年後の2050年)
- ・新ビジョンは、ポストコロナ社会兵庫会議の提言などを踏まえ、コロナ後の兵庫のあり様を描くものとするため、その主役となる県民の願いや希望を反映させたビジョンとすべく、県民との意見交換を重ね、策定していく。

cf. ポストコロナ社会兵庫会議提言 (R2.7月)

五百旗頭 真兵庫県立大学理事長の発案により、有識者による「ポストコロナ社会兵庫会議」が発足し、ポストコロナを見据えた社会のあるべき姿などについて、国をはじめ広く社会に対する提言を取りまとめ

- 提言1 パンデミック時代の危機管理
- 提言2 デジタル革新の加速
- 提言3 産業の競争力・リスク耐性の強化
- 提言4 分散型社会への転換
- 提言5 社会の絆の再生

主 (2) 東京圏への立地規制の制度化 【内閣官房、内閣府、総務、財務、経産】

- ・本社機能の集中が若者の東京一極集中を加速していることから、地域大学振興法により東京23区の大学の定員増を原則10年間禁じる措置と同様に、一定規模以上の本社や工場、事務所等の東京圏への新規立地(移転を含む。)を抑制する制度を創設すること。

主 (3) 地方振興を促進する立法措置 【内閣府、総務省、国交】

- ・高度経済成長期には国土の均衡ある発展を目指して、「新産・工特」と呼ばれる新産業都市と工業整備特別地域の指定制度等による集中投資が行われ、東京一極集中の是正に一定の効果が見られた。

こうした分散型政策の理念を活かし、大胆な規制緩和や税制優遇等により投資を集中させる特別な拠点地区を設定するなど、地方の成長を促進する枠組みを創設すること。

主 (4) 地方拠点強化税制の充実 【内閣府、経産、厚労】

① 令和4年度以降の継続実施

- 新**・令和3年度末が期限となっている地方拠点強化税制について、令和4年度以降についても引き続き実施すること

② 施設整備計画の認定要件の適正化

- ・税制上の優遇措置を受けるために必要な施設整備計画の従業者数に関する認定要件は、移転先のみ増加数とすること

【現行の地方拠点強化税制の問題点】

- ・本社機能の移転は経営合理化の面から実施されることが多いため、法人全体の従業者数の増加を要件とすることは適切でない。(現行の増加数の要件：大企業5人以上、中小企業2人以上)

③ オフィス減税等の拡充

- ・ オフィス減税の税額控除の率及び雇用促進税制の税額控除額を倍増するなど、大幅に拡充すること
- ・ 本社機能の移転・拡充に伴う雇用を促進するため、平成30年度から併用不可となったオフィス減税と雇用促進税制の併用を可能とすること
- ・ 本社に隣接する基幹工場など、本社機能と一体としてみなすことができる施設についても、対象とすること

<地方拠点強化税制の概要>

区分	内容	
地方に所在する本社機能の拡充（拡充型）	オフィス減税	建物、附属設備（空調等）、構築物（駐車場等）を取得した場合、取得価額に対し、特別償却15%または税額控除4%
	雇用促進税制	雇用増1名につき30万円の税額控除（最大）
	※ 併用は不可	
東京23区から地方へ本社機能の移転（移転型）	オフィス減税	建物等（拡充型と同じ）の取得価額に対し、特別償却25%または税額控除7%
	雇用促進税制	雇用増1名につき初年度50万円 + 上乗せ分40万円×3年の税額控除（最大）
	※ 併用は原則不可（上乗せ分40万円のみ併用可）	

・ 本県：13社認定（R2まで）。いずれの企業も両優遇措置の併用を希望（うち1社は併用活用済み）

④ 雇用促進税制の適用における従業員数に関する要件の緩和

- ・ 雇用促進税制の適用要件は、法人全体の本社機能に従事する従業員の増加数を引き下げるなど要件を見直すこと。（大企業、中小企業とも2人以上→中小企業は1人以上）

主(5) 起業・創業の活性化 【内閣官房、内閣府、金融、経産、外務】

① 「スタートアップ支援・エコシステム グローバル拠点都市」の形成に対する支援(再掲)

ア スタートアップの集積を推進する取組への財政支援等

- ・ 六甲山へのITベンチャーの拠点形成(※1)、スタートアップビザ制度を活用した外国人起業家受入のための相談・支援体制の整備(※2)など、スタートアップ企業の育成・支援に関する取組を行う地方公共団体に対して、財政支援を行うこと

<県・神戸市の支援事業>

- ※1 ・ 新たに事業所を開設するIT起業家等に対し、建物改修費や賃借料等の一部を補助
- ・ コワーキングスペースを新たに開設する事業者等に建物改修費等の一部を補助

- ※2 起業の場や交流拠点を備えた「起業プラザひょうご」に相談窓口を設置し、外国人起業家の起業活動にかかる相談に対応するとともに、生活面の相談に対応するひょうご多文化共生総合相談センター等とも連携し、県内での外国人の起業を支援

- ・ 世界的なアクセラレーション・プログラムやピッチコンテストなどイベント誘致によるノウハウの蓄積、世界への情報発信の強化、海外投資家の招致など、選定された拠点都市が世界のスタートアップに選ばれる魅力的な拠点都市に成長していくために必要な支援施策を着実に実施すること
- ・ 拠点都市におけるスタートアップ・エコシステムを構築し、海外の拠点都市と渡り合えるよう継続的に進化させていくため、今後3年間の集中支援期間の経過後も長期的な支援を実施すること

- ・国際金融都市形成の動きも見据え、神戸市と連携して取り組む金融・スタートアップ関連等の外国・外資系企業や人材の誘致促進に向け税負担の軽減や、在留資格等の緩和など環境整備への支援を行なうこと

イ 中小企業基盤整備機構の官民連携投資ファンドへの出資要件弾力化

- ・リスクマネーの供給が東京圏に集中する中、県内のスタートアップの資金需要に応えるため、県市協調で組成する投資ファンドへの中小企業基盤整備機構による出資の弾力化(※)を行うこと。

〔 ※ 中小企業基盤整備機構による投資ファンドへの主な出資条件
 ・「ひょうご新産業創造ファンド」(H23.8~R3.6)におけるIPO実績が1件以上
 ・「ひょうご新産業創造ファンド」での出資額が毀損しない程度の運用実績 〕

[「内閣府スタートアップ・エコシステム グローバル拠点都市」の選定]

- ・内閣府が進める「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」に係る募集において、神戸商工会議所、兵庫県、神戸市、大学、民間組織等で構成する「ひょうご・神戸スタートアップ・エコシステムコンソーシアム」が、大阪、京都の各コンソーシアムと連名で申請し、令和2年7月14日、「グローバル拠点都市」に選定された。
- ・京阪神が連携することで、多様かつ力強いシナジー効果を発揮し、関西の将来、日本の将来を担う真の「グローバル拠点都市」の形成を目指す。

主② UNOPS S3i Innovation Centre Japan(Kobe)に対する支援(再掲)

- 新**・ 国連機関であるUNOPS S3i Innovation Centre Japan(Kobe)は、スタートアップ育成プログラム等を通じ、SDGsに関する地球規模の課題解決に資するイノベーションを創出する拠点として、重要な役割を果たすことが期待される。

このため、同センターにおけるスタートアップ育成やスタートアップの途上国進出に対して、新たな支援策を創設すること。

[UNOPS S3i Innovation Centre(Kobe) R2.11.6 開設 (三井住友銀行神戸本部ビル2階)]

〔 UNOPS内の組織変更により「GIC Japan(Kobe)」より、名称変更(R3.5月)
 (S3i : Sustainavle Investments in Infrastructure and Innovation) 〕

- ・スタートアップが有する高度なテクノロジーを活用し、SDGsの課題解決につなげる国連プロジェクト・サービス機関(UNOPS)のイノベーション創出拠点 (世界で3拠点目、アジアでは初)

<育成プログラムの内容>

「Global Innovation Challenge」 「気候変動への対処」をテーマに、世界からスタートアップを公募。98の国と地域から624件の応募があり、6社を選定。

※ 選定された県内企業

- Sagri(株) (丹波市) : 人工衛星やドローンを活用したスマート農業の実現
- GSアライアンス(株) (川西市) : 環境、エネルギー分野向けの最先端材料の開発
- オシンテック(株) (神戸市) : AIを活用した世界の規制・ルール情報の可視化

<R3年度 兵庫県新規事業「UNOPSと連携したSDGsチャレンジ事業」>

- ・グローバルなSDGs課題解決を目指すスタートアップ等を、県と神戸市が連携して支援
 - 支援内容 ビジネスモデル構築支援、海外展開に向けたサポート 等
 - 募集企業 20社程度

主③ 起業・創業等への支援(再掲)

- ・起業プラザひょうご(※)を拠点に活動する起業家をはじめ、地域で活動する起業家が事業の拡大や首都圏・海外等への販路拡大をめざす際に活用できる新たな支援策を創設すること

※ 起業プラザひょうご

- ・起業の場や交流機能を備えた拠点として、平成29年10月、サンパル内に開設
- ・令和2年9月、産業振興にかかる協定を締結している三井住友銀行の神戸本部ビル2階に移転
- ・同行との官民連携により、新たな起業支援の取組を推進するとともに、併設されたUNOPS・S3i Innovation Centre Japan(Kobe)との連携・交流も推進
- ・起業プラザひょうごの成果や起業の盛り上げを全県に波及させるため、令和2年7月、エリア拠点として「起業プラザひょうご尼崎」「起業プラザひょうご姫路」を開設

(6) 新たな働き方に向けた環境整備 **【厚労】**

- ・従来の雇用関係によらない新たな働き方やテレワーク、ワーケーションなど時間や場所の自由度を高める働き方を推進するため、労働法制や社会保障制度の整備、新たな助成制度の創設などの環境整備に取り組むこと(再掲)

【複数就業者に対する国制度の問題点】

社会保険（医療保険、年金保険）

複数の雇用関係に基づき複数の事業所で勤務する者が、いずれの事業所においても適用要件を満たさない場合、労働時間等を合算して適用要件を満たしたとしても、社会保険は適用されない。

(7) UJIターン・二地域居住の促進 **【内閣府、総務、農水、国交】**

① 移住支援金制度による地方への人材環流の促進

- ・制度の更なる活用促進に向け、国による周知・広報の充実を図ること
- ・支給対象者の移住元地域等の要件の緩和を検討し、弾力的な運用を図ること

現行：東京23区に在住または通勤・通学

提案：移住元地域の東京圏（東京23区及び地方拠点強化税制対象外地域*）への拡大

※[東京都]武蔵野市、三鷹市、八王子市等 [神奈川県]横浜市、川崎市当
[埼玉県]川口市、川越市等 [千葉県]千葉市等 [茨城県]龍ヶ崎市等

- ・移住支援金は移住した事実に着目したものであるため、居住期間に応じて移住支援金を返還させる返還制度を廃止すること

【国制度の問題点】

- ・全国統一的に実施されている事業であることから、国が周知・広報の充実を図るべき。
- ・テレワーカー、通学期間、専門人材が対象となる等、要件が拡充されたが、移住元地域の東京圏への拡大等の更なる要件緩和を行うことが必要。
- ・移住支援金は東京圏への過度な一極集中の是正を目的として実施するものであり、本来、移住の事実が確認された時点でその制度の趣旨は満たされているにも関わらず、実際は支給後5年に渡り居住確認を行う等、煩雑な事務手続きが生じている。

【移住支援金制度の概要】

- ・UJIターンによる起業・就業者等創出のため、国の「わくわく地方生活実現政策パッケージ（地方創生推進交付金）」を活用し、都道府県において実施（支給事務は市町が実施）

支給要件	次の全ての要件を満たす者 ① 直近10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は通勤・通学していた者 ※住民票除票や戸籍附票の写しの添付が必要 ② 兵庫県に移住し、5年以上継続居住する意思のある者 ③ 県が支援対象と認めた企業に就職した者または社会的分野の起業をした者等
支給金額	世帯1,000千円、単身600千円
負担割合	国1/2、県1/4、市町1/4
返還要件 (一例)	① 1年未満で要件を満たす職を辞した場合：全額返還 ② 3年未満で当該市町から転出した場合：全額返還 ③ 5年未満で当該市町から転出した場合：半額返還 ※市町において、数年に渡る居住確認が必要。債権管理も市町が実施。

② UJIターンを促す個人住民税の地域別課税制度の導入

- 個人住民税の税率や課税方式について、全国一律ではなく、大都市ほど負担を重く、農村部ほど軽くする地域別課税の制度の導入を検討すること

【提案の背景】

- 平成16年度の個人住民税の見直しにより、人口に応じて税額が3段階あった市町村民税の均等割の額が、人口50万人以上の市だけに適用されてきた3,000円に一本化された。(H26～3,500円)

【個人住民税の市町村民税均等割見直し（平成16年度税制改正）】

H15まで		H16改正
人口50万以上の市	3,000円	3,000円
人口5万以上50万未満の市	2,500円	
その他の市及び町村	2,000円	

③ 第二住民登録制度の創設

- ふるさとに親族・資産を残しながら都市で生活するなど二地域に関わりのある人々に対し、第二住民登録制度の創設等により、住民税納税地や投票権の選択・分割等が可能となるような制度を創設すること

【提案の背景】

- ふるさとを離れて都市で生活する人々が増加しており、それぞれの地域に対して行政機関や地域に期待することがあることから、納税先の選択や投票権の選択・分割等が可能となるような制度が必要である。

【本県が実施する「ひょうごe-県民（県外県民）登録事業」の概要】

趣 旨	兵庫出身者やゆかりのある人を対象に、兵庫を第2の住所として登録する制度を創設し、地域情報の発信や県特産品の販売等を通じて、ふるさととの交流機会の拡大や移住人口の増大を図る。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ひょうごe-県民(県外県民)証カード(ポイント付与電子マネー付き会員証)の発行 スマートフォンアプリ及び兵庫県インターネットモールの運営
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県にゆかりのある人々の増加(UJIターンの期待、観光など県訪問者数の増大) ふるさと意識の醸成(県政情報のタイムリーな提供、ふるさと納税の促進、同窓会、県人会等の活性化) 地域経済の活性化(県産品の販売拡大等による県内消費の喚起、キャッシュレス化の促進) 兵庫県インターネットモールでの兵庫産品の買い物等

④ 空き家活用の促進

ア 空き家再生等推進事業（活用事業タイプ）の補助対象の拡充

- ・ 「空き家再生等推進事業（活用事業タイプ）」の補助対象について、住宅や事業所として活用する場合にも国庫補助（基幹事業）の対象とすること

【空家等対策の推進に関する特別措置法（H26法律第127号）の概要】

- ・ 市町村が特定空家等の所有者等に対し、除却、修繕等の助言、指導、勧告等を行うことが可能に
- ・ 国及び地方公共団体による空家等対策に対する財政上の措置、税制上の措置を実施

財政上の措置	補助事業 特別交付税	空き家再生等推進事業、空き家対策総合支援事業を創設 県は補助事業分、市町は補助事業分・単独事業分を措置
税制上の措置		空家除却後の敷地を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除3,000万円

【空き家再生等推進事業の概要】

区分	活用事業タイプ
事業内容	空き家住宅・空き建築物の改修等に要する費用への補助
補助対象	増改築等の後の住宅が地域活性化のための計画的利用に供されるもの
負担割合	地方が事業主体（国1/2、地方1/2） 民間が事業主体（国1/3、地方1/3、民間1/3）

【本県が実施している主な空き家活用促進策（改修費補助）】

空き家活用支援事業	住宅型（一般世帯タイプ）：おおむね1/3の定額補助（補助対象工事費300万円以上の場合、最大100万円） 住宅型（若年子育て、UJIターン世帯タイプ）：おおむね1/2の定額補助（補助対象工事費300万円以上の場合、最大150万円） 事業所型（一般タイプ）：おおむね1/3の定額補助（補助対象工事費450万円以上の場合、最大150万円） 事業所型（UJIターンタイプ）：おおむね1/2の定額補助（補助対象工事費450万円以上の場合、最大225万円）
田舎暮らし農園施設整備支援事業	空き家等の住宅への改修：1/3（上限100万円）遊休農地の活用が必須 農業体験施設※への改修：1/3（上限150万円） ※農業体験民宿、農家レストラン、農産物加工体験施設等

イ 空き家改修に関する固定資産税の軽減制度の創設

- ・ 空き家をリフォームして活用する際にも、耐震、バリアフリー改修時に認められている固定資産税等の軽減措置を適用すること

【固定資産税等の軽減措置の概要】

- ・ 一定の耐震又はバリアフリー改修を行った場合に、当該住宅に関する固定資産税額の1/2又は1/3（長期優良住宅は2/3）に相当する額を減額（適用は1年）
- ・ 対象工事費の10%を所得税から税額控除する措置も併せて利用可能（適用は1年間）

ウ 空き家を活用したお試し居住に対する旅館業法の適用除外

- ・ 当該市町に移住する目的で、市町の空き家バンクに登録済みの空き家でお試し居住する場合は、旅館業法の適用除外とすること

【国制度の問題点】

- ・ 移住希望者が特定の空き家を取得又は賃貸する前提で、当該空き家に短期居住する場合は旅館業法の適用除外となるが、生活を体験する間に空き家で宿泊する場合は、営業許可が必要となる。
- ・ そのため、営業許可を得るための消防設備等の改修に費用負担が生じることから、市町が実施する生活体験住宅提供事業の支障となっている。

⑤ 遊休農地を活用した農園整備への支援の拡充

- ・ UJIターンや二地域居住にあたり、遊休農地を活用した農地の整備や、これとあわせ
た空き家の農業体験施設※への改修等を支援する制度を創設すること
※農業体験民宿、農家レストラン、農産物加工体験施設等

【提案の背景】

- ・ 現行制度では、事業主体は農村地域の市町や地域協議会の中核となる法人等の団体に限られており、個人は対象となっていない。

【県が実施する遊休農地の活用を支援する取組】

県では、事業主体に個人も含めた上で、下記①②の一部を助成

- ① 遊休農地の復旧工事、農地活用に必要な農機具庫や休憩所整備などに関する経費
- ② 空き家を二地域居住の拠点や居住地、農業体験施設などとして活用する場合の改修費等

⑥ 空き家対策の強化**ア 立入調査権限の強化**

- ・ 長屋等について、住戸単位で空き家となっている部分を空家等対策の推進に関する特別措置法の対象とし、立入調査などの法に基づく対応が可能となるよう見直すこと

【提案の背景】

- ・ 4戸が壁を共有した長屋建の建築物について、空き家になっている住宅（住戸）の一部が崩れ保安上危険な状態になっているが、他の住戸に居住者がいるため特措法の対象とならず、法に基づく措置ができない事例がある。
- ・ 当該長屋の所在市は条例を制定し指導を行っているが、条例による指導には、税制上の措置（固定資産税等の住宅用地特例の適用除外）がないことから、その効果が限定的である。

イ 所有者が不明となっている空き家対策の強化

- ・ 所有者が不明となっている特定空家等への略式代執行に要した経費への国庫補助率を3/5（現行2/5）に拡充すること
- ・ 空き家の倒壊を防ぐ応急措置や空地の崩落防止措置に対しても財政支援を行うこと

【提案の背景】

- ・ 所有者等が不明な場合は、市町の負担で略式代執行を行い、土地の売却益等で費用をまかなっているが、特に地価の低い地域では市町の財政負担が大きい。
- ・ 応急的危険回避措置は、市町が独自に条例に基づき取り組んでおり、財政的負担が生じている。

主ウ 住宅用地特例の適用対象の適正化

- ・ 空き家の敷地に対する固定資産税及び及び都市計画税について、居住実態がなくなつてからの期間など具体的な基準を示した上で、市町村が積極的に住宅用地特例を解除できるよう制度改正を行うこと
- ・ また、上記のほか、地方公共団体が条例で規定する空き家についても住宅用地特例を解除できる制度改正を行うこと

【提案の背景】

- ・ 平成26年に空家特措法が施行され、空き家のうちそのまま放置すれば倒壊等のおそれのある「特定空家等」について、勧告の措置がなされたものは固定資産税の住宅用地特例（固定資産税（最大1/6）・都市計画税（最大1/3））の適用除外措置がなされた。
- ・ しかし、それ以外の空き家（居住の用に供される見込みがないものを除く。）に関しては依然として住宅用地特例の対象となるため、抜本的な空き家対策の解決に繋がっていない。
- ・ また、現在の基準（「地方税法第349条の3の2の規定における住宅用地の認定について」（平成9年4月1日自治固第13号））では特例を適用除外する判断基準が明確でないことから、除外措置を進めることが難しい団体もある。
- ・ このため、居住実態が確認できない空き家については、国が定める統一的な判断基準を踏まえて、地方公共団体の判断により適用除外とすることができるよう、制度を見直す必要がある。
- ・ また、本県では、現在、市町が特に空き家対策を必要とする区域を県が「空き家活用推進特区」に指定して、特区内の空き家所有者に空き家登録を義務づけ、未登録の空き家に関しては住宅用地特例を解除できる仕組みについて、条例化も含め検討中である。

(8) 過疎地域の振興等 【内閣府、総務、文科、厚労、農水、経産、国交、環境】

主① 地方債計画における過疎対策事業債、辺地対策事業債の拡充と対象事業の拡充

ア 地方債計画における過疎対策事業債、辺地対策事業債の拡充

- ・各市町で策定した過疎計画、辺地の総合整備計画の事業を確実に、実施できるように、過疎対策事業債及び辺地対策事業債の地方債計画の計上額（令和3年度：過疎債5,000億円、辺地債520億円）の拡充を図ること

イ 過疎対策事業債対象事業の拡充

- ・道路ネットワークの整備など、効率性・一体性の観点から都道府県が広域的に実施するものについて、過疎対策に関する都道府県の役割として明確化し、過疎対策事業債の対象とすること

② 離島振興施策の一層の充実

ア 離島振興関係予算の確保と補助率の嵩上げ

- ・隔絶性等の地理的特性などから生じる船舶建造や送水管設備の整備等、離島固有の財政需要に対処できるよう離島活性化交付金事業を含め、国土交通省所管の離島振興関係公共事業予算や各省庁所管の離島振興関係予算の所要額を確保するとともに、補助率の更なる嵩上げを行うこと

イ 離島航路補助事業の予算の確保と補助率の嵩上げ

- ・島民の命綱ともいべき航路を堅持するため、燃料代の高騰や新型コロナウイルス感染拡大等に伴う離島航路事業の欠損額の増加を踏まえた十分な予算を確保すること
- ・人件費や船舶修繕費等の抑制など離島航路事業者の経営改善努力に応じた国庫補助率の嵩上げなど制度を拡充すること

③ 情報格差是正のための支援拡大

- ・条件不利地域において交流人口及び定住人口の増加に寄与する重要なインフラである超高速ブロードバンドの基盤整備を促進するため、「携帯電話等エリア整備事業補助金」について、以下の措置を講じること
 - 既エリア整備地区への新規事業者参入の支援対象化
 - 設備維持管理費用の支援対象化

(9) 地域おこし協力隊への支援

【内閣府、総務】

主① 特別交付税措置の対象地域の拡大

- ・特別交付税の対象となる地域おこし協力隊の活動経費について、対象地域を過疎法等の指定地域に限定せず、高齢化や人口減少により外部人材の支援が必要な集落を有する全市町村に拡げること
- ・活動期間(最長3年)の延長や協力隊の移住要件を緩和するなど、制度の拡充を行うこと

【国制度の問題点】

- ・現行の対象地域は、過疎法、山村振興法、離島振興法等の指定地域等に限定されているが、指定地域外でも、本県で実施している地域再生大作戦等により地域活性化に積極的に取り組んでいる市町や独自財源で制度を導入している市など、協力隊制度を必要としている市町がある。

[兵庫県版 地域おこし協力隊 (R1～) の概要]

区分	県版 地域おこし協力隊	国 地域おこし協力隊
対象市町	21市町 ※国制度17市町との重複含む (概ね5集落以上の小規模集落を有する市町)	17市町 (条件不利地域(過疎、振興山村、 離島)を有する地域等)
対象人材	集落の実情に詳しい近隣在住者や当該地 域の出身者等(通い型支援も可)	住民票を移動し、生活の拠点を移す者 (移住型支援)
設置状況	18市町37名(R3.3月末時点)	16市町102人(R3.3月末時点)

※小規模集落：世帯数50戸以下で、高齢化率(65歳以上比率)が40%以上の集落(市街地及びその周辺、駅周辺など除く)

② 起業を支援する特別交付税措置の充実

- ・ 「地域おこし協力隊」の起業を支援する特別交付税措置について支援額の上限(現行：上限100万円)を引き上げるとともに、支援期間(現行：1年間)を複数年化すること

③ 地域おこし協力隊募集イベントの定期開催

- ・ 人材確保のため、全国規模やブロック規模の地域おこし協力隊募集イベントを都市部において定期的に開催すること

3 地方分権改革の推進

(1) 地方分権型の行政システムの確立【内閣官房、内閣府、総務、法務、財務、文科、厚労、農水、経産、国交、環境】

① 日本国憲法における地方自治に関する規定の改正

ア 地方自治の本旨の明確化

- ・ 国民である住民から直接負託されている地方自治体の固有の権能が明確になるよう地方自治の基本である住民自治と団体自治を憲法に規定すること

【現行憲法の問題点】

- ・ 現行の憲法第92条では、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」と規定されているのみであり、抽象的で分かりにくいいため、地方自治の基本である住民自治と団体自治を憲法に明記することが不可欠である。

イ 国の事務を限定する規定の追加

- ・ 地方分権を実現するため、国の役割を外交、防衛等に限定し、その他の事務は地方が幅広く担うことを規定すること
- ・ 地方の統治機構のあり方等については、地方制度調査会を活用して検討すること

【提案の背景】

- ・ 地方自治に関する規定の検討に当たっては、現行の地方制度に関して全般的な検討を加えることを目的として設置された地方制度調査会において、国と地方の役割分担の見直しを前提として地方の統治機構のあり方等も併せて検討する必要がある。

ウ 地方自治の根幹に関わる規定の追加

- ・ 地方公共団体の定義及び役割を明確化し、条例制定権、自主財政権、自主課税権等の具体的な権限に関する規定の追加を検討すること

【現行憲法の問題点】

- ・ 国による地方自治の侵害を防ぐため、法律に違反しない限り、地方が独自に立法権、財政権、課税権を有することを記載すべきである。
- ・ 地方公共団体の種類については憲法上規定がないことから、地方公共団体の種類（基礎自治体としての市町村、広域自治体としての都道府県）を明記する必要がある。

② 関西広域連合への事務・権限の移譲等

国の事務・権限の受け皿となることを設立目的とする関西広域連合の発展・充実を図るため、以下の措置を講じること

ア 府県域を超える大括りな事務・権限の移譲

- ・ 広域地方計画の策定権限など中央府省の事務・権限も含め、府県域を超える広域的な調整が必要となる大括りな事務・権限を、関西広域連合へ移譲すること

イ 規約の一部変更の際の許可を届出制に変更

- ・ 広域連合の規約のうち、広域連合の処理する事務及び広域連合の作成する広域計画の項目を変更するに当たり、当該事務が国の行政機関の長の権限に属さない事務の場合は、総務大臣の許可を不要とし届出制とすること

ウ 幅広い事務の移譲の要請を可能とする法改正

- ・ 広域連合が国に移譲を要請することができる事務の範囲について、広域連合に密接に関連する事務のみに限定されている地方自治法の規定を改正し、幅広い事務の移譲を要請できるようにすること

(2) 地方分権改革に関する提案募集方式における地方意見への真摯な対応

【内閣官房、内閣府、財務、文科、厚労、農水、経産、国交、環境】

① 「提案募集方式」の更なる充実

ア 国から地方への事務・権限の移譲の提案に関する支障事例の不要化

- ・ 国から地方へ事務・権限の移譲を求める提案に対しては、地方から具体的な支障事例が示されなくても、関係府省との調整を行うこと

【国制度の問題点】

- ・ 現行の提案募集方式では、地方が支障事例を提示する必要があるが、現状で権限を持っていない地方が、国から事務・権限を移譲された際の支障事例を提示することは困難である。
- ・ 権限移譲に当たっては、国と地方の役割分担を進めるという観点から具体的な支障事例がなくとも関係府省との調整を行うべきであり、移譲が不可能であれば、国が地方に権限移譲を行うに当たっての支障を立証すべきである。

イ 複数団体から再提案があった場合の再検討要請

- ・ 過去に関係府省との調整対象外とされた提案であっても、複数の団体から提案があった場合は、新たな課題として関係府省へ再検討を要請すること

【国制度の問題点】

- ・ 複数の団体から支障事例の提出があるものは、国の制度そのものが現状に沿っていないことの証左であるため、新たな課題として関係府省へ再検討を要請すべきである。

ウ 提案募集検討専門部会における提案団体の発言機会の付与

- ・ 制度の見直し等において、地域の実情が適切に反映されるよう、提案募集検討専門部会で提案団体が提案の趣旨や支障事例等を十分に発言する機会を付与すること

【国制度の問題点】

- ・ 提案募集検討専門部会においては、提案団体は陪席できるものの、発言機会がないことから、直接関係府省や有識者に地方の現状を説明することができない。

② 実証実験的な権限移譲の導入

- ・ 地方が求める事務・権限を財源と合わせて実験的に国から地方に移譲する実証実験的な方法導入すること

【国制度の問題点】

- ・ 行政実務上の支障事例の解決を主な目的とする提案募集方式では、大括りの権限移譲が進まない現状を踏まえ、地方が求める場合に試験的に事務・権限の移譲を行う仕組みの創設が必要である。

③ 提案の実現に向けたフォローアップ

- ・ 「引き続き検討を行う」とされた提案については、提案団体と関係府省との間で、提案趣旨に沿って確実に検討を行うこと

【国制度の問題点】

- ・ 引き続き検討を行うとされた提案については、内閣府と関係府省との間で検討が進められているものの、提案団体へはその検討過程や理由は知らされず、○×等の結果のみが知られることが多いことから、地方の意見を適切に反映できるような仕組みが必要である。

(3) 国と地方の協議の場の運用【内閣官房、内閣府、総務、法務、財務、文科、厚労、農水、経産、国交、環境】

① 国と地方の協議の場の積極的活用

ア 事前協議の義務付け

- ・ 地方との十分な協議がない状況で成立した高校無償化法の改正のような例を繰り返さないよう、地方自治に関わる重要法案については、地方との事前協議を義務付けること

イ 適時適切な協議の場の開催

- ・ 地方行政や地方財政、地方税制等、地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画立案等に当たっては、閣議決定前に十分な期間をおき、地方の意見を確実に反映させた上で、適時適切に国と地方の協議の場を開催すること

【現行の問題点】

- ・ 地方自治法第263条の3第5項の規定の趣旨に基づき、事前に情報提供されるが、閣議決定まで時間がなく、十分な協議を行う期間が形式的なものとなっている。

② 分科会の設置

- ・ 地方自治にとって重要なテーマについては、分科会を設置し、十分に活用すること

【提案の背景】

- ・ 社会保障・税一体改革の分科会が設置されているのと同様に地方自治にとって重要なテーマである、「地方財政対策」「国と地方を通じた税制改正」、「国から地方への事務・権限の移譲」などは、それぞれの分科会を設置して議論をすべきである。

(4) 地域の実情を踏まえた圏域行政の検討【総務、国交、経産】

① 地域の実情に踏まえた都市機能の集約

- ・ 連携中枢都市圏や定住自立圏の形成等、都市機能や行政サービスの集約により地域の活性化を進めるに当たっては、効率性のみを重視せず、それぞれの地域の実情に合わせて実施すること

② 財政支援措置の拡充

- ・ 連携中枢都市圏及び定住自立圏の複数圏域に参加する場合、それぞれの制度において各市町が取り組む事務・事業に応じた財政需要が増加するため、各圏域での取組状況を踏まえた財政支援を行うこと

③ 中心市要件の緩和

- ・ 定住自立圏における中心市の要件である昼夜間人口比率「1以上」について、連携中枢都市と同様に「おおむね1以上」とすること

(5) 道州制に関する懸念への対応 **【内閣官房、内閣府、総務】**

- ・ 政府与党において検討されている「道州制」については、以下の懸念があることから、検討に当たっては、地方公共団体の意見を十分に踏まえて慎重に対応すること
 - 道州制の議論は、国、都道府県、市町村という国のかたちを根本的に見直すもので、憲法に定める「地方自治の本旨」に基づく検討が必要
 - 平成の市町村合併の検証が必要
 - 広大な道州では地方自治の本旨に基づく住民自治が機能する地方公共団体になり得るか疑問
 - 現体制で何が欠けているのか不明のまま都道府県廃止を先決すべきではない

【提案の背景】

- ・ 広域行政を検討するに当たっては、国と地方が担うべき事務・権限のあり方や国、広域行政体、基礎自治体の関係などについて十分議論することが必要であり、国主導による中央集権型の道州制の導入が進まないようにすべきである。

(6) 政府関係機関移転基本方針の速やかな実施 **【内閣官房、内閣府、総務、文科】**

① 基本方針で決定した地方移転の着実な実施

- ・ 基本方針（H28. 3. 22 まち・ひと・しごと創生本部決定）で決定した地方移転を着実に実施するとともに、その効果が発揮されるように対応すること
 - 兵庫県関係：理研「科技ハブ産連本部関西拠点」

② 地方移転に関する実証実験の速やかな実施

- ・ 基本方針及び今後の取組（H28. 9. 1 同）において明記された政府主体による地方移転に関する実証実験について、全省庁が対象事務の選定及び実施期間を盛り込んだ工程表を作成し、速やかに実施すること

Ⅶ 地方税財政の充実・強化等

(1) 地方一般財源総額の充実・確保等 【内閣官房、内閣府、総務、財務、国交】

主① 令和4年度地方財政計画の充実(再掲)

ア 一般財源総額の確実な確保

- 新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、経済活動が停滞することで、令和4年度は交付税原資となる国税や地方税について、令和2年度及び3年度に引き続き、リーマン・ショック時と同様、大幅な減収のおそれがある。

このような中においても、新型コロナウイルス感染症対策以外にも、社会保障や防災・減災対策、地方創生、デジタル社会の実現に要する経費等については、地方財政計画に的確に反映し、更なる財源確保を図る必要がある。

地方一般財源総額については、骨太の方針2021において、令和4年度から6年度まで令和3年度と実質同水準とするとされたが、実質同水準の確保のみならず、一般会計による加算措置を行うなどにより、地方の財政需要に見合った地方一般財源総額を国において確実に確保すること。

【税込関係におけるリーマン・ショック時(H20.9)との比較】

(単位：百万円、%)

区 分	H20年度	H21年度		H22年度		R元年度	R2年度		R3年度		
		前年度比	H20年度比	前年度比	R元年度比		前年度比	R元年度比			
(地消増税除き) 全税目計	699,867	622,089	▲ 11.1	632,488	▲ 9.6	(791,446) 795,119	(754,076) 794,899	(▲ 4.7) ▲ 0.0	(716,446) 764,700	(▲ 5.0) ▲ 3.8	(▲ 9.5) ▲ 3.8
法人2税等	212,426	147,625	▲ 30.5	166,588	▲ 21.6	252,786	227,839	▲ 9.9	194,371	▲ 14.7	▲ 23.1
法人2税	212,426	121,127	▲ 43.0	108,006	▲ 49.2	168,865	149,023	▲ 11.8	134,471	▲ 9.8	▲ 20.4
地方法人 特別譲与税	0	26,498	皆増	58,582	皆増	83,921	78,816	▲ 6.1	59,900	▲ 24.0	▲ 28.6
(増税除き) 地方消費税	99,570	96,421	▲ 3.2	105,733	6.2	(191,364) 195,037	(181,009) 221,832	(▲ 5.4) 13.7	(182,982) 231,236	1.1 4.2	(▲ 4.4) 18.6
参考：地財地方税 (兆円)	40.5	36.2	▲ 10.6	32.5	▲ 19.8	40.2	40.9	1.7	38.3	▲ 6.4	▲ 4.7
参考：地財財源不足 (兆円)	5.2	10.5	101.9	18.2	250.0	4.4	4.5	2.3	10.1	124.4	129.5

※R2年度は最終予算、R3年度は当初予算

※H22年度地方財政計画

- ・ 財源不足額 18.2兆円 (過去最大、仮試算時13.7兆円)
- ・ 地方一般財源総額 (水準超経費除き) 58.8兆円 (+1.0兆円)
- ・ 別枠加算 (地域活性化・雇用等臨時特例費) 1.0兆円

イ 各団体における必要額の確保

- 新・個別団体における地方交付税の算定にあたっては、新型コロナの影響による国税や地方税の減少等を適切に捕捉するとともに、留保財源の縮減について、令和3年度の地方財政計画において措置された基準財政需要額の増額等の対応を引き続き実施し、各団体における必要な額を確保すること

【令和3年度地方財政計画における留保財源縮減への対応】

- 地方財政計画、地方税等の減少に伴う地方単独事業の財源減少に対し、基準財政需要額の増額により、地方交付税額を確保

[本県における地方交付税等の算定(R3当初予算時点の試算)]

(単位:百万円)

区 分	R3当初予算 A	R2年間 B	A - B
交付基準額(①-②) (普通交付税+臨財債)	475,000	380,982	94,018
①基準財政需要額	958,722	934,597	24,125
個別・包括算定経費	783,957	759,259	24,698
②基準財政収入額	483,722	553,615	△ 69,893

ウ 減収補填債の対象拡充

- 令和3年度についても、新型コロナウイルス感染症の影響により地方財政計画で見込んだ税収額を下回る税目については、令和2年度に拡充した税目以外の税目も含めて、減収補填債の対象として必要な補填措置を講じること
- 減収補填債として措置する場合には、特例債とするとともに、元利償還金に対して交付税措置を行うこと

【令和2年度の拡充内容】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる消費や流通に関わる7税目(地方消費税、軽油引取税、不動産取得税、たばこ税、ゴルフ場利用税、地方揮発油譲与税、航空機燃料譲与税)を対象税目に追加
- 地方財政法5条の特例債であり、元利償還金に対して交付税措置(地方消費税引上げ分、地方揮発油譲与税、航空機燃料譲与税は100%。それ以外の税目は75%。)

【減収補填債の対象税目の変遷】

年度		H9	H10	H11~H18	H19	H20	H21~R1	R2
対象税目	法人税割	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	法人事業税	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	地方法人特別譲与税 特別法人事業譲与税(R2~)	—	—	—	—	—	◎ (H21から 譲与開始)	◎
	所得割				○			
	利子割	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	不動産取得税	○						◎
	地方消費税		○					◎
軽油引取税 たばこ税 ゴルフ場利用税 地方揮発油譲与税 航空機燃料譲与税								◎

※◎は交付税措置あり、○は交付税措置なし(資金手当債) (注)

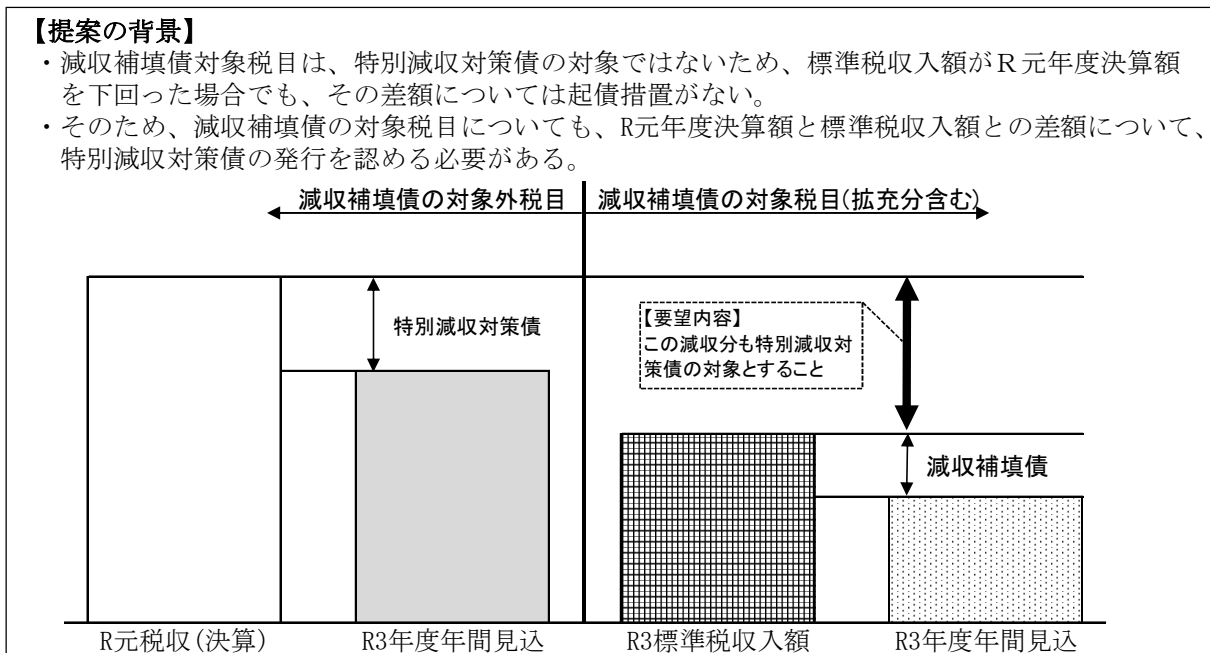
(注) 景気低迷などにより基準財政収入額の算定基礎となった標準的な地方税の収入見込額に

比して実際の税収が下回ることが見込まれる場合、資金手当債として年度途中に対象税目に追加

※◎はR2に拡充された税目

エ 特別減収対策債の延長、拡充

- 新・令和4年度についても、新型コロナウイルス感染症の影響により税収減が生じる場合には、地方一般財源総額の確保・充実はもとより、地方団体の資金繰り対策として、特別減収対策債の発行を可能とすること
- 新・投資事業費の増減が生じる中、安定的な財政運営を図るために、建設事業費における通常の地方債充当後の一般財源の範囲内で発行できる資金手当債ではなく、地方財政法5条の特例債とすること
- 新・減収補填債の対象税目についても、令和3年度標準税収入額が令和元年度決算額を下回った場合の差額部分を特別減収対策債の対象とすること



<特別減収対策債(R2~)>

- ・減収補填債の対象とならない地方税等や使用料・手数料の減収及び減免額について、建設事業費における通常の地方債充当後の一般財源の範囲内で発行できる資金手当のための地方債
- ・発行可能額は、令和元年度決算額と当該年度の収入見込み額との差額

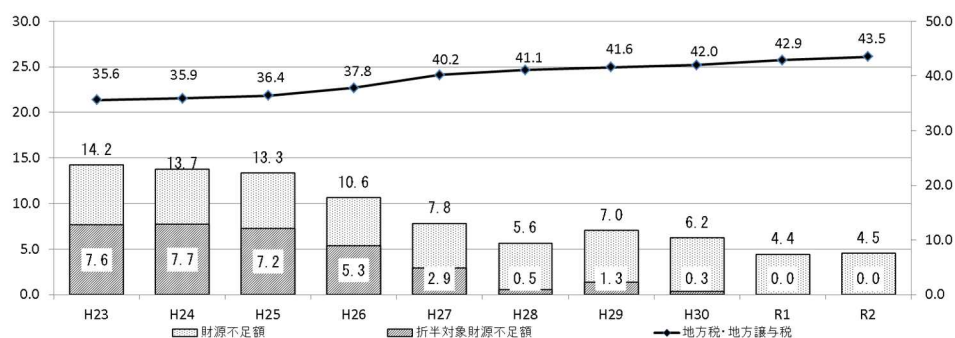
② 常態化している地方の財源不足への対応

- ・常態化している巨額の財源不足を解消し、臨時財政対策債に頼らない財政運営を可能にするため、地方税体系の抜本的な見直しとあわせ、法定率の引上げ等による地方交付税の充実を図ること

【提案の背景】

- ・令和3年度の通常収支分の地方財源不足額は、10.1兆円に上っている。

[地方財政収支の財源不足額の推移]



[令和3年度 地方の財源不足額の内訳]

(出典：総務省)

区分	金額
財源対策債の発行	7,700億円
令和元年度国税決算精算繰延べ	4,811億円
一般会計加算(既往法定分)	2,246億円
一般会計加算(覚書加算の前倒し)	2,500億円
令和2年度補正において償還を繰り延べた交付税特別会計借入金償還予定額を令和3年度へ繰越し	2,500億円
交付税特別会計の剰余金の活用	1,500億円
地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	2,000億円
交付税特別会計償還繰延べ	6,000億円
臨時財政対策債(既往債[H13~]の元利償還金分等)	3兆7,627億円
小計	6兆6,884億円
折半対象財源不足額	3兆4,338億円
合計	10兆1,222億円

③ 地方財政需要の地方財政計画への的確な反映

主ア 給与関係費の適切な算定

- ・給与関係費の地方財政計画上の積算単価は、給与実態調査等の結果が適切に反映されているにも関わらず、地方交付税における算定単価が低く乖離が生じているため、交付税単価を地方財政計画上の単価まで引き上げ、財政需要を適切に積み上げること

[令和2年度給料月額と比較]

(単位：円、%)

区分		交付税積算単価 A	地方財政計画単価 B	差引 A-B	比較 A/B
一般職員	都道府県	252,782	322,142	△69,360	78.5
	市町村	244,322	305,688	△61,366	79.9
警察官		283,800	313,626	△29,826	90.5
教職員	小学校	323,683	348,074	△24,391	93.0
	中学校	324,049	348,553	△24,504	93.0
	高等学校	321,395	368,559	△47,164	87.2
	特別支援学校	311,841	379,907	△68,066	82.1
消防職員		249,500	300,574	△51,074	83.0

イ 地方単独事業費の確保

- ・ 地域密着型の施策を推進できるよう地方単独事業費を確保すること
 - 経済雇用対策
 - 子育て支援や高齢者対策等の社会保障単独事業費の充実
 - 女性の活躍促進
 - シカやイノシシ、クマ等の野生鳥獣被害対策
 - 再生可能エネルギーの導入支援
 - 自然環境の再生 等

【提案の背景】

- ・ 地方一般財源が2021年まで2018年と実質同水準となっているなか、社会保障関係費が伸びている一方で、社会保障関係費以外の地方単独分は、会計年度任用職員制度の導入に伴う増等（+0.5兆円）を除くとこの10年間、ほぼ横ばい（+0.1兆円）となっていることから、地方密着型の施策を推進できるよう地方単独事業費の確保が必要である。

【地方の一般行政経費】（単位：兆円）

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3- H23
一般行政経費	29.6	29.7	30.4	31.4	32.5	33.0	33.8	34.3	35.7	37.5	37.8	8.1
うち補助分	15.7	15.9	16.4	17.4	18.5	19.0	19.8	20.2	21.5	22.7	23.0	7.2
うち社会保障関係費	15.1	15.2	15.6	16.5	17.4	17.5	18.3	18.7	19.5	20.4	20.8	5.7
うち社会保障関係費以外	0.6	0.7	0.8	0.9	1.1	1.5	1.5	1.5	2.0	2.3	2.1	1.5
うち地方単独分	13.9	13.8	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.1	14.2	14.8	14.8	0.9
うち社会保障関係費※	6.3	6.3	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.6	6.6	6.6	0.3
うち社会保障関係費以外	7.6	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.6	7.6	8.2	8.2	0.6
【参考】投資的経費	11.3	10.9	10.7	11.0	11.0	11.2	11.4	11.6	13.0	12.8	11.9	0.6
うち地方単独分	5.4	5.2	5.0	5.2	5.3	5.4	5.6	5.8	6.1	6.1	6.2	0.8

※各年度の「地方単独分のうち社会保障関係費」は、H22年度を基準とした地方単独分の伸び率を、H22年度の地方単独分のうち社会保障関係費に乗じて推計

主ウ 社会保障の安定化に要する経費等の適切な積み上げ

- 消費税率引き上げによる増収分は、年金、医療、介護保険、子育て環境の整備、幼児教育の無償化といった社会保障の充実・安定化や人づくり革命に要する経費に充てられている。令和3年度地方財政計画では、社会保障の充実分として、少子化対策や医療・介護の地方負担分に約4割が活用される一方、残り約6割は活用事業が明示されていない。

地方単独事業である福祉医療費(乳幼児医療費助成事業、ひとり親家庭医療費助成事業、障害者医療費助成事業等)などを地方財政計画に積み上げることなく、社会保障の安定化分に活用しているならば、結果として、臨時財政対策債の縮減に活用されていると考えられる。

このような状況を踏まえ、地方が必要としている財政需要は地方財政計画に適切に積み上げること。

[令和3年度地方財政計画における一般行政経費] (単位：兆円)

区分	R2	R3	R3-R2	備考
補助	22.7	23.0	+0.3	
国保・後期高齢者関係事業	1.5	1.5	0.0	
単独	14.8	14.8	+0.0	伸び率が僅少であり、社会保障の安定化や、国制度に基づく分を除いた地方単独分の社会保障の充実が明示されていない
うち、会計年度任用職員分	0.2	0.2	+0.0	
うち、旧重点課題対応分	0.3	0.3	+0.0	
その他	14.3	14.3	+0.0	
まち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	+0.0	
地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	
地域デジタル社会推進費	0.0	0.2	+0.2	
計	40.4	40.9	+0.5	

[令和3年度における社会保障の充実等]
(地方)

区分	R3	構成比
消費税増収額等 ①	4.01	-
地方消費税引上分	3.13	78.1%
交付税法定率分	0.88	21.9%
歳出	4.01	-
社会保障の充実分 ②	0.89	22.2%
新しい政策パッケージ分 ③	0.67	16.7%
公経済負担増分 ④	0.17	4.2%
差引き(安定化) ①-②-③-④	2.28	56.9%
<臨時財政対策債H25→R3増減>	△0.73	-

(国) (単位：兆円)

区分	R3	構成比
消費税増収額 ①	9.39	-
歳出	9.39	-
社会保障の充実 ②	2.09	22.3%
新しい政策パッケージ分 ③	0.91	9.7%
公経済負担増分 ④	0.46	4.9%
基礎年金 ⑤	3.40	36.2%
差引き(安定化) ①-②-③-④-⑤	2.53	26.9%

地財で活用事業が明示されている経費:43.1%(約4割)
※安定化に要する経費(残り約6割)は明示されていない

主エ デジタル化推進への財政措置

- 新・ 行政手続きのデジタル化やICT環境の整備、これらの整備に伴う維持管理費（ランニングコスト・通信料・更新費用等）について、十分な財政措置を講じること。

<R3年度地方財政計画「地域デジタル社会推進費」：2,000億円（うち都道府県分800億円程度）>

・本県交付税措置見込額 21億円（直近の臨時費目「地域社会再生事業費(R2地財)」の本県シェア率※を乗じて積算）
 ※(a)都道府県配分額2,104億円
 (b)本県措置額54.5億円 b/a=2.59%

・デジタル化に関する本県予算計上額 約24億円（一般財源ベース）

【デジタル化に関する本県予算計上事業(一般財源ベース)】

施策体系・区分		金額(百万円)
1 未来を創る ～イノベーションの創出～	(1)新事業・新サービスの創出 (ビッグデータ活用促進、地域IT人材育成等)	812
	(2)生活スタイルの変革 (在宅勤務システム基盤の整備等)	67
	(3)デジタル社会を先導する知の集積 (IT戦略推進事業の実施)	—
2 活力を高める ～パフォーマンスの向上～	(1)事業展開におけるクオリティの向上 (次世代産業DX導入、スマート農業推進等)	211
	(2)サービス利用者のユーティリティ向上 (県立病院遠隔画像診断ネットワーク構築等)	257
3 デジタル社会を支える ～基盤の強化～	(1)デジタルデバイドの解消 (GIGAスクールポータル配置、シェア働き方創出等)	863
	(2)安全安心なICT環境の整備 (青少年安全安心ネット活用の推進等)	19
4 スマート自治体を目指す ～デジタル行政の推進～	(1)BPRの推進 (行政手続きオンライン化進、AI・RPA導入促進等)	165
	(2)情報システムの改革 (衛星通信回線の強化等)	—
計		2,394

オ 地方の投資的経費の確保

- ・今後30年以内の発生確率が70%～80%程度と予測されている南海トラフ地震や近年多発する豪雨災害等の大規模災害に備えるため、地域における津波防災インフラ整備等の防災・減災対策の推進や地域創生を支えるインフラ整備等について、中長期的な視点で計画的に取り組む必要があることから、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に対応する地方負担について、来年度も確実に措置すること

【防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に基づく事業への対応】

対象事業	充当率	交付税措置率
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	100%	50%
緊急自然災害防止対策事業債		70%

④ 追加財政需要への適切な措置

- ・ 給与改定はもとより、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策等、国の補正予算で措置される事業については、追加財政需要での対応ではなく、適切な財源措置を行うこと

⑤ 地方交付税の財源保障機能・財源調整機能の確保

ア 財源保障機能の確保

- ・ 地方交付税を国の政策誘導の財源として活用しないこと

- 新** 個別団体における地方交付税の算定にあたっては、新型コロナの影響による国税や地方税の減少等を適切に捕捉するとともに、留保財源の縮減について、令和3年度の地方財政計画において措置された基準財政需要額の増額等の対応を引き続き実施し、各団体における必要な額を確保すること（再掲）

【令和3年度地方財政計画における留保財源縮減への対応】

- ・ 地方財政計画上、地方税等の減少に伴う地方単独事業の財源減少に対し、基準財政需要額の増額により、地方交付税額を確保

[本県における地方交付税等の算定(R3当初予算時点の試算)]

(単位:百万円)

区 分	R3当初予算 A	R2年間 B	A - B
交付基準額(①-②) (普通交付税+臨財債)	475,000	380,982	94,018
①基準財政需要額	958,722	934,597	24,125
個別・包括算定経費	783,957	759,259	24,698
②基準財政収入額	483,722	553,615	△ 69,893

イ 業務改革の取組等の成果を反映した算定の見直し

- ・ 地方交付税の算定にあたっては、財源保障機能の観点から標準的な行政サービスを遂行するために必要な経費を基本とすべきであり、個々の団体の地方税の徴収努力や歳出削減努力をもって地方全体の地方交付税の削減を行う業務改革の取組等の成果を反映した算定を見直すこと。また、その拡大は厳に慎むこと

主ウ 包括算定経費の適切な算定

- ・ 平成23年度以降、地方一般財源総額が前年度と実質同水準に据え置かれ、社会保障関係費の自然増(+2.7兆円)に見合うだけの基準財政需要額の増加(+1.2兆円)となっておらず、他の歳出を削減することで対応しているため、結果として包括算定経費が0.9兆円減少している。

このため、包括算定経費を明確な積算根拠を示すことなく圧縮するのではなく、適切な算定を行うこと。

[一般財源総額と基準財政需要額の推移 (全国：不交付団体含む)]

(単位：兆円)

区 分	H19	H23	H26	R1	R2	H23-H19	R2-H23
個別算定経費	40.6	43.5	44.4	46.2	47.3	2.9	3.8
社会保障関係費(自然増等)	10.8	13.3	14.6	15.6	16.0	2.5	2.7
消費税増収分を活用した社会保障の充実等	0	0	0.3	1.2	1.7	0	1.7
包括算定経費	4.7	4.6	4.2	3.6	3.7	▲0.1	▲0.9
基準財政需要額 計	45.3	48.1	48.6	49.8	51.0	2.8	2.9
充実分除き	45.3	48.1	48.3	48.6	49.3	2.8	1.2
(参考)一般財源総額	56.9	58.8	59.4	60.7	61.8	1.9	3.0

※ H19：包括算定経費の算定初年度

H23：地方一般財源総額実質同水準に据え置かれた初年度

H26：消費税率引上げ(5%→8%) 初年度

R 1：消費税率引上げ(8%→10%) 初年度

主エ 特別交付税におけるルール項目の確実な措置

- 新・特別交付税の算定において省令で算定方法が明記されているルール項目について、交付額が省令上の算定額を下回っている地方団体があり、特別交付税は、普通交付税で補捉されない特別の財政需要に対し交付されるものであるため、ルール項目の算定額を下回ることがないよう、確実に措置すること

⑥ 地方単独事業と地方負担への財源措置

- 補正予算による臨時的措置などを含め、地方単独事業及び国庫補助事業の地方負担に対し、必要な財源措置を行うこと

(2) 地方税体系の充実強化 【内閣官房、内閣府、総務、財務、農水、経産】

① 地球温暖化対策のための税における地方税財源の確保

- 石油石炭税の税率上乘せ分に限らず地球温暖化対策のための税を充実し、地方の役割に応じた税財源を確保すること

【提案の背景】

- 環境施策の推進は、地方公共団体が大きな役割を担っているが、「地球温暖化対策のための税(石油石炭税の税率上乘せ分)」による財源は、国策にのみ充てられ、地方への措置がない。

【「地球温暖化対策のための税」の概要】

- 全化石燃料(原油・石油製品、ガス状炭化水素、石炭)に対してCO₂排出量に応じた税率(289円/CO₂トン)を上乘せ
- 税収(初年度391億円/平年度2,623億円)は、我が国の温室効果ガスの9割を占めるエネルギー起源CO₂排出抑制施策に充当
- リチウム電池などの革新的な低炭素技術集約産業の国内立地の推進、中小企業等による省エネ設備導入の推進、再生可能エネルギー導入の推進等を国が実施

② 森林環境税及び森林環境譲与税の導入・創設に伴う対応

ア 国民の理解の促進

- ・ 森林環境税の導入に当たっては、以下の点などについて国民に丁寧に説明し十分な理解を得ること
 - 地方の基幹的税目である個人住民税に国税を附加すること
 - 森林整備により、防災や地球温暖化防止等という森林の公益的機能を回復させ、その効果は、地方部はもとより都市部にも及ぶことから、幅広く負担を求める制度であること

イ 造林事業の推進に関する予算の確保

- ・ 地域材の安定供給等に必要の間伐、路網整備などの造林事業を推進するため、森林環境保全直接支援事業の予算を確保すること

【提案の背景】

- ・ 植林・保育・伐採・利用のサイクルが実現する「資源循環型林業」の構築に当たっては、森林全体の整備が必要である。
- ・ 造林事業については、森林環境保全直接支援事業により推進しているが、引き続き十分な予算の確保が必要。

【森林環境保全直接支援事業の概要】 R3国予算：238億円

事業内容	間伐（伐捨・搬出）、森林作業道整備、鳥獣害防止施設等整備 等
事業主体	森林経営計画作成者 等
補助率	68%（国51%，県17%）ほか

ウ 森林環境税の導入に伴う適切な財源措置

- ・ 森林環境税導入に伴い発生する、市町村の賦課徴収費用、市町村及び都道府県のシステム改修費用等について、森林環境譲与税の使途に追加するなど適切な財源措置を行うこと

【賦課徴収事務の流れ】

- ・ 森林環境税は、市町村が賦課徴収し、都道府県を経由して国へ払い込むとされている。

③ 応益性を反映する外形標準課税の拡充

- ・ 応益性を反映する法人事業税の外形標準課税をさらに拡大すること
- ・ 適用対象法人の検討に当たり、中小法人の適用については、地域経済への影響を踏まえ、慎重に検討すること

【提案の背景】

- ・ 外形標準課税は、資本金又は出資金の額が1億円を超える法人が対象である。
- ・ 法人事業税は、法人がその事業活動に比例して、道路等の公共施設の利用や警察による治安、保健衛生等、様々な行政サービスを受益している点に着目して課税していることを踏まえ、法人事業税の応益性を反映した外形標準課税の拡充や、法人事業税が法人の事業活動の経費としての性格を持つことを踏まえた外形標準課税の対象拡大の検討が必要である。

主④ 電気・ガス供給業における法人事業税の課税方式の堅持

- ・電気供給業(送配電事業)及びガス供給業について、収入金額課税制度を堅持すること
- ・令和2年度税制改正において課税方式が見直された電気供給業(発電・小売事業)については、外形標準課税及び所得課税の割合を拡大しないこと

【提案理由】

- ア 電気供給業及びガス供給業は、発電・製造、送配電・導管及び小売の各事業部門が相互に密接に関連しており、事業全体として、消費者にエネルギーの安定供給を行うという公益的性格を依然として有する。
- イ 発電・ガス製造施設及び送配電・ガス導管設備等は、規模が大きく、多くの従業員を有し、多大な行政サービスを受益している点に変わりはない。
- ウ 法的分離が義務付けられた送配電事業(R2実施)及びガス導管事業(R4実施)は、法的分離後も「総括原価方式」による規制料金(電気事業法又はガス事業法による経済産業大臣の託送料金の認可)が維持される。
- エ 小売事業(一般家庭用等)については、新規参入事業者の料金は自由化されているが、適正な競争環境が確保されていないこと等により消費者の利益を保護する必要性が特に高いとして、既存大手電力事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者のうち経過措置対象事業者の「総括原価方式」による規制料金が経過措置により存続することとなっている。(経過措置の期間は、定められていない。)
- オ 収入金額課税制度の見直しは大幅な減収に繋がり、地方団体の財政運営に多大な支障が生じる。
- カ 本県は主要な電源立地団体として、これまで我が国の電源開発及び電力の安定供給のために、インフラ整備や環境対策など、多大な貢献をしてきたが、今後も我が国のエネルギー政策において、電気・ガスの安定供給は重要な課題となる中で、電源立地団体等に対し、大幅な減収を強いることは受け入れられない。
(cf. 本県の発電実績：45,565,447MWh > 電力需要：37,658,266MWh ※2019年度実績)

【兵庫県内における影響額(本県試算)】

区分	現行制度 A	所得+外形課税 とした場合 B	影響額 B-A
ガス	26億円	6億円	▲20億円

※ガス供給業(収入金額課税対象分)の法人事業税について、一般の事業者と同様の「所得課税+外形標準課税」方式に変更した場合の本県の実質的な収入の影響額(減収額)を、令和元年度決算額をベースに試算(特別法人事業譲与税を含む。)

【提案の背景】

- ・R2 税制改正において、2020年の送配電部門の法的分離、新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮の上、電気供給業のうち発電・小売電気事業に係る法人事業税の課税方式が見直された。
- ・R3 年度与党税制改正大綱では、ガス供給業に係る収入金額による外形標準課税のあり方について、引き続き検討するものとされた。

⑤ 法人住民税均等割の拡充

- ・法人住民税について、赤字法人が多いという実情に鑑みても、それらの法人にも応分の負担を求める観点から、均等割を拡充すること

【提案の背景】

- ・法人住民税は、地域社会の費用をその構成員でもある法人にも幅広く負担を求めるため、均等割(資本金等の額によって一定額)と法人税割(法人税額×税率)により課するものである。
- ・法人の6割が赤字法人であるが、赤字法人には法人税割は課せられず均等割のみ課せられている。
- ・均等割は、様々な行政サービスに対する会費的な性格を有することから、赤字法人にも応分の負担を求めることが必要である。

主⑥ ゴルフ場利用税の堅持等

- 平成元年の消費税創設及び娯楽施設利用税廃止後も、ゴルフ場利用税として課税されているところであり、以下の点から、現在もその必要性に変わりはなく、都道府県及びゴルフ場所在市町村の貴重な自主財源であることから、現行制度を堅持すること

【提案理由】

- ア ゴルフ場利用に係る支出行為は、他の消費行為に比して十分な担税力が認められる。
- イ ゴルフ場の利用には、ゴルフ場周辺環境の保全等、都道府県も含め地方団体の行政サービスが密接に関連している。
- ウ ゴルフ場は広大な面積を有しており、当該地域の土地利用の長期にわたる固定化を招いている。
- エ ゴルフ場が所在する市町村の約75%が過疎地域や中山間地域にあり、自主的な財源に乏しい市町村が多いため、ゴルフ場利用税は貴重な財源となっている。
- オ ゴルフ場利用税が廃止された場合、全都道府県で約431億円、本県では約35億円（うち市町への交付金約24億円。R元年度決算額）の減収が見込まれる。

〔兵庫県におけるゴルフ場に関連する予算額〕

項目	主な事業	R3予算額(百万円)	
		一財	
災害対策	地滑り対策、洪水対策等	1,460	1,179
環境対策	水質調査、安全指導等	103	8
消防・救急	ドクターヘリ運営等	18	18
道路	アクセス道路維持管理等	2,768	2,662
スポーツ振興	団体・競技者支援等	5	5
地域振興	観光利用促進等	23	23
合計		4,377	3,895

〔兵庫県における交付額上位団体〕

県内順位	市町名	ゴルフ場利用税 交付金 (単位:千円)
1	三木市	550,846
2	神戸市	351,612
3	加東市	298,658
4	宝塚市	175,076
5	西宮市	138,777

(令和元年度決算)

- 70歳以上のゴルフ場利用税の非課税措置を担税力の観点から廃止すること

〔1世帯あたりの貯蓄額(国民生活基礎調査(R元))〕

70歳以上：1,233.5万円、65歳以上：1,276.6万円、全体平均：1,077.4万円

主⑦ 固定資産税の安定的確保

ア 特例措置の廃止等

- 納税者の負担感に配慮し、令和3年度に限り、課税標準額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く特別な措置が講じられた。

固定資産税は、市町が提供する行政サービスと資産の保有に着目して、応益原則に基づき課税する基幹税であり、新型コロナウイルス感染症対策に関する経済的な負担軽減等は、本来、国の責任において実施すべきものであることから、上記措置については令和3年度限りで確実に廃止すること。

＜R3年度税制改正：固定資産税（土地）の負担調整措置＞

- 宅地等及び農地の負担調整措置について、R3年度からR5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、従来の負担調整措置の仕組みを継続。
- その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、R3年度に限り、負担調整措置により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講じる。

イ 償却資産に関する固定資産税の堅持

- ・償却資産に関する固定資産税は、企業活動が、土地と建物(家屋)、機械・設備等(償却資産)を一体的に活用して行われることに着目して課税している市町村の基幹税であり、市町村にとっても重要な財源であることから、現行制度を堅持すること

⑧ たばこ税の税率引上げの際の地方分の財源の堅持

- ・たばこ税の税率を引き上げる際には、国と地方のたばこ税の割合を従来どおり1：1として地方分の財源を堅持すること

【提案の背景】

- ・税率引上げは売上減少に繋がる傾向にあり、国のみ引き上げると地方分の税収が減少する。

⑨ 消費税率引上げへの対応

ア 消費税率引上げに伴う中小企業者への配慮

- ・消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、消費税転嫁対策特別措置法の失効後も、国における転嫁拒否の行為等に対する監視や取締り、総合相談窓口の設置等の強力かつ実効性のある転嫁対策を引き続き実施すること

イ インボイス制度導入に向けた適切な支援

- ・適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入に当たって混乱が生じないよう、制度の十分な周知や指導、新たに課税事業者となる事業者に対してインボイス制度に対応したレジや受発注システムの導入支援など、制度導入に向けての支援を行うこと

【提案の背景】

- ・令和5年10月1日以降、適格請求書発行事業者以外の者（免税事業者等）から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除を行うことができなくなる（経過措置はあるが、最初の3年間は80%控除、次の3年間は50%控除のみ）。
- ・適格請求書を発行できない免税事業者は、仕入税額控除を行うことができないことを理由に取引から排除されるおそれがあることから、取引維持のため課税売上高が1,000万円以下であっても、課税事業者とならざるを得ない場合がある。

⑩ 地方消費税の清算基準の見直し

- 支出側の統計調査が活用できるよう「全国家計構造調査」等の充実を図ることなども含め、より適切な清算基準となる統計指標について十分に検討すること

【国制度の問題点】

- 現行の統計基準は、企業の販売額等をベースにした供給側の指標であり、消費地等の消費の実態を十分に反映できていない。
- 消費を的確に把握する観点から、調査対象数増など調査内容を充実した上で「全国家計構造調査」等を基にした「県民経済計算」の最終消費支出といった支出側の統計指標の活用を検討が必要。

【現行の基準】

統計基準	小売年間販売額（商業統計）	50%
	サービス業対個人事業収入額（経済センサス活動調査）	
人口基準（国勢調査）		50%

【現行の統計資料】

	統計名	頻度	調査対象	内 容
支出側	県民経済計算	毎年	—	「国民経済計算」（GDP統計）と同様の手法で、各都道府県が計算。消費側の指標として民間最終消費支出や政府最終消費支出を調査。「家計調査」や「全国家計構造調査※」から推計
	家計調査	毎月	約9,000世帯 (本県266世帯)	家計の収入・支出、貯蓄・負債などの実態を調査
	全国家計構造調査	5年	約90,000世帯 (本県3,279世帯)	家計の収入・支出及び貯蓄・負債、住宅・宅地などの家計資産を調査

※平成26年度までは「全国消費実態調査」として実施

(3) 国・地方を通じた税制改革の実施 【内閣官房、内閣府、総務、財務】

① 税財源の充実を図る税制の抜本改革の実施

ア 国・地方間の税源配分のあり方を見直し

- 地方は福祉や教育などの内政全般を担当するという国と地方の役割分担のもと、国・地方間の税源配分のあり方を見直すこと

【提案の背景】

- 社会保障と税の一体改革の一環として行われる消費税率の引上げは、社会保障財源の確保を目的とするものであり、国・地方を通じた税財源の充実を図る税制の抜本改革とは言えない。
- 国と地方の税源配分は6：4、歳出費は4：6であり、比率が逆転している。
- 令和3年度の地方の財源不足額は10.1兆円であり、地方財政計画総額の約11.2%に達する。
- 地方が担うべき事務と責任に見合う国と地方の税源配分の見直しが必要であり、増大する社会保障等の行政サービス需要に対応するため、税源の偏在性が少なく、安定的な税収確保が必要である。

イ 地方共有税の創設

- 法人税等のうち交付税原資となる税収を特別会計に直接歳入するなど、地方交付税が地方自らの財源であることを明確にする「地方共有税」を創設すること

【提案の背景】

- 税源交換などの新たな措置を講じた場合でも残らざるを得ない地域間の財政力格差に対処するため、地方交付税の有する財源保障・財源調整機能の充実強化が必要である。
- 地方交付税は本来地方の固有財源であり、地方団体全体で共有している財源であることから、地方交付税が自治体の「連帯」と「自立」の精神に基づくセーフティネットであることを制度上明確化させることが必要である。
- 地方の固有財源である地方交付税が国による政策誘導に用いられる事態を防ぐためにも、地方交付税を国の一般会計を通さず、「地方共有税」として特別会計に直接繰り入れる等の方式（地方交付税の地方共有税化）を検討すべきである。

② 地方税の偏在是正に向けた税制改革の実施

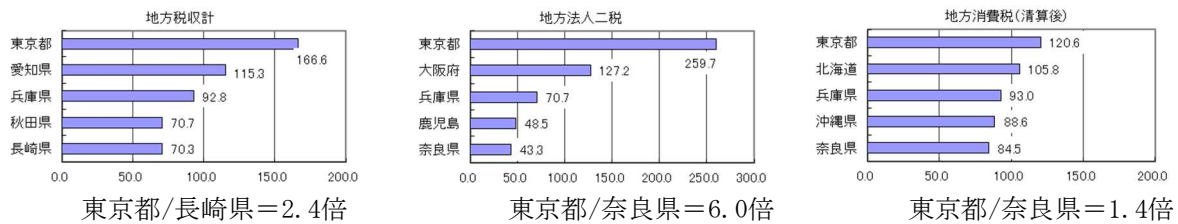
主ア 地方法人課税と消費税との税源交換など抜本改革の実施

- 地方が自らの発想で地域の多様性を生かした取組を進めるためには、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を進める必要があることから、地方法人課税と偏在性の比較的小さい消費税との税源交換等、税制の抜本的改革を行うこと

【提案の背景】

- 令和元年度税制改正において、地方法人課税の偏在是正措置（特別法人事業税・譲与税の創設）が講じられたが、税制の抜本的改革は実現していない。

【人口一人当たりの税収額の指数（令和元年度決算）】



主イ 事業活動の実態を反映した地方法人課税の分割基準の抜本的見直し

- 税収を適切に帰属させるため、法人事業税については応益課税の原則、生産設備の現在高である償却資産基準の導入や本社管理部門の従業員数の割落としなど、分割基準を抜本的に見直すこと。
- 応能的性格である法人県民税（法人税割）についても、法人事業税と同様の分割基準となるよう見直すこと

【国制度の問題点】

- 現行の分割基準は、ロボット化やIT化による付加価値を生む地方の工場での労働者の減少や本社管理部門の東京への集中、分社化等の進展による親会社への利益の移転など、事業活動の実態の変化を踏まえたものになっていない。

ウ 法人事業税交付金を拡大しないこと

- 法人事業税交付金について、むやみに拡大しないこと

【提案の背景】

- 当該交付金は、地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う市町村分の法人住民税法人税割の減収分の補てん措置として、法人事業税（都道府県税）の一部（7.7%）を都道府県から市町村に交付する制度として創設（平成29年度～）されたが、本来行うべき法人事業税の偏在是正を行わずに創設されたもの。

主③ 事業活動の情報化に対応した地方法人課税の制度検討

ア 事業活動の実態を反映した検討

- 情報通信技術を活用した事業活動の拡大に対応し、地方団体間において適切に税収を帰属させるため、事業活動の実態を反映した地方法人課税の制度を検討すること
- その際、電子商取引の基盤を構築しサービスを提供している法人については、サービスの提供を受けた者の所在地の地方団体において、下記の措置を講じて課税を行うこと
 - 各都道府県における売上額を、法人県民税（法人税割）・法人事業税の分割基準に加えて課税することとし、各都道府県における売上額を把握できるような措置
 - こうした手法が困難な場合には、代替指標として分割基準に人口を加える等の措置

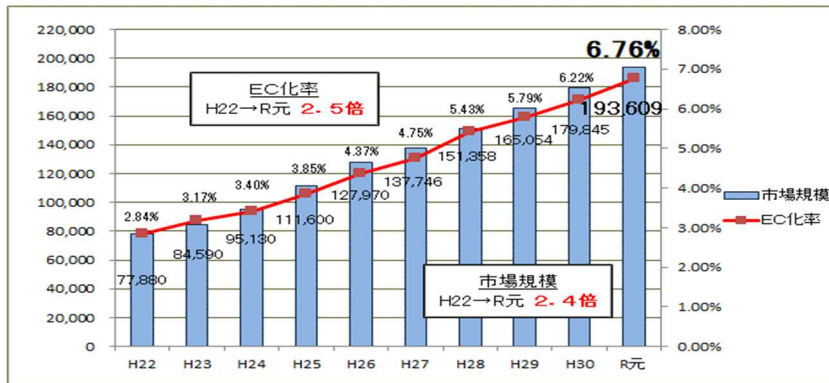
イ 国際課税の見直しを踏まえた検討

- ・OECDにおける国際課税の見直しに際して、日本に恒久的施設(PE)を有しない外国企業の日本における事業活動が課税対象となった場合、配分された税収が、国税のみならず地方法人課税の税収総額の増加に結びつく課税制度を検討すること。

【提案の背景】

- ・事業活動の情報化、コロナ禍における電子商取引の拡大等により、全国を対象に事業活動を行っているにもかかわらず、本店や少数の事業所以外に事業所等を設置していないため、法人の事業活動の実態以上に税収が本店所在地等のみで集約されている状況が生じている。
- ・消費税においても音楽配信等の電子商取引について、課税対象となる国内取引に該当するかどうかの判断基準が、役務の提供を行う者の提供に係る事務所等の所在地から役務の提供を受ける者の住所等に改正された。

<電子商取引の市場規模等の推移>



※EC化率

全ての商取引のうち、電子商取引が占める割合

〔経済産業省「令和元年度電子商取引に関する市場調査」〕

④ 格差拡大に対応する累進性を高めた税率構造の構築

- ・所得税が有する再分配機能を更に高めるよう、累進性の高い税率構造への見直しを図ること

- 新**・本来、資産所得として勤労所得よりも高い担税力を有する金融所得に対する課税（所得税、個人道府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割）については、単一税率ではなく、所得に応じた累進税率の導入を検討すること

【提案の背景】

- ・昭和61年分の所得税は10.5%~70%の15段階であったが、現行は5%~45%の7段階である。
- ・これまでの大幅な累進緩和の結果として税率のフラット化が進み、経済に格差拡大の傾向が見られる中で、所得税の所得再分配機能が低下している。
- ・分離課税となる利子所得、配当所得及び株式等に係る譲渡所得については、20%（所得税15%、個人道府県民税5%）の単一税率を採用している。

⑤ 法人税率引下げに伴う税収減の代替財源の確保

- ・法人実効税率の引下げの一部を法人税率の引下げで対応することにより、法人税額を課税標準とする地方税の法人住民税法人税割が減収となる場合には、代替財源の確保や地方交付税の法定率の引上げ等の恒久的な措置により、必要な地方税財源を確保すること

【提案の背景】

- ・平成28年度税制改正において法人実効税率が20%台まで引き下げることとされた。
- ・国税である法人税は、その一定割合が交付税原資であるほか、法人住民税法人税割の課税標準でもあり、法人事業税についても所得割の課税標準である所得等が法人税の所得の計算の例により算定されることから、その軽減による地方財政への影響が懸念される。

(4) 地方税の充実に向けた諸制度の改善 【内閣官房、内閣府、総務、財務、農水】

① 税制の公平性の確保

ア 事業税の課税方法の見直し

- ・ 事業税について、以下のような取組により簡素で公平な仕組みへ抜本的に見直すこと
 - 社会保険診療報酬の所得計算特例及び医療法人軽減税率の見直し
 - 課税所得の算定上損金扱いとされている日本銀行の国庫納付金の課税対象化
 - 付加価値割の算定における報酬給与額の算定方法の見直し
 - 個人事業税の対象業種限定の廃止及び対象事業の認定基準を外形基準（不動産貸付業の場合、戸建て住宅10棟以上など）から収入基準へ

【提案の背景】

- ・ 社会保険診療報酬関係は、税制改正大綱において、実質的非課税措置及び医療法人の軽減税率のあり方について検討することとされているが、見直し等への動きが確認できない。
- ・ 税制の公平化を図るとともに、都道府県の貴重な財源の安定的な確保のため、日本銀行の国庫納付金の課税対象化が必要である。
- ・ 労働者派遣法に基づく労働者派遣料は派遣元への支払額の75%を報酬給与額に計上しているが、業務委託料、外注費等で計上し、実質、労働者派遣に該当する場合の規定がない。算入率の適否を含めた取扱いの検討が必要である。
- ・ 個人事業税の課税対象は、限定列举されている業種に限られており、第1～3種の事業区分に応じて3～5%の異なる税率を適用するが、事業形態が多様化し、業種認定に多大な労力とコストを要している。
- ・ 不動産貸付業と駐車場業について、所得税では同じ不動産収入として申告しているにも関わらず、個人事業税では両者を区分して外形基準（室数・駐車台数等）により課税対象か否かを判断した上で所得計算する必要があることから、課税実務が煩雑であり、課税の公平性からも問題である。

イ 不動産取得税の特例措置の見直し

- ・ 不動産取得税の宅地評価土地の特例及び土地・住宅の軽減税率を見直すこと

【提案の背景】

- ・ 宅地評価土地及び住宅の取得に対し、不動産価格の3%（本則4%）を特例課税（S56～）。
- ・ 宅地に対し、その課税標準である固定資産税評価額を1/2に軽減（H8～）。
- ・ 税制の公平性を図るとともに、都道府県の貴重な財源の安定的な確保のため、延長が繰り返されている不動産取得税の宅地評価土地の特例及び土地・住宅の軽減税率について、税率を本則に戻すなど恒常的な制度としての抜本的な見直しが必要である。

ウ 軽油引取税の免除対象の更なる限定

- ・ 軽油引取税の一般財源化に伴う課税免除対象の更なる限定を行うこと

【提案の背景】

- ・ 軽油引取税は平成21年に道路特定財源制度の廃止に伴い一般財源化されたが、産業廃棄物処分業については中小事業者等に限定した上で、令和6年3月まで農業・林業・漁業・鉱物の採掘事業など法令で定める用途に供する免税が継続されている。

② 賦課徴収事務の効率化

ア 自動車税の延滞金計算の見直し

- ・ 自動車税の納期内納付の推進の観点から、全額切り捨ての対象となる延滞金額を千円未満から引下げる

【国制度の問題点】

- ・ 地方税法において、延滞金又は加算金の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるとの規定がある。
- ・ 自動車税の納期である5月末が過ぎても、延滞金の計算上、千円未満を切捨てるため、延滞金の発生は数ヶ月後となる。

イ 自動車税の納税確認制度等の導入

- ・ 自動車税の抹消・転出時の納税確認制度等を早期に導入すること

【国制度の問題点】

- ・ 地方税の徴収率向上のため、継続検査時に加えて移転登録・抹消登録時の納税確認の義務付けが必要である。
- ・ 割賦販売代金完済後、所有権は滞納者にあるにも関わらず、登録上の所有者が滞納者ではないため差押が困難になる場合があることから、所有権留保付き自動車の所有権移転の代位登録制度の導入が必要である。

ウ 督促状発付期限の条例委任化

- ・ 地方税法で一律に規定する督促状発付期限について、各地方公共団体がその置かれた状況に応じて適切な発付日の判断を行えるよう条例委任化すること

【国制度の問題点】

- ・ 督促状は、地方税法上、納期限後20日以内に発し、特別な事情がある場合のみ、条例で上記と異なる期間を定めることが可能である。
- ・ 上記規定は地方税法制定(S25)以来改正されていないが、国税通則法ではマンパワー不足を理由に20日→50日以内に延長(S59)されている。
- ・ 督促状発付期限の変更は特別な事情がある場合に限定されているが、各地方団体の置かれた状況は異なっており、それぞれの団体において最も効率的・効果的な発付期限を条例で規定可能とする必要がある。また、国税で50日以内に延長しながら、地方税で20日以内とする合理的理由はない。

エ 税務手続のオンライン化の推進

- ・ 税務手続のオンライン化等への支援及び税務署等から県への電子データによる情報提供について一層の改善に取り組むこと

【提案の背景】

- ・ 利便性の飛躍的向上、行政事務の簡素効率化・標準化、行政の見える化を実現するため、税務署からの所得税情報等の電子データを県にも提供促進することが必要である。

【現在の状況】

- ・ 個人事業税の課税にあたり、確定申告書の一部情報は、電子データで提供されているものの、添付書類などについては、税務署で職員が転写しており非効率。

③ 個人住民税の見直し

ア 各種控除の見直しの慎重な検討

- ・ 所得再分配機能の回復に向けた税額控除方式の導入など各種控除の総合的な見直しに当たっては、地方財政に影響を及ぼさないよう、慎重な検討を行うこと

【提案の背景】

- ・ 個人住民税が広く住民が負担を分かち合う性格や応益的性格を有することを踏まえつつ、地方公共団体の行政サービスを支える基幹的な税目としての位置づけから、慎重な検討が求められる。

イ 徴収取扱費市町村交付金の算定方法の見直し

- ・ 個人県民税徴収取扱費市町村交付金の算定に当たっては、市町村の徴税費用・徴収努力を反映する方法へ見直すこと

【提案の背景】

- ・ 平成19年度から、税源移譲に併せて、算定方法が納税義務者数を基礎としたものに改正された。
- ・ 納税義務者数を基礎とした場合、賦課徴収を法定委任している市町の徴収努力に関係なく交付金が算定されることから、市町の徴収努力を促すため、徴税費用に見合う交付金額となるような算定方法へ見直しが必要である。

(5) 地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金の充実等

【内閣府】

主① 予算額の確保

- ・ 地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金について、当初予算において地方公共団体が必要とする両交付金の額を確保すること

[令和元年度まで]

当初：1,000億円[地方創生推進交付金]+補正：600億円[地方創生拠点整備交付金]

[令和2年度から]

当初：1,000億円[地方創生推進交付金。うち一部は地方創生拠点整備交付金(R3：50億円)]
+補正：地方創生拠点整備交付金500億円

【提案の背景】

- ・ 第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(H27～R1)で目標未達成の東京圏への転入超過解消などに向け、第2期戦略で更なる取組が求められていることから、少なくとも令和元年度以上の予

② 制度運用の抜本的な見直し

- ・ 年度当初から実施しなければ効果が十分に得られない事業もあることから、追加内示に当たっては、既に着手している事業についても対象とすること
- ・ 複数年度にわたる事業に活用できるよう、後年度事業分を基金造成することを認めること
- ・ 地方版総合戦略に位置付けられた事業であれば、改めて地域再生計画を作成しなくても事業の認定が受けられるようにするなど手続きを簡素化すること

③ 採択基準の明確化

- 外部有識者による審査の対象となる事業については、申請団体が審査会で直接説明できる機会を設けること

【国制度の問題点】

- 申請事業の検討段階や交付決定後の執行段階において制約が多く、使い勝手が悪い。
- 地域再生計画に基づく「先駆的な事業」では、採択基準（自主性、官民協働、地域間連携、政策間連携の確保）が曖昧で、採択されるかどうか予見できず、戦略の計画的・効率的な推進に支障が生じている。

【使い勝手が悪い例】

- 対象分野や対象経費等の制約が多い。
- 実績報告期日が4月10日となっており、年度末の実施が困難となっている。
- 地方版総合戦略に位置付けた事業も、改めて地域再生計画の事業認定を受けなければならない。

【地方創生推進交付金の事業タイプ】

先駆タイプ	①官民協働、②地域間連携、③政策間連携のいずれの先駆的要素も含まれている事業
横展開タイプ	先駆的・優良事例の横展開を図る事業(上記①から③のうち、2つ以上含まれている事業)
Society5.0/17	地方創生の観点から取り組む、未来技術を活用した新たな社会システムづくりの全国的なモデルとなる事業

【ひょうご地域創生交付金の概要 [R3県予算：25億円(事業費ベース)]】

- 少子高齢化の進展や本格的な人口減少の中にあっても、活力ある地域社会を実現するため、市町、地域団体等の取組を支援する交付金を平成30年度に創設
(国の交付金の申請を優先した上で、国の交付金の対象外となる事業も対象)

申請上限額	政令・中核市	1.0億円
	上記以外の市町	0.75億円 0.5億円
補助率	政令・中核市	1/3
	地方交付税不交付団体	
	上記以外	1/2

令和3年度は、市町から申請があった地域独自の地域創生に資する183事業（約21億円）について交付決定

※R3創設のポストコロナ特別枠は申請上限なし

④ 地域再生計画に基づく施設整備に対する財源の確保

- 令和3(2021)年度以降も、地域再生計画に基づく、道、污水处理施設、港の整備が着実に実施できるよう、地方創生推進交付金制度を堅持し、十分な予算を確保すること

【地方創生推進交付金の活用を予定している地域再生計画（令和3年4月時点）】

地域再生計画の名称	計画作成主体	計画期間	総交付金額(千円)		交付金の種類	施設の種類	地区等の名称	事業主体
				うちR3年度要望額				
水・緑・人がともに生きるまちづくり計画	兵庫県、神河町、多可町、西脇市	H27～R3	3,050,000	253,061	道	林道	千ヶ峰・三国岳線	兵庫県
					道	市町村道	水走り中河原線 ほか2地区	神河町
					道	市町村道	町道豊部35号線 ほか3地区	多可町
					道	市町村道	市原羽安線	西脇市
『～食極めれば淡路島～』南淡路地域再生ネットワーク化計画	兵庫県、洲本市、南あわじ市	R3 R7～	6,302,600	1,330,000	道	広域農道	南淡路4期地区	兵庫県
					道	市町村道	山神線	洲本市
					道	市町村道	大榎列古長田線	南あわじ市
南あわじ(福良・沼島)の観光と産業を支える港づくり	兵庫県、南あわじ市	R2～R5	850,000	443,500	港	港湾	福良港	兵庫県
					港	漁港	灘漁港	南あわじ市
あなたが好きなまち・朝来市計画	兵庫県、朝来市	H28～R4	786,650	144,625	道	林道	千ヶ峰・三国岳線ほか1地区	兵庫県
					道	市町村道	物部伊由市場線	朝来市
響きあう心 世界へ拓く結の郷やぶ計画	兵庫県、養父市	H29～R5	347,500	60,050	道	林道	須留ヶ峰線	兵庫県
					道	市町村道	市道朝倉高柳線	養父市

(6) 地方創生経費の地方財政計画への反映等

【内閣府、総務】

① 総額の確保

- 地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生事業に引き続き取り組むことができるよう、令和4年度以降もまち・ひと・しごと創生事業費を継続した上で、今年度の1兆円を上回る規模を確保すること
- 地域社会の維持・再生に向けた施策に自主的・主体的に取り組むため、地域社会再生事業費を継続した上で、今年度の0.4兆円を上回る規模を確保すること。
- 所要額を地方財政計画に計上する際には、その他の歳出を削減することなく、財政措置を確実に講じること

② 算定方法の見直し

ア まち・ひと・しごと創生事業費の適切な算定

- 人口が集中している東京圏以外の地方に重点的に配分することはもちろんのこと、地方創生関連の追加需要等に基づき適切に算定すること
- 特に、地域の元気創造事業費については、市町村分に優先的に配分されていることから、道府県分の配分を拡充すること

【国制度の問題点】

- 人口減少等地方が抱える構造的な課題の解決には、長期的取組が必要であるが、団体ごとに進捗が異なる行革努力等の短期的な成果に基づく算定は適切でない。
- R3算定額の内訳
(地域の元気創造事業費：道府県分：975億円、市町村分：2,925億円)
(人口減少等特別対策事業費：道府県分：2,000億円、市町村分：4,000億円)

(7) 地域創生を総合的に支援する地方債の創設 【総務、財務、文科、文化】

① 戦略的な取組を支援する地方債の創設

- ・ 緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付金算入率70%)に準じた客観的かつ公平な基準等に基づく地方交付税措置のある特別な地方債を創設すること

【提案の背景】

- ・ 合併市町、過疎地域・辺地を有する市町以外にあっては、地域創生のための施設整備事業に対して、活用できる有利な起債がほとんどない。(過去には地域総合整備事業債があった)

② スポーツ・文化の振興を支援する地方債の創設

- ・ 老朽化が進む公立スポーツ施設や文化施設の機能向上等に活用できる地方交付税措置のある特別な地方債を創設すること
- ・ 特に、閣議了解された国家的なプロジェクトについて、早急に財政措置を講じること

(8) ふるさと納税の適切な制度設計 【内閣官房、内閣府、総務】

① 過度な返礼品に対する対応の検討

- ・ ふるさと納税の趣旨は、本来、経済的な見返りを求めない寄附であるため、返礼品制度は廃止すること

【提案の背景】

- ・ 寄附金は経済的利益の無償の供与であることや、ふるさと納税は通常の寄附金控除に上乘せした特例控除が適用されることを踏まえて、適正に運用すべきであるため

② ふるさと納税ワンストップ特例制度の廃止

- ・ ふるさと納税ワンストップ特例制度では、所得税控除分相当額も含めて個人住民税から控除され、本来地方の財源となるべき税収が損なわれているため、廃止すること

【国制度の問題点】

- ・ ワンストップ特例制度は、確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる。
- ・ ふるさと納税額のうち2,000円を超える部分については、原則として所得税及び個人住民税から全額が控除されるが、ワンストップ特例制度では、全額が住民税から控除されることになっており、国が負担すべき所得税控除分相当額まで地方の負担となっている。

【兵庫県へのふるさと納税における控除額の内訳（令和2年度課税）】

個人住民税（県民税・市町村民税）控除額	172.5億円
うち ワンストップ特例制度分控除額	56.4億円
うち 所得税控除分相当額	10.3億円

③ 個人住民税からの税額控除の見直し

- ・ 個人住民税の特例控除の限度額（所得割額の2割）を見直すこと
- ・ 市町村への寄附に関する住民税の控除は、市町村民税のみとすること

【国制度の問題点】

- ・ ほとんどの都道府県において都道府県民税の控除額が寄附額を大きく上回っている。

【ふるさと納税における控除の概要】

←控除外→	控除額 28,000円(B+C+D) →		
適用 下限額(A) 2,000円	所得税の控除額(B) (ふるさと納税額-2,000円) ×所得税率 (30,000円-A)×20% =5,600円	住民税の控除額 (基本分)(C) (ふるさと納税額-2,000円)× 住民税率(10%) (30,000円-A)×10% =2,800円	住民税の控除額(特例分)(D) ※所得割額の2割を限度 (30,000円-A)-(B+C) =19,600円

※年収700万円の給与所得者(夫婦子なしの場合)が30,000円のふるさと納税をした場合のもの

【ふるさと納税の寄附受入額と個人住民税控除額の状況(R元)】

(単位:百万円)

区分	件数	受入額①	翌年度税控除額②	差額①-②
兵庫県分	1,559	137	5,819	△5,682
県内市町分	437,985	12,690	11,433	1,257
合計	439,544	12,827	17,252	△4,425

④ 「企業版ふるさと納税制度」の運用改善

ア 制度の運用見直し

- ・ 寄附を通じて地方創生に貢献するという事業目的を踏まえ、個人版ふるさと納税と同様に、本社が所在する地方自治体への寄附を可能とすること
- ・ 令和2年度より事業ごとの認定から包括的な認定に簡素化されたが、充て可能な国の補助金や交付金の範囲を拡大するなど、更に弾力的に適用できる制度とすること
- ・ 着手済みの事業に対する寄附を可能とするなど、幅広い地方創生の取組に弾力的に適用できる制度設計とすること

【国制度の問題点】

- ・ 企業の創業地等、縁のある地方自治体が行う地方創生の取組に対して寄附することで、大都市部から地方への資金の流れを高めることを目的に、本社（地方税における主たる事務所または事業所）がある自治体に対する寄附は制度対象外とされている。
- ・ 地域再生計画の認定前に事業に着手することを想定しており、原則着手済みの事業は対象とならない。
- ・ 国の補助金や交付金の対象となる事業の地方負担分については、原則として地方創生応援税制に係る寄附を充てることができない。

イ 国税による税額控除への制度変更及び現行の減収相当分の財源補填

- ・ 税額控除による法人事業税と法人住民税の減収相当分については、国の責任による財源補填を講じること

【国制度の問題点】

- ・ 地方法人課税は、①地域社会の費用を構成員が分担する会費的性格を有すること、②法人の寄附は事業所単位ではなく本社一括で行うことが多いことから、税額控除は国税で対応すべき。

主(9) 宝くじの販売促進に向けた取組の推進

【総務】

・本県では、より多くの人に宝くじが身近な存在となるよう、中間当せん金帯を拡充した宝くじや、収益金の使途を明示した宝くじの発売、宝くじがもつ社会貢献性の若年層へのPRなどに取り組んでいる

新・多様な購入者ニーズに応えられるよう、払い戻し率の見直しや発売等事務委託先の拡大、決済手段の拡大等によるインターネット販売の促進、広報活動の充実など、抜本的な措置を講じること

【提案の背景】

- ・宝くじの売上は、平成17年度の1兆1,047億円をピークに減少傾向にあり、令和元年度には7,931億円まで落ち込んでいる。
- ・本県では、より多くの人に宝くじが身近な存在となるよう、中間当せん金を拡充した宝くじや収益金の使途を明示した宝くじの発売、宝くじが持つ社会貢献性の若年層へのPRなどに取り組んでいるが、全国的に更なる対策を講じる必要がある。

<(一財)日本宝くじ協会調査(R元年度)>

- ・宝くじを買わない理由 1位：当たると思わない
- ・ジャンボ宝くじ未購入者が購入動機になる取組 1位：中間当せん金帯を拡充する
- ・宝くじについて知らせてほしいこと 1位：収益金の使いみち
- ・最近1年間の購入者の割合(全国アンケート(約6,000人)による)：41.8%(20歳代では26.1%)

<当せん金付証票法における規定>

- ・当せん金品の総額は、発売総額の5割が上限
- ・発売等事務委託先は、銀行や政令で定める金融機関(信用金庫等)に限定